

葛飾区

公園・河川等総合管理計画

令和元年 8 月

葛 飾 区

目次

1. 概要.....	1
1.1 計画策定の背景と目的.....	1
1.2 公園・河川等総合管理計画の位置づけと対象施設.....	2
1.3 対象施設の概要.....	3
1.4 公共施設等の将来更新費用.....	5
1.5 取組み期間.....	5
1.6 用語の説明.....	6
2. 現況と課題.....	7
2.1 公園.....	7
2.2 河川関連施設.....	55
3. 管理方針.....	78
3.1 公園.....	78
3.2 大場川.....	90
3.3 水元小合溜.....	92
3.4 船着場.....	95
3.5 排水場.....	97
4. 管理計画.....	99
4.1 維持管理の対象・管理種別.....	99
4.2 維持管理費算出の考え方.....	100
4.3 改修費の算出.....	101
4.4 維持管理費の算出.....	102
4.5 効率化の検討.....	105
4.6 公園管理の目指す方向性.....	108
5. 資料編.....	109

1. 概要

1.1 計画策定の背景と目的

本区が保有する公共施設は昭和 40 年代から 50 年代に整備されたものも多く、施設のバリアフリー化や老朽化により、維持管理費が増大することが想定されている。

しかし、少子高齢化社会の到来とともに、大きな経済成長が見込めない状況では財源にも限りがあり、公共施設を現状のまま維持・更新していくのが困難な状況にある。

このため、葛飾区基本計画では、11 の重要プロジェクトにおいて「公共施設の効果的・効率的な活用」を掲げ、施設の総量抑制、施設の長寿命化等による公共施設の更新費用の財政負担の平準化を図ることとしている。

一方、公共施設の有効活用を図るには、ソフトとハードの両面において日々点検することから始め、点検・検証・改善が常に行われる状態にするマネジメントサイクルを確立するため葛飾区公共施設等経営基本方針を定めた。

この中で、次のステップとして、公共施設等のより一層の効果的・効率的な活用を図るため、本区公園課が管理する施設（公園・児童遊園・河川・船着場・排水場など）の更新だけでなく、計画的・予防的な施設の改修、修繕、補修等による長寿命化をどのように図っていくかを示し、維持管理費を平準化するための計画を策定するものである。

公園は、都市を構成する施設であるとともに、多様な人々が快適に暮らせるように、子育て支援の場、高齢者の健康維持や活動、地域住民コミュニティ形成などの活用が図られる場となることが求められており、公園の整備、改修にあたってはコスト縮減とともに今後も地域毎のニーズを的確に把握した公園づくりを行っていく。

1.2 公園・河川等総合管理計画の位置づけと対象施設

公園・河川等総合管理計画の位置づけと対象施設を整理すると、図 1-1 のようになる。

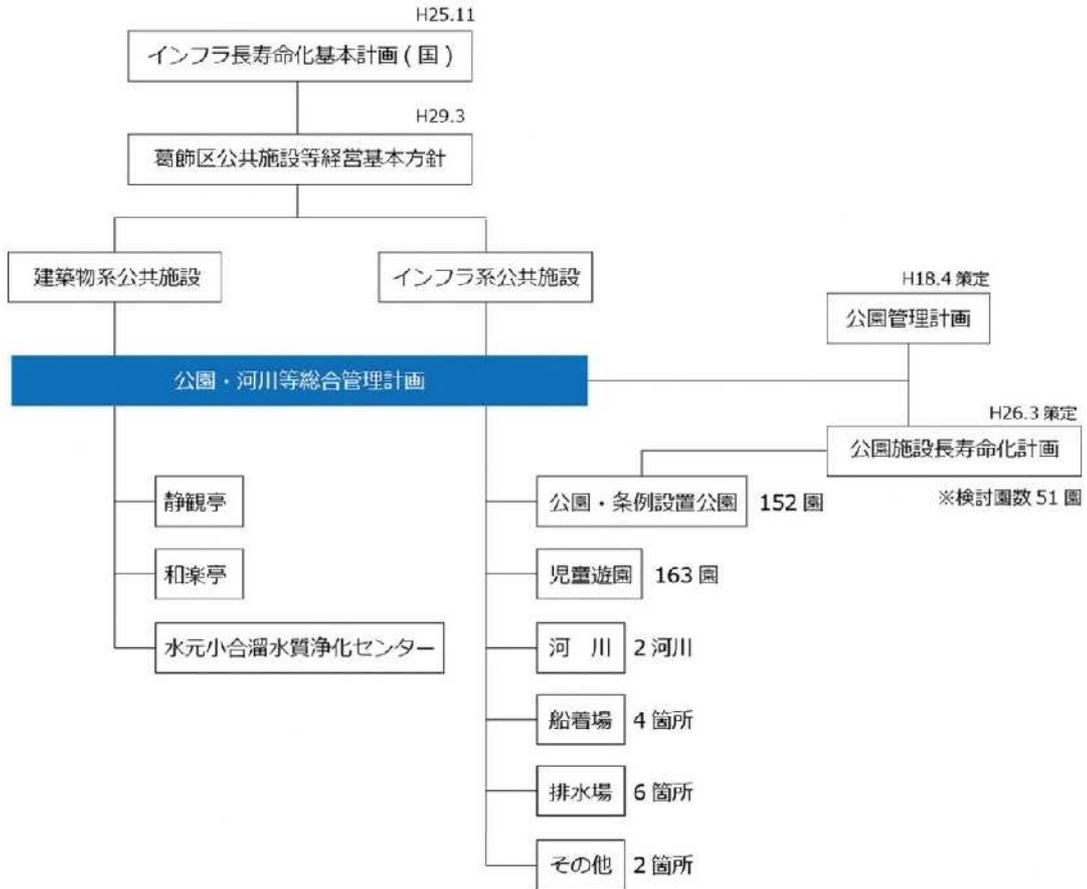


図 1-1 公園・河川等総合管理計画の位置づけと対象施設

1.概要

1.3 対象施設の概要

計画の対象施設は、公園課が管理している公園 152 園、児童遊園 163 園のほか、河川 2 河川(大場川、水元小合溜)、船着場 4 箇所、排水場 6 箇所、金魚展示場・緑のリサイクルセンターの 2 箇所とする。

表 1-1 公園・児童遊園 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

施設名称	施設数	開園年度	主たる管理施設
公園・条例設置公園 (静観亭、和楽亭含む)	152 園	昭和 25 年度から	土地、公園施設
児童遊園	163 園	昭和 25 年度から	土地、児童遊園施設

表 1-2 河川 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

河川名称	級別	延長	参考面積
大場川	一級河川	2.4 km	
水元小合溜	準用河川	3.6 km	約 25.5 h a

表 1-3 水元小合溜の水質浄化対策施設 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

施設名称	設備等
①取水・導水施設	取水施設：RC 構造(ポンプ 2 台)、導水管：Φ400 mm L=2,100m
②水質浄化センター	建築面積：1,034 m ² (RC 構造)、水門
③エアレーション(浄化施設)	間欠式空気揚水筒 11 基、機械棟 (RC 構造) 1 棟
④さくら大滝	砂ろ過施設、平均処理量 4,600 m ³ /日
⑤水循環施設	取水施設(RC 構造、ポンプ 3 台)：送水管Φ600 mm L=1,900m
⑥水生植物帯	面積：1ha、水生植物 約 15 万株

表 1-4 船着場 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

施設名称	接岸部構造形式	限界 t 数	接岸地延長
堀切菖蒲園船着場	浮棧橋型	40	30m
柴又公園船着場	岸壁型	10	15m
東立石緑地公園船着場	岸壁型	75	30m
北沼公園船着場	岸壁型	90	30m

表 1-5 排水場

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

施設名称		主な排水処理内容	土地:m ²	建物 (排水場) : m ² 、構造
第三新宿排水場	稼働中	補助 276 号線の道路排水と古谷排水場からの放流水の排水	471.86	147.28 1F 鉄骨造
古谷排水場		補助 276 号線の道路排水と不明水 (0.14 m ³ /分) の排水処理	水路敷き	84.92 1F RC 造
四ツ木橋排水場		曳舟川親水公園景観水路の排水処理	95.16	226.42 1F 鉄骨 ALC 板造
六方排水場	機能停止	東京都財産 (土地) 平成 5 年機能停止	240.07	44.64 1F RC 造
柴又排水場		平成 3 年機能停止	201.88	39.74 1F RC 造
東金町排水場		平成 9 年機能停止	252.3	56.26 1F SRC 造

表 1-6 その他

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

施設名称	施設数	開設年度	主たる管理施設
緑のリサイクルセンター	1 箇所	平成 7 年度	建物面積 : 200.43 m ² (鉄骨造)
金魚展示場	1 箇所	平成 10 年度	展示場面積 : 684 m ² 、ミジンコ池 2 面

1.概要

1.4 公共施設等の将来更新費用

「葛飾区公共施設等経営基本方針」では、本区が管理するすべての公共施設等を現状のまま修繕、改修した場合に必要な将来更新費用の総額は、表 1-7 に示すとおり平成 28 年度から 50 年間で約 6,324 億円、平均すると 1 年当たり約 126.4 億円と試算されている。

表 1-7 公共施設等の将来更新費用

施設内容	50 年間の費用	1 年当たりの費用
建築物系公共施設	約 4,833 億円	約 96.6 億円
インフラ系公共施設	約 1,491 億円	約 29.8 億円
合 計	約 6,324 億円	約 126.4 億円

※「葛飾区公共施設等経営基本方針」より集計

一方、実際の公共施設等（建築物系・インフラ系）に係る工事請負費(予算額)の平成 23 年度から 27 年度までの 5 カ年の平均は、1 年当たり約 82.3 億円であり、将来更新費の試算額（約 126.4 億円）と大きな開きがあり、現状の公共施設等をそのまま維持、更新することは極めて困難な状況である。

1.5 取組み期間

取組み期間：2020 年～2059 年

計画期間は、維持管理費の大半を占める公園の改修時期の目安である 40 年とした。

計画起算年は管理計画事業化の準備期間を考慮して 2020 年とし、2059 年までを取組み期間とした（改修時期の設定根拠は管理方針に記載）。

1.6 用語の説明

本計画で使用する用語を以下に整理する（表 1-8 参照）。

表 1-8 用語の説明

用語	内容
公園	本計画においては、河川等と区別するため、都市公園、条例設置公園、児童遊園を公園と称する(図 2-1 参照)。
一級水系	国土保全上または国民経済上特に重要な水系で、政令で指定されたもの
一級河川	一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川
準用河川	河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川。一級水系、二級水系、単独水系にかかわらず設定される。
防災船着場	災害時において、傷病者や医療従事員、帰宅困難者輸送や、医療・緊急物資の物資輸送など、水上輸送の拠点となる船着場
排水場	大雨時に、堤内地側に降った雨水を本川（堤外地）へポンプによって汲み出すインフラ施設
指定管理者制度	これまで区やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、民間団体等が包括的に代行し、管理する制度で、平成 15 年 6 月に導入された。民間事業者による施設の創意工夫ある企画や効率的な管理・運営をすることで、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としている。
巡回点検	施設の異常の発見と対処を目的とした、目視による日常点検
定期点検	遊具の指針等に基づく遊具点検や、法令や告示に基づく建築物や各種設備などの点検
維持保全	施設の日常的な維持管理として行う、清掃、保守、修繕
維持保全費	維持保全、日常点検、定期点検を行うために必要となる費用の合計
修繕	施設の維持保全のうち、部分的な修復や消耗材の部品の交換など
補修	予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換を指す。
更新	施設を取り換えたり新しく作り直したりすること
改修	広範囲に改善効果が出るような大規模な施設更新
処分制限期間	「補助金などに係る予算執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に基づく制限を受ける期間のことであり、公園施設については、国土交通省所管補助金などの交付規則(平成 12 年 12 月 21 日総理府・建設省令第 9 号)の別表第 3 に掲げている。
使用見込み期間	施設毎のライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間のことを指す。
長寿命化対策	予防保全型管理において、施設の使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する定期点検や補修
事後保全型管理	施設が壊れたら取り換えることを繰り返して管理する方法
予防保全型管理	計画的な施設の予防保全（修繕・補修）を行い、長寿命化を図る管理方法
ライフサイクルコスト	施設の使用期間中に生ずる費用のうち、「毎年の維持保全費」、「定期点検費用」、「補修に関する費用」、「撤去・更新に関する費用」の 4 項目の合計
平準化	施設の修繕や補修・更新などが特定の時期に集中するといった偏りを排し、均等に配分すること

2. 現況と課題

2.1 公園

2.1.1 公園の分類と構成

(1) 分類

本区が管理する公園の園数は、表 2-1 のように 315 園で、面積は 1,052,308.59 m²である(平成 30 年 4 月 1 日現在)。

表 2-1 葛飾区管理公園 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分		施 設 数	面 積
都市公園	都市計画公園	66 園	731,697.10 m ²
	都市計画公園以外の都市公園	83 園	167,490.79 m ²
	計	149 園	899,187.89 m ²
条例設置公園		3 園	62,080.16 m ²
児童遊園		163 園	91,040.54 m ²
合 計		315 園	1,052,308.59 m ²

公園は法律(都市公園法・都市計画法)や条例に基づき、①都市公園、②条例設置公園、③児童遊園に区分される。なお、都市公園の種類は、日常生活に密着し歩いて行ける身近な公園である「住区基幹公園」、大きなグラウンドや広場を有することで運動などができ、区を代表する公園である「都市基幹公園」、その他「緑地等」がある(表 2-2 参照)。

①都市公園：「都市公園法」、「都市計画法」及び「葛飾区立公園条例」に基づき、設置、管理している公園

②条例設置公園：下水道施設等の公共施設^{ふくがい}覆蓋上部を利用し、区民福祉の増進、生活文化の向上を目的に、「葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例」に基づき、設置、管理している公園

③児童遊園：児童の育成、体位向上を目的とし、「葛飾区立児童遊園条例」に基づき、設置、管理している都市公園に準じる施設

およそ 1,000 m²未満を児童遊園として設置(小規模な区有地等の公共用地、及び民有地)

本区が管理している都市公園(都市公園・条例設置公園)を都市公園法に基づき分類すると表2-2のようになる。

表2-2 都市公園の種類

種類	種別	内容	例	
基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用を目的として設置	金町公園、亀有公園、上千葉公園等	
	住区基幹公園 近隣公園	主として近隣に居住する者の利用を目的として設置	青戸平和公園、渋谷公園、上千葉砂原公園、東立石緑地公園	
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用を目的として設置	水元スポーツセンター公園、新小岩公園	
	都市基幹公園	総合公園	区民全般の、総合的な利用に供することを目的として設置	葛飾にいじゅくみらい公園
		運動公園	区民全般の、主として運動に供することを目的として設置	奥戸スポーツセンター公園
特殊公園		歴史公園等特殊な公園	柴又公園	
都市緑地		都市の自然環境保全、都市景観の向上を目的として設置	西亀有せせらぎ公園、曳舟川親水公園等	
緑道		近隣住区間等を結ぶ植樹帯及び歩行者路等を主体とする緑地	中川左岸緑道公園、中川右岸緑道公園	
広場公園		商業業務系の地域で景観の向上、休息を目的として設置	亀有リリオパーク	

これらの公園は、それぞれ面積や施設、規模、特色、必要な維持保全費等が異なることから、本計画では適切な維持管理のため、図2-1のように区分し、現況と課題を整理する。

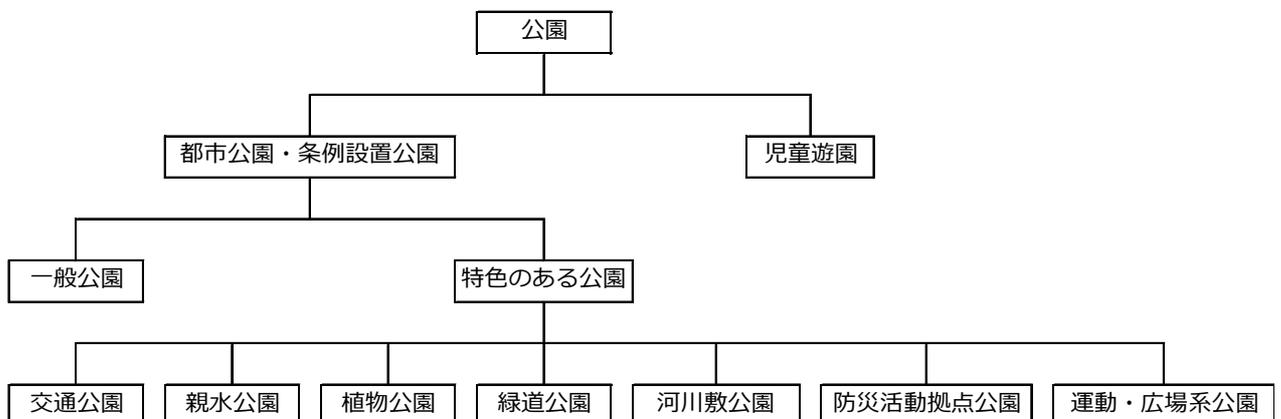


図2-1 本計画における公園の区分

2.現況と課題

公園の区分、園数と対象となる公園を整理すると表 2-3～5 のようになる。

表 2-3 一般公園

区分	施設数	面積：㎡	対象施設名	定義
一般公園	100 園	243,124.79	金町公園ほか 99 箇所	特色のある公園以外の公園

表 2-4 特色のある公園

区分	施設数	面積：㎡	対象施設名	定義
交通公園	3 園	46,917.41	上千葉砂原公園 北沼公園 新宿交通公園	交通ルールを体験できる施設のある公園
親水公園	4 園	47,522.39	西井堀せせらぎパーク 小松川・境川親水公園 曳舟川親水公園 西亀有せせらぎ公園	流れの施設がある公園
植物公園	3 園	11,801.93	堀切菖蒲園 奥戸フラワーパーク 外谷汐入庭園	園内全体に植物が植えられている公園
緑道公園	2 園	55,528.65	中川左岸緑道公園 中川右岸緑道公園	植樹帯及び歩行者路を主体とする緑地
河川敷公園	5 園	195,804.77	荒川小菅緑地公園 葛飾あらかわ水辺公園 堀切水辺公園 西水元水辺の公園 柴又公園	公園の大半が、河川区域内に整備された公園
防災活動拠点公園	32 園	204,423.02	亀有公園ほか 31 箇所	防災施設が整備された公園
運動・広場系公園	3 園	130,526.97	小菅東スポーツ公園 新小岩公園 葛飾こいじゅくみらい公園	野草系・運動系の広場が主体の公園
計	52 園	692,525.14		

表 2-5 児童遊園

区分	施設数	面積：㎡	対象施設名	定義
児童遊園	162 園	90,293.15	下小松児童遊園ほか 161 箇所	児童遊園条例に基づき設置した公園
防災活動拠点公園	1 園	747.39	小谷野しょうぶ児童遊園	防災施設が整備された児童遊園
計	163 園	91,040.54		

(2) 公園施設の種類

公園に設置されている施設を都市公園法に基づき分類すると、以下の9種類に分けられる(都市公園法第2条2項、施行令5条)。

①園路及び広場



②噴水、築山等の「修景施設」



③ベンチ、野外卓等の「休養施設」



④ブランコ、滑り台等の「遊戯施設」



⑤野球場等の「運動施設」



⑥植物園、動物園等の「教養施設」



⑦便所等の「便益施設」



⑧門、柵、照明等の「管理施設」



⑨備蓄倉庫等の「その他施設」



(3) 公園の管理業務

本計画における管理業務は、その内容によって以下のように区分している(図 2-2)。

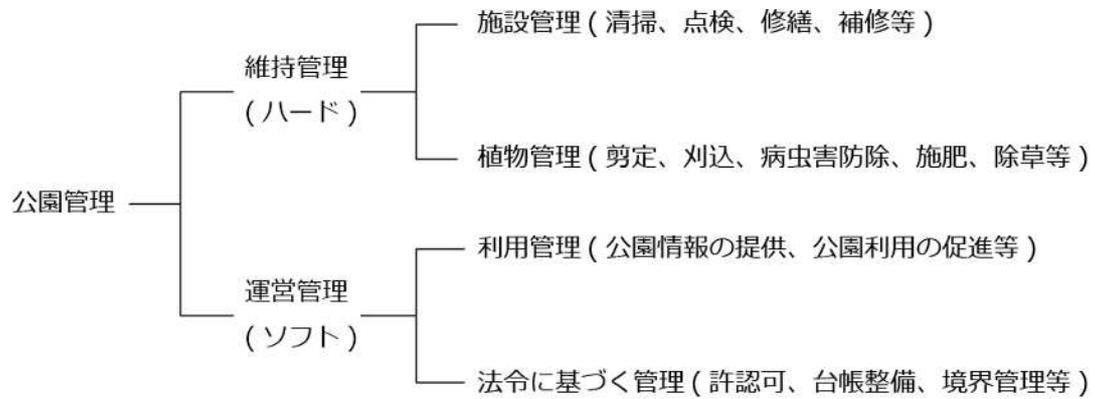


図 2-2 公園管理の種類

維持管理 (ハード)

維持管理は、公園施設の物理的な利用条件を整えることや緑の保全などの管理業務であり「施設管理」と「植物管理」に区分される。

運営管理 (ソフト)

運営管理は、利用者が快適に利用できる仕組みや体制等の利用条件を整える業務であり、「利用管理」と「法令に基づく管理」に区分される。

(4) 公園管理の形態

公園の管理形態は、区職員による直営管理のほか、民間業者による管理(委託管理、管理許可、指定管理)や地域団体による利用者管理がある。

直営管理：管理業務に携わる人材は、区職員や嘱託員が管理する方法。人件費のほか、管理に係る消耗品費、光熱水費を区が負担する。

委託管理：管理業務を事業者に委託し、管理する方法。人件費のほか、管理に係る消耗品費等を委託事業者が負担する。

管理許可：区が管理することが不適當または困難であると認められた施設を、区以外の者が管理する方法。区の許可が必要となる。(都市公園法第5条2)

指定管理：これまで区やその外郭団体に限定していた施設の管理・運営を、民間団体等が包括的に代行し、管理する方法。(地方自治法第244条2)

利用者管理：清掃や除草など維持管理作業の一部を、自治町会や公園愛護会等の地域団体が行う管理方法。物品の支給や謝礼等を区が負担する。

2.1.2 一般公園、特色のある公園

(1) 共通事項

① 整備状況

都市における公園は、都市環境の改善、災害時の避難場所、あるいはスポーツ、レクリエーションの場等として、住民の健康的で豊かな暮らしを支えている。

本区では、急激な都市化によって失われてきた緑地の機能を維持、改善するため、「葛飾区緑とオープンスペース基本計画」(平成 11 年 6 月)において、区民一人当たりの公園面積 5 m²を目標値に掲げて、新設工事を年 2 園程度と、これに加えて拡張工事も実施してきた。この結果、一番古い公園を昭和 25 年に開園して以降、開園数は 152 園、面積は 961,268.05 m²となっている。これらに都立水元公園 (936,013.00 m²) を含めると、区民一人当たりの公園面積は、目標の約 90%である約 4.3 m²に至っている(平成 30 年 4 月 1 日現在)。今後も、目標達成に向けた公園整備が必要であることから、公園面積の拡大に伴って、維持保全費用も増加することが想定される。

また、公園の供用年数を見てみると、図 2-3 のように、改修時期の目安である 40 年を経過したものは、全体の約 9%の 13 園であり、10 年後には改修時期の目安を迎える公園は全体の約 24%の 36 園に増加する(図 2-4 参照)。今後、これらの公園では、施設の老朽化が進行していくことになる。

なお、全面改修を行った公園は、改修年度を整備年度として集計した。

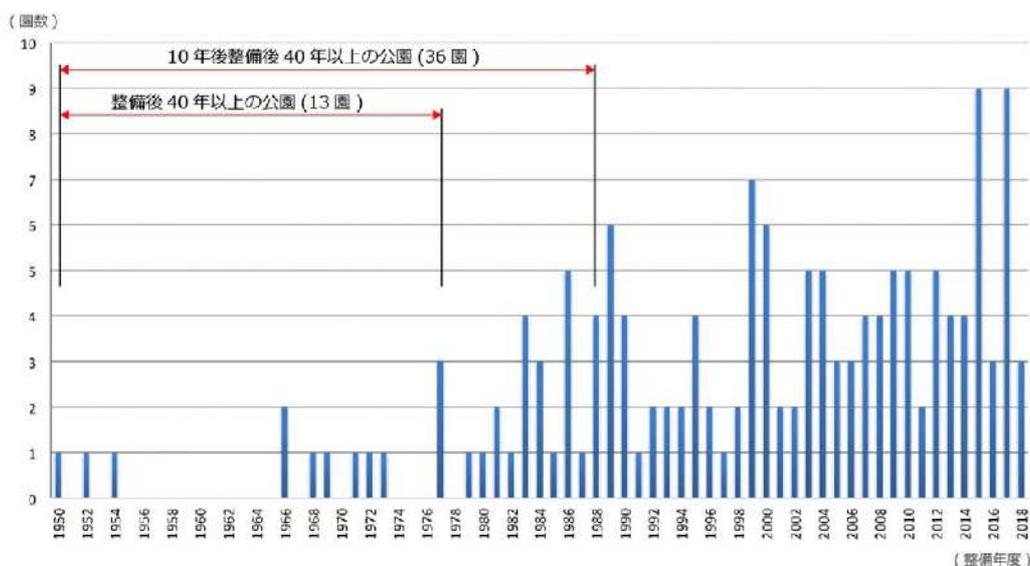


図 2-3 整備年度別公園数

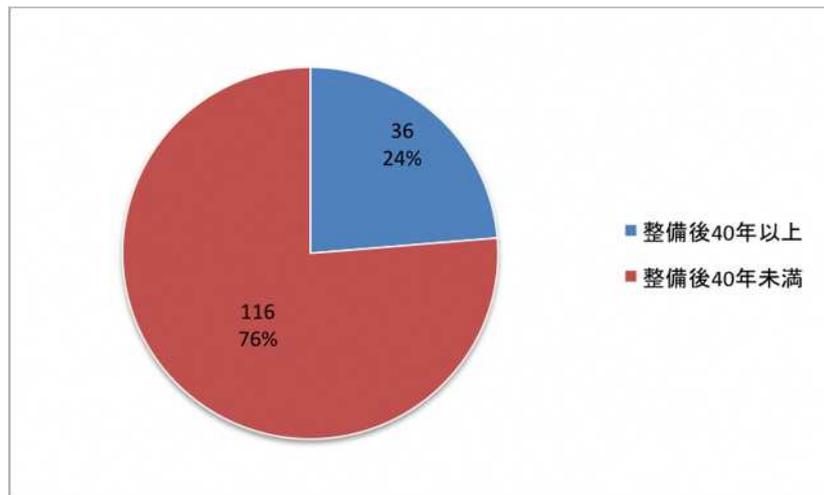


図 2-4 一般公園、特色のある公園の
整備後 40 年以上、40 年未満の割合（10 年後）

これらの公園では、遊具や電気設備等、多くの施設に錆や腐食が見られ、施設全体の劣化が著しく進行しており、軽微な修繕や再塗装では機能の維持が難しくなっている。したがって、「広範囲に改善効果が出るような大規模な施設の更新」、いわゆる改修を行う必要があるが、直近 7 年で年 4 園程度しか実施できていない。

また、遊具等については平成 29 年度に 130 園、806 施設の遊具定期点検調査を行っており、判定結果は表 2-6 のように、A(全体的に健全なもの)72 施設、B(全体的に健全だが、部分的に劣化が進行しているもの)503 施設、C(全体的に劣化が進行しているもの、ハザードがある状態のもの)231 施設、D(全体的に顕著な劣化、利用禁止、緊急な更新等が必要なもの)0 施設となった。C 判定は全体の約 30%を占めており、そのほとんどが、平成 14 年に制定された「遊具の安全に関する規準」((一般社団法人) 日本公園施設業協会) に不適合なものであり、安全領域等の規準に適合させるため施設の再配置等の対応が喫緊の課題となっている。

表 2-6 点検調査結果(平成 29 年度)

判定結果	施設数	割合(%)
A	72	8.9
B	503	62.4
C	231	28.7
D	0	0.0
計	806	100.0

2.現況と課題

このように、改修が必要な公園が多数存在している中、同時にすべての公園の改修を行うことは人員配置的にも、財政上も困難である。したがって、施設の補修、更新や公園の改修にあたっては、実施体制はもとより、内容や優先順位等の方針設定や具体的なスケジュール等の検討を行い、ライフサイクルコストを縮減しつつ、改修費の平準化を図っていく必要がある。

② 維持管理状況

A)施設管理

園内の施設に対しては安全確認、損傷箇所等の発見による事故防止を第一の目的に、職員による原則週2回の巡回点検を行っている。園内清掃等については、民間業者、福祉団体等に委託するとともに、地域住民や任意団体と自主管理協定を結び行っている公園もある。(平成29年度は36団体、39園(児童遊園を含む))。

また、巡回点検は、区の職員が巡回点検マニュアルに基づき、目視にて点検を実施し、必要に応じて破損した施設や塗装等の修繕を行っている。

これら施設の修繕は、地域に偏りが無いように計画的に実施しているが、前述したように施設全体の劣化が著しく進行しているため、軽微な修繕や再塗装では機能の維持が難しくなっている。

巡回点検のほかに、施設を維持するために、遊具、建築物、設備(受変電設備等)の定期点検(法定点検)を実施しているが、点検の結果、補修等が必要であっても施設数や予算の関係で対応できない場合もあり、応急対策として使用禁止や撤去のみを行う施設もある。

これら施設の維持保全費を見てみると、表2-7のように平成24年度は約8億円であったものが、5年後の平成29年度は約10億円となっており、約26%増加している。これは、老朽化施設の増加や労務単価及び材料費の高騰等の影響により、維持保全費が増加したことによるものである。

表2-7 公園維持保全費

年度	決算額(円)
H24	812,429,939
H25	941,988,263
H26	943,014,660
H27	962,735,122
H28	979,086,317
H29	1,026,579,604

← 26%増加

このため、施設については、「施設」に特化した計画である公園施設長寿命化計画を都市公園152公園のうち51公園を対象に策定し、施設の補修や更新を行っており、照明灯についても順次LED化を進める等、維持保全費縮減を視野に入れた計画的な補修や更新に努めている。

2.現況と課題

今後、施設の効率的かつ効果的な補修、更新を実施するためには、全公園について公園施設長寿命化計画を策定する必要があるが、施設の更新の際はトータルコストを考え、毎年同じ公園で「施設」の更新等の工事が行われたりしないよう、「施設」単体の更新等だけに目を向けるのではなく、公園全体として改修していくことも視野に入れながら施設の管理を行うことが大切である。

また、巡回点検のみ行っている施設は、主に劣化状況を確認しているが、バリアフリーや転落防止柵の高さ不足等の安全規準への適合についても確認する必要がある。

厳しい財政状況の中で施設を適切に管理していくため、今後は、中長期的な視点に基づいて、的確な管理類型の設定による予防保全型管理への移行や公園の特性、利用状況等を勘案したメリハリのある管理の実施等、管理費の縮減のための方策を検討する必要がある。また、区民との協働による公園管理の仕組みをどのようにするのか、住民参加を推進する取組みも課題である。

B)植物管理

都市における公園は、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場となるほか、うるおいのある生活環境の形成、都市や地域の防災性の向上、野生生物の生育環境の確保等の多様な機能や効用を有する都市の「みどり」の根幹的な施設である（「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月国土交通省））とされている。

しかし、本区の公園の樹木が生育する土壌環境は、地下水位が高く、生育環境に恵まれない状況である。これに加えて、常緑樹を中心に植栽した場合、光の透過性や通風が悪く、特に下層部の低木の生育状況が悪くなっている。

このため、きめ細やかな植物管理により、生育環境を整え、生育旺盛な状態を取り戻すことで、地域のランドマークの形成、^{りよくいん}緑陰の確保、花や新緑、紅葉等の魅力の提供、侵入防止や目隠し、延焼遮断機能等を維持して、市街地の生活環境を向上させることが求められている。

一方、整備から相当年数が経過した公園では、樹木の老齢化、大径木化が進行しており、倒木や落枝による重大な事故の発生リスクの高まりが懸念される。また、本区の公園の多くは民間施設に接しているため、公園利用者のほか、公園周辺の第三者の安全の確保にも配慮する必要がある。

現在、植物管理としては、樹木剪定、病虫害の防除を目的とした剪定、花卉類は^{かき}灌水や^{かんすい}施肥等の良好な状態を保つための手入れ、その他様々な植物に応じた維持管理を行っている。今後は、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月国土交通省）等を参考に、定期的な点検、診断方法を検討し、樹木の持つ機能や効用の増進と樹木の安全性の確保を、継続的に両立させていく必要がある。

C)利用管理

公園は多くの区民が安全に安心して快適に利用できるよう、施設管理や植物管理に加えて、適正な利用を促進するための利用管理を行うことが重要となる。

a)利用者のマナー、犯罪

近年、公園内では粗大ゴミの投棄、夜間の騒音、水飲みやトイレ等の破壊、落書き、犬のフンの不始末等、利用者のマナー低下等の課題を抱えている。

また、公園は誰もがいつでも利用できることから、子どもを狙った犯罪が報告されており、塀や生垣による目隠し、細い路地等の人目に付きにくいわずかな死角で、子どもが不審者に声を掛けられるなど、利用者の不安が増すケースが発生している。

これらのマナー向上や犯罪防止のため、制札板の設置や平成 29 年度からは 33 園で防犯カメラの設置を行うなどの対策を講じている。しかし、これらの対策は、一定の効果は期待できるが、防犯カメラについては園内全ての範囲を確認できるものではなく、ある程度の死角は残るため万全とは言えない状況である。また、制札板を多数設置することで、公園の美観を損ねてしまうといった課題も残っている。

b)利用者からの苦情、要望

利用者からの苦情、要望については、表 2-8 のように平成 21～29 年度の平均で約 1,100 件であり、その主な内容を整理すると以下のとおりである。近年は減少傾向にあるものの、件数は未だに多く改善が求められる。

表 2-8 苦情、要望の件数

年 度	件 数
H21	1,664
H22	1,362
H23	1,142
H24	1,119
H25	1,212
H26	1,167
H27	875
H28	776
H29	832
平均	1,127

<主な苦情、要望>

- ・砂場に犬猫がフンをしてしまうことがあるので、砂場を無くしてもらいたい、砂場柵を砂場に設置してもらいたいといった要望。
- ・幼児用遊具や児童用遊具のバランスのとれた設置要望。
- ・草刈、虫、剪定、清掃についての要望。
- ・野球、サッカーを公園でやりたいといった要望。
- ・野球、サッカー、陸上競技等を指導者が教えるために公園を不適切に利用しているケースがあり、これに対する一般利用者からの苦情。
- ・近隣住民からボールやごみの投げ込み等の苦情や被害防止のための防球ネットの設置要望。

利用者からの要望が多いボール遊びができる公園については、比較的面積が大きい河川敷等の公園をゲーム形式のボール遊びが可能な公園としており、それ以外の公園では、柔らかいボールの利用に限定している。このように、比較的狭い公園が多い本区においては、ボール遊びができる身近な公園が少ないことが課題となっている。

公園の整備や改修に際しては、地元自治町会、近隣住民への説明や説明会の開催等により、要望を事前に把握、確認、調整したうえで、公園の設計を実施しており、今後こうした取組みを継続していくことが重要である。

c)運営

公園が持つ緑とオープンスペースの機能に関して、全国的にはこれまで公園整備を急ぐ状況にあったが、画一的な整備・管理ではなく、都市や地域、住民のために今あるものをどう活かすのか、魅力をどう引き出していくのかといった管理、運営等を重視する方向に移行してきている。

本区においても、昭和25年度から公園の整備を進め、整備目標の約90%が達成されており、今後も目標達成に向けた公園の整備を推進する一方、既に整備された公園を区の資産と捉え、公園の個性を引き出し、多様なニーズに応えることができる管理・運営を行うことで、公園としての価値を高めることが重要となる。

公園の魅力を伝えて利用促進を図るためには、イベント等に加え公園情報の積極的な発信を行っていくことも重要であり、区の公式ホームページを中心とした情報発信はもとより、SNS等多様なメディアによる情報発信についても検討していく必要がある。

一方、イベントの開催に伴い、騒音や交通渋滞等様々な問題が発生しているため、区民の理解を得るとともに、その改善策についても検討していくことが重要となる。

D)法令に基づく管理

a)許可使用、特許使用

公園では、本来の機能が適切に維持され、快適に利用されるように、都市公園法やその他の法令に基づき、公園内での自由利用を妨げる行為の制限や工作物の占用等の許認可等、適宜、規制等を行っていくことが重要である。都市公園の使用関係には、公園本来の目的に従って使用される「一般使用」と公園機能を阻害しない範囲で特定の人に独占的な使用が認められる「特別使用」とがある。この特別使用は更に「許可使用」と「特許使用」とに分けられる。

許可使用は、集会や競技会の開催のように公園の使用目的に必ずしも相反するものではないが、公園の秩序維持のために許可する形態である。

特許使用は「設置・管理許可」と「占用許可」に分けられる。「設置・管理許可」は区（公園管理者）以外の者が、公園整備計画に適合し、施設（売店等）を設置又は管理することが適当であると判断される場合については、法令、運用基準等に基づき許可することができる。「占用許可」は公園管理者が特定の人に対して排他、独占的な公園使用の権限を付与する形態である。防火用貯水槽や標識、電柱類等については、都市公園法等に基づき申請内容をチェックし許可しており、平成 30 年 3 月 31 日現在、603 件の占用物が置かれている。

施設の「設置・管理許可」については、平成 29 年 6 月の都市公園法改正による公募設置管理制度の創設に伴い、設置管理許可期間の延長、建蔽率の緩和等が定められたため、民間投資の採算性が高まり、公園の有効活用の幅が広がることから、従来よりも民間のノウハウや資金が活用し易くなった。今後も公的な公園使用の管理を徹底するとともに、民間活力の導入等新しい制度の活用も含めた管理を検討する必要がある。

b)行政財産の管理

都市公園台帳については、都市公園法第 17 条において、「公園管理者は、その管理する都市公園の台帳（以下、「都市公園台帳」という。）を作成し、これを保管しなければならない。」と定められていることから、本区ではこれまで表計算ソフト等を利用し、都市公園台帳の作成、情報の更新を行ってきた。しかし、これまでの方法では情報等の一元管理を行うことができないため、平成 30 年度に公園管理システムの導入を行った。

今後は、公園管理システムを最大限に活用し、施設の補修や更新に繋げる等効率的な管理を実施していくため、現場を管理する部署と台帳を管理する部署との連携を図ることが重要である。更には、日常的に実施される維持管理に関する情報管理を行うことがあらゆる公園管理の円滑な運営に繋がることから、適切なシステムの運用方法を検討す

る必要がある。

また、行政財産である公園の価値を適切に維持するとともに、公園利用を健全化するために、相続等により発生する公園隣接地の境界確認を含む公園敷地の管理や、公園内に不法に放置された自転車や工作物等の撤去を行うなど、区民の理解を得ながら公園の財産管理を進める必要がある。

(2) 一般公園

本区が管理する一般公園は街区公園を中心に、主として街区に居住する者が日常的に利用する公園であり、公園の約66%(100園)を占めている。

これらの公園を面積別に見てみると、表2-9、図2-5のように1,000㎡未満の公園は25%(25園)、1,000㎡以上～2,500㎡未満の公園は56%(56園)と、街区公園の標準面積である2,500㎡を満たしていない公園が、81%(81園)を占めている。

表2-9 一般公園の面積別園数

規模	園数			比率 (%)
	一般公園	条例設置公園	計	
1,000㎡未満	25	0	25	25.0
1,000㎡以上2,500㎡未満	56	0	56	56.0
2,500㎡以上5,000㎡未満	13	1	14	14.0
5,000㎡以上	4	1	5	5.0
計	98	2	100	100.0

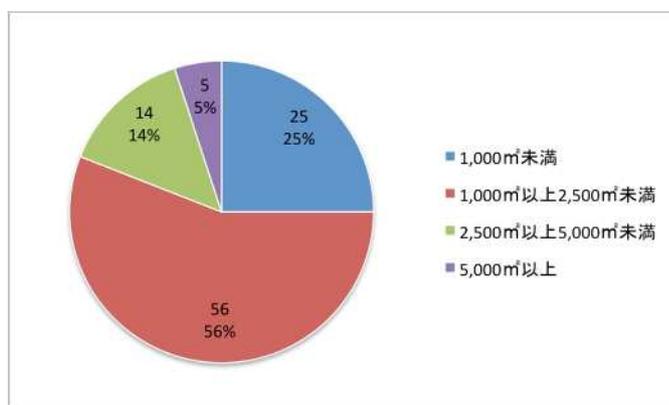


図2-5 一般公園の規模別の園数と比率

また、公園の供用年数を見てみると、図2-6のように、改修時期の目安である整備後40年が経過したものは、一般公園の約6%の6園であり、今後、毎年増加し、改修時期の目安を迎える公園は10年後には全体の約25%の25園となる(図2-6参照)。これらの公園は施設の老朽化により劣化が進行している。

なお、全面改修を行った公園は、改修年度を整備年度として集計した。

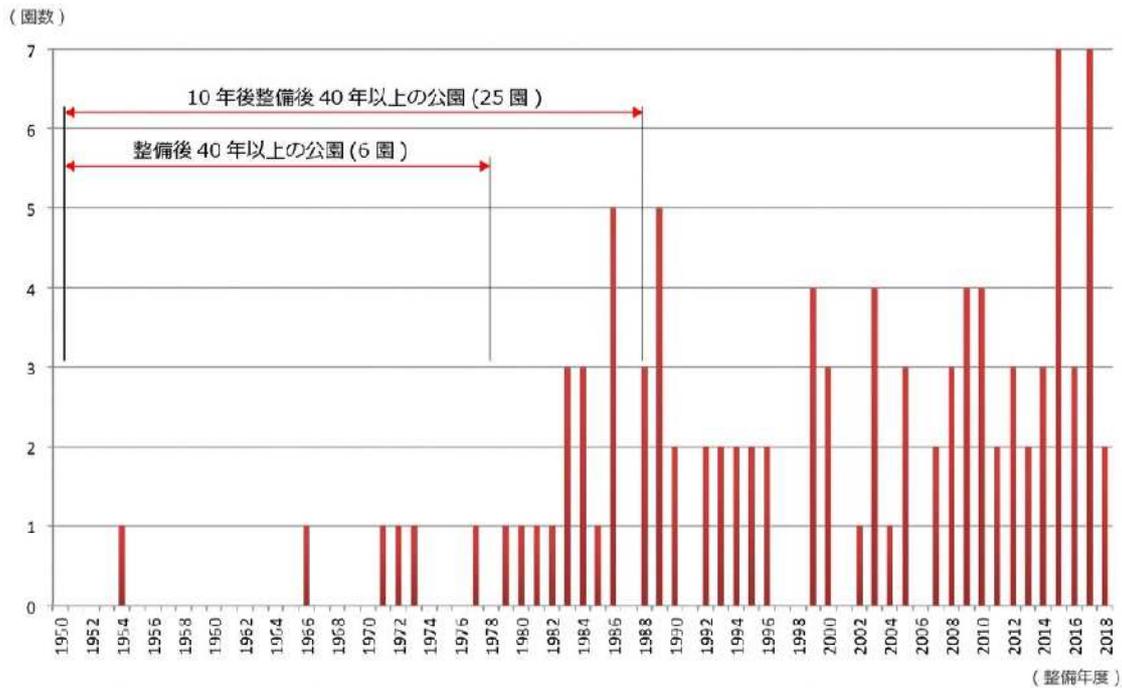


図 2-6 整備年度別一般公園数

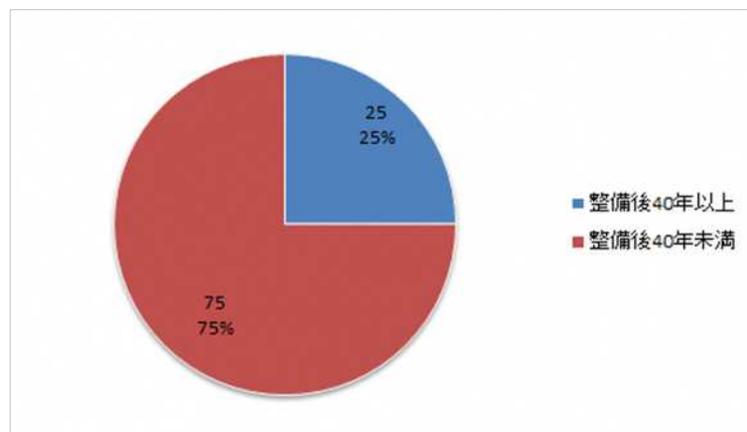


図 2-7 一般公園の整備後 40 年以上、40 年未満の割合 (10 年後)

① 施設の再配置と区民ニーズ

上記のとおり、本区の一般公園の多くは、標準的な街区公園（標準面積：2,500 m²）に比べて 1,000 m²程度と敷地面積が極端に狭い。この狭い敷地に砂場、滑り台、ブランコ、スプリング遊具といった幼児や低学年向けの遊具が設置されており、遊び以外の他の利用を阻んでいる。

また、子どもの相次ぐ遊具事故をきっかけに、平成 14 年に国土交通省は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を策定、また、(一般社団法人)日本公園施設業協会は「遊具の安全に関する規準」を制定した。その結果として規準制定前に設置された

2.現況と課題

遊具の多くが、安全領域等の安全規準を満たさなくなったことから、規準に適合させるため施設の再配置等の対応が喫緊の課題となっている。

一方、少子高齢化や公園に対する区民ニーズの多様化により、高齢者や中高年が利用できる施設等の設置要望が区民から寄せられている。

このため、敷地面積が狭い一般公園においては、安全規準の適合に係る対応と幅広い区民ニーズへの対応の両方に対して、具体的な整備の方向性を示していく必要がある。

② 周辺住民と利用者

一般的に利用者や利用時間等を限定しない公園は、住宅等民間施設との間に道路や緑地帯等により一定の距離を離し、緩衝帯を設け利用者が発する声や音が近隣住民の迷惑にならないように配慮する必要がある。

しかし、住宅が密集する本区にあっては、こうした条件を満たす環境条件はほとんど無く、多くの公園が民間施設に接しているため、注意看板を設置して利用者にモラルの遵守を呼びかけている。

一方、野球やサッカー等、ボール遊びが自由にできる場所が欲しいとの要望や、禁止看板ばかりで自由な遊び場がないといった声が区に寄せられている。

このため、公園の近隣住民への配慮と利用者の要望にどのように対処するか、具体的な方針を示していく必要がある。

③ 住民参加

本区では、自主管理協定による清掃、除草が、39園（公園と児童遊園）、36団体で行われている。地域住民による公園に対する愛護活動は、公園への関心を高め、公園での迷惑行為の減少にも寄与することから、区と民間との協働による公園管理の仕組みを構築し推進していく必要がある。

(3) 特色のある公園

本区では区の発展に伴い、それぞれの時代における区政の課題に対応した特色のある公園を整備しており、以下のような公園がある。

① 交通公園

東京オリンピック以後の高度経済成長期、昭和45年には交通事故死亡者数が約1万7千人と深刻な社会問題となった。この第一次交通戦争の解決という政策的な課題を背負って、当時の建設省の主導によって、交通公園は各地の自治体で設置されたものである。

本区においても車社会に対応すべく、子どもが遊びながら交通ルールを学べるように、表2-10のように上千葉砂原公園(昭和43年度開園)、北沼公園(昭和43年度開園、平成2年度改修)、新宿交通公園(昭和44年度開園)の3園の交通公園が整備された。

表2-10 交通公園一覧

(平成30年4月1日現在)

公園名	面積 (㎡)	整備・改修年度	供用年数 (年)
上千葉砂原公園	20,982.03	S43	49
北沼公園	14,404.95	H2	27
新宿交通公園	11,530.43	S44	48

各交通公園では、交通ルールを体得するため、受付で乗りたい交通遊具の利用申込を行い、信号機、標識、横断歩道等の指示に従いながら園路を走行する。園路の要所には交通指導員(シルバー人材センター会員)を置き、随時交通ルールの指導を行っている。

また交通ルールの学習に加え、新宿交通公園では、土日祝日にミニSLの運転、北沼公園ではムーンウォーカーと呼ばれる月面歩行体験、上千葉砂原公園のふれあい動物広場ではポニー乗馬を行っており、科学技術、宇宙科学、生命科学といった体験学習の場にもなっている。

交通公園の利用回数を交通遊具の利用申込から集計すると、表2-11のように3園あわせて年間延べ約30万人と多くの子どもに利用されている。

これら3公園の利用回数及び各施設の利用回数は毎年増加しており、平成25年度と平成29年度の利用回数を比較すると約15%の伸び率を示し、人気の高い公園となっている。

2.現況と課題

表 2-11 交通遊具の利用回数

年度	新宿交通公園		上千葉砂原公園		北沼公園		合 計	
	利用回数	増減率	利用回数	増減率	利用回数	増減率	利用回数	増減率
H25	63,191	+33%	101,309	+15%	103,576	+4%	268,076	+15%
H26	75,751		113,860		109,948		299,559	
H27	74,631		119,294		112,028		305,953	
H28	81,525		119,594		110,828		311,947	
H29	84,225		116,984		107,466		308,675	

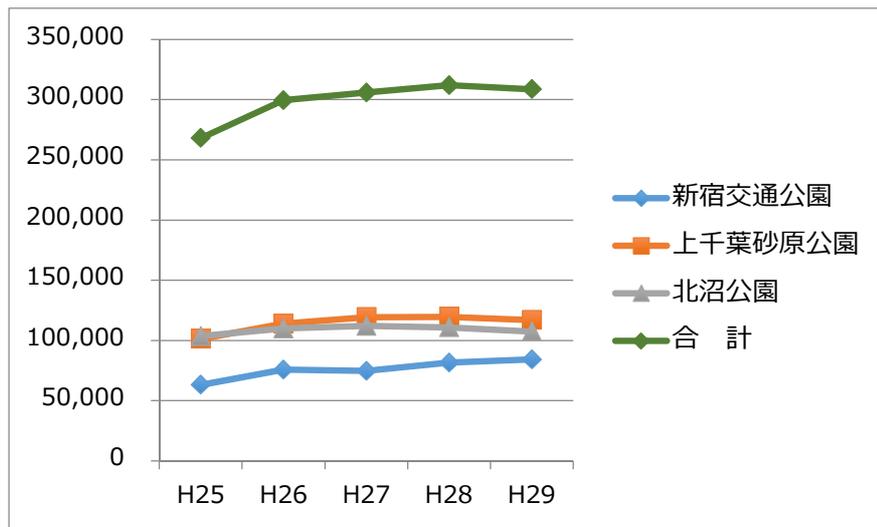


図 2-8 交通遊具の利用回数の推移

新宿交通公園内のミニSLの利用者数は、表 2-12 のように年間約 6 万人となっており、平成 25 年度と平成 29 年度の利用者数を比較すると約 14% の伸び率を示している。

表 2-12 ミニSL 利用者数

年度	利用者数	増減率
H25	53,395	+14%
H26	57,267	
H27	61,374	
H28	63,754	
H29	60,682	

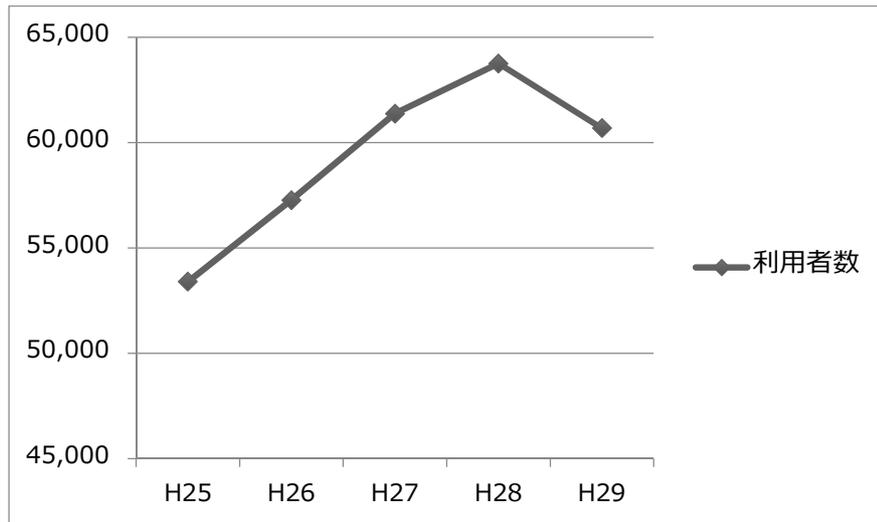


図 2-9 ミニ SL 利用者数の推移

上千葉砂原公園内のふれあい動物広場の利用者数は、表 2-13 のように年間約 10 万人前後となっており、平成 25 年度と平成 29 年度の利用者数を比較すると約 10%の伸び率を示している。

表 2-13 ふれあい動物広場利用者数

年度	ポニー引き馬	ふれあいコーナー	合計	増減率
H25	44,944	53,801	98,745	+10%
H26	43,754	55,848	99,602	
H27	46,368	62,539	108,907	
H28	49,301	63,565	112,866	
H29	47,622	61,144	108,766	

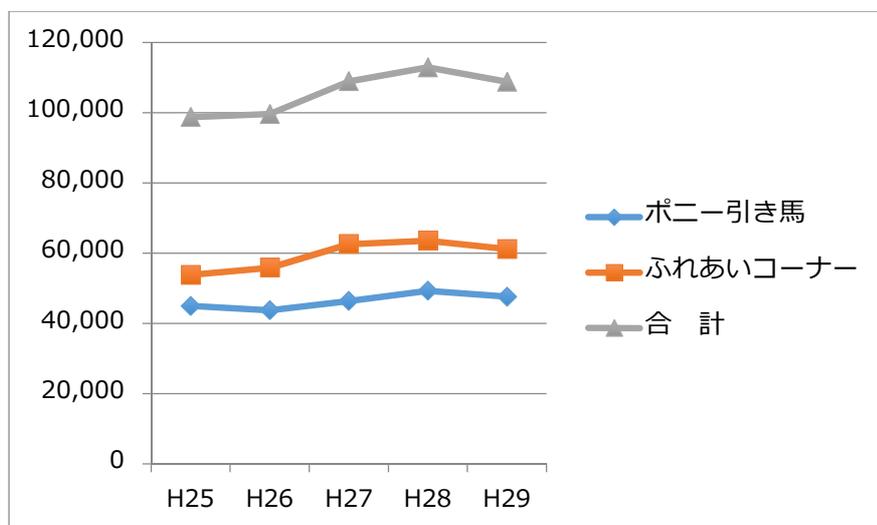


図 2-10 ふれあい動物広場利用者数の推移

2.現況と課題

上千葉砂原公園は整備後 49 年、北沼公園は改修後 27 年、新宿交通公園は整備後 48 年が経過しており、改修時期の目安である整備後 40 年を経過した公園は、上千葉砂原公園及び新宿交通公園である。これらの公園は、信号機等の交通システムの著しい劣化の進行等、全体的に老朽化しており、改修の時期を迎えている。

公園の改修に際しては、子どもの利用が特に多い公園、幼児や乳児を連れた親、孫を連れた祖父母等の来園もあることから、バリアフリーに十分対応した改修を行うとともに、暑い日や寒い日、雨の日でも快適に利用できるようにクールスポットの整備、休憩所や室内展示の充実等、施設の整備、更新等を行うことが、利用の促進に繋がっていく。

また、子どもが学習する公園であることから、路面表示・標識の見直しや新交通方式等（自転車通行帯等）、時代の変化に適切に、柔軟に対応できる公園に改修する必要がある。更には、将来の科学の発展を見据え、子どもが興味を持つよう、公園機能の向上を図ることも大切である。



交通公園の写真：上千葉砂原公園

② 親水公園

近年、まちづくりの中で、ヒートアイランド現象の緩和、にぎわいのある親水空間の創出、地域固有の歴史と文化を育む機能として、水辺空間が全国各地で整備されている。水辺空間の整備は、利用可能な水が豊富にあることや、かつて用水路があったことなどの地域特性にも関係している。

本区においては、葛西用水路や上下之割用水路等、数多くの用水路が縦横に走っていたが、昭和の時代になり都市化が進展したことや、下水道の普及に伴いかつての用水路はその役割を終え、別の用途に活用されることとなった。

こうした用水路の上部や用水路跡地の一部に、区民が水に親しむことのできる施設や小川の復元を図ることを目的に、表 2-14 のように西亀有せせらぎ公園(昭和 56 年度開園)、小松川境川親水公園(昭和 58 年度開園)、曳舟川親水公園(平成 2 年度開園)、西井堀せせらぎパーク(平成 6 年度開園)の 4 園の親水公園が整備された。これらは緑の廊下(回廊)としても重要な役割を持つ。

表 2-14 親水公園一覧

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

公園名	面積 (㎡)	整備・改修年度	供用年数 (年)
西亀有せせらぎ公園	8,500.00	S56	36
小松川境川親水公園	3,554.63	S58	34
曳舟川親水公園	31,520.57	H2	27
西井堀せせらぎパーク	3,947.19	H6	23

そのほかに、一般の公園の中にも水遊びのできる施設が整備されており、夏季には子どもを中心に多数の利用者が見られる。

平成 29 年度に青戸平和公園と北沼公園の親水施設の利用調査を行っている。この調査では 7 月末(親水施設稼働運転期間)と 9 月上旬(親水施設休止期間)に各々 2 日間について利用者の比較を行っている。表 2-15 のように、繁忙期である 7 月末は 2 公園で 735 人、閑散期である 9 月上旬は 104 人の利用と閑散期は繁忙期の 14%程度の利用者となっており、親水施設休止期間の利用方法や公園における親水範囲等、親水公園の今後のあり方についても検討が必要である。

表 2-15 親水施設利用者数

公園名	7 月末	9 月上旬	7 月末を 100%とした 9 月上旬の比率
青戸平和公園	454	87	19%
北沼公園	281	17	6%
計	735	104	14%

2.現況と課題

西亀有せせらぎ公園は整備後 36 年、曳舟川親水公園は整備後 27 年、西井堀せせらぎパークは整備後 23 年が経過しており、流れの動力源である送水ポンプは、耐用年数の目安である 30 年（「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」）を超えているものもあり、劣化が進行している。また、送水管等の埋設物は、目視による点検を行うことができないが、耐用年数の目安である 30 年（「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」）を迎え、ポンプ同様に劣化が進行していると考えられる。

また、木柵や木橋等が整備されているが、長寿命化計画の視点からは耐久性のある素材が求められることから、更新時には素材を検討する必要がある。

用水路上部に整備された曳舟川親水公園は、公園下部の暗渠が改修となった際には、公園にも影響が及ぶこととなるため、その対応について検討しておく必要がある。



親水公園の写真：曳舟川親水公園

③ 植物公園

本区では、表 2-16 のように植物公園として、堀切菖蒲園(昭和 50 年度開園、平成 29 年度改修)、外谷汐入庭園(平成 7 年度開園)、奥戸フラワーパーク(平成 17 年度開園)の 3 園が整備された。

表 2-16 植物公園一覧

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

公園名	面積 (㎡)	整備・改修年度	供用年数 (年)
堀切菖蒲園	8,747.87	H29	0
外谷汐入庭園	1,027.86	H7	22
奥戸フラワーパーク	2,026.20	H17	12

堀切菖蒲園では花菖蒲約 200 種 6,000 株を、奥戸フラワーパークではバラ約 35 種類 450 本を管理している。堀切菖蒲園は本区を代表する観光施設となっており、奥戸フラワーパークは高齢者が花を楽しみ憩える公園として人気が高い。

これらの公園は、春から秋まで花を楽しむことができるように、多数の花弁等の管理を実施している。今後は、四季折々の花を楽しめる公園として整備する一方、植物の生育・管理面などから、一般の公園とは異なる運営方法の実施等を検討していくことも重要である。

堀切菖蒲園では、近年の外国人観光客の増加に伴い、サインの英語表記や菖蒲まつりの英字リーフレットを作成している。外国人観光客は今後も増加すると考えられるため、外国人の利用が想定される他の特色のある公園等から、園名板と施設名の英語表示を進める必要がある。

奥戸フラワーパークは、整備後 13 年が経過しており、木製の^{あずまや}四阿やゲート、トレリス(格子垣)等は、まもなく耐用年数の目安である 14 年(「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」)を迎えることから、維持管理に重点を置き、利用者の安全確保を図る必要がある。

また、他の公園に比べて高齢者、身障者の利用が多く見受けられることから、園路改修等のバリアフリー対策や、身障者用の駐車スペース整備も重点的に検討する必要がある。これらの公園は、遠方からの来園者も多いため、公共交通機関の利用案内や周囲の民間の駐車場の状況等を勘案しながら、駐車スペースの確保を含めた公園へのアクセス方法の検討が課題と考えられる。

外谷汐入庭園は、庭園の雰囲気を出す公園として整備したが、開園後長期間が経過し、当時の樹木等が大きく生育し、園全体を覆い尽くしている。このため園全体が薄暗く、本来の魅力が損なわれており、適正な樹木管理などにより改善を図る必要がある。

2.現況と課題



植物公園の写真：奥戸フラワーパークのトレリス



植物公園の写真：堀切菖蒲園

④ 緑道公園

区内の中央を流れる中川の両岸には、河川景観を楽しみながら散策やジョギング等ができる中川左・右岸緑道公園（表2-17）の2園が整備されている。いずれの公園も開園後40年が経過し、堤体背面にある施設という構造上の問題等がバリアフリー化への障害となっている。

表2-17 緑道公園一覧

(平成30年4月1日現在)

公園名	面積 (㎡)	整備・改修年度	供用年数 (年)
中川左岸緑道公園	31,164.49	S52	40
中川右岸緑道公園	24,364.16	S52	40

現在、東京都では護岸の耐震補強に伴い、上平井橋から高砂橋までの両岸約8.8kmの区間を対象に親水テラスの整備を実施しており、平成33年度の完成を目指している。整備後の親水テラスは、順次区に引き継がれ、中川左・右岸緑道公園として開園、管理しており、河川施設であることから、平時の巡回と清掃、工作物の応急措置を区が行い、修繕については都が行うこととなっている。

また、中期的には既存の緑道部分を「中川左・右岸緑道公園魅力アップ事業」として、改修する計画である。改修内容は、出入口のバリアフリー化、舗装の改修、新規植栽等である。この事業は、河川管理者と協議を行いながら、改修箇所を定め、順次実施していくこととなる。

長期的には、改修後の管理においても河川区域内にあることから、河川管理者との連携が重要である。また現在の事後保全型管理から予防保全型管理への移行や、計画的な補修の実施により施設の長寿命化を図るとともに、上記同様の改修計画を定め、維持保全費の縮減を図っていく必要がある。

2.現況と課題



緑道公園の写真：中川右岸緑道公園（親水テラス）

⑤ 河川敷公園

本区には、表 2-18 のように荒川小菅緑地公園をはじめ、河川敷に 5 公園が設置されている。

表 2-18 河川敷公園一覧

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

公園名	面積(m ²)	整備・改修年度	供用年数(年)
荒川小菅緑地公園	21,300.40	S62	30
葛飾あらかわ水辺公園	65,158.42	H12	17
堀切水辺公園	26,476.72	H12	17
西水元水辺の公園	31,199.14	H18	11
柴又公園	51,670.09	H3	26

河川敷公園は、面積が 2ha 以上の規模の大きな公園であり、河川本来の姿を復元するため、水辺の生物が生息できるような環境を目指して、湿地やワンド（入り江）等の整備等を行っている。また、葛飾あらかわ水辺公園と堀切水辺公園では、花いっぱいのみちづくりとして平成 25 年度から公園内の一部に花畑を整備している。

これらの公園では、台風等の豪雨時に水害対策として、便所等の施設を高水敷から移動させる必要があり、水位が下がった際には施設を戻すとともに、河川敷に流れ着いたゴミの掃除を行う必要がある。



河川敷公園の写真：堀切水辺公園

⑥ 防災活動拠点公園

防災活動拠点公園は地域の情報収集・伝達や防災資機材を活用した消火、救出、救助活動の拠点となるほか、地域住民やボランティアなどによる炊き出し活動などに活用するものである。

本区は木造住宅が密集する地域が約 1,200 h a であり、市街地の約 41%を占めている。このため、一旦災害が起きれば甚大な被害が懸念される状況にある。

こうしたことから本区では、地域の防災性を高める取組みが不可欠であり「防災活動拠点」となる公園の整備を行っている。

防災活動拠点公園は、表 2-19 のように、33 園が整備されている。

表 2-19 防災活動拠点公園一覧

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

公園名	面積(m ²)	整備・改修年度	供用年数(年)
亀有公園	2,547.14	H25	4
上千葉公園	9,075.53	S64	28
青戸平和公園	19,531.43	S25	67
渋江公園	16,421.72	S27	65
中道公園	7,477.43	H24	5
高砂北公園	16,295.78	S41	51
青葉公園	1,546.18	H15	14
本田公園	793.56	H18	11
白鳥南公園	1,570.55	H21	8
水元スポーツセンター公園	56,632.44	H27	2
東四つ木公園	1,629.52	H18	11
木根川中央公園	2,750.12	H27	2
にいじゅくプレイパーク	3,095.87	H9	20
わかば公園	2,606.33	H10	19
いづか公園	3,117.07	H10	19
堀切二丁目公園	1,028.21	H11	18
細田公園	1,016.77	H11	18
四つ木四丁目公園	2,594.20	H11	18
水元飯塚公園	1,705.79	H12	17
金町末広公園	1,075.16	H13	16
高砂七丁目公園	2,320.67	H13	16
金町ときわ公園	988.96	H14	15

公園名	面積(m ²)	整備・改修年度	供用年数(年)
奥戸二丁目公園	1,823.36	H16	13
南綾瀬中央公園	1,362.75	H16	13
西新小岩公園	3,375.78	H16	13
東立石緑地公園	29,904.61	H19	10
本田第二公園	990.80	H19	10
まんだら公園	2,224.05	H20	9
亀有中川堤公園	1,811.09	H22	7
四つ木つばさ公園	934.27	H24	5
西新小岩五丁目公園	3,931.44	H27	2
青戸六丁目さくら公園	2,244.44	H30	0
小谷野しょうぶ児童遊園	747.39	H13	16

防災関連設備として防災倉庫や雨水貯留槽、かまど兼用ベンチ、マンホール直結トイレなどが整備されている。これらの設備は地元自治町会によって構成されている管理運営委員会が点検を行い、災害時に備えている。

今後は、防災訓練の他、様々な啓発活動の充実を図り、区民の防災意識を高めていく必要がある。



防災活動拠点公園の写真：渋江公園

2.現況と課題

⑦ 運動・広場系公園

運動・広場系公園は、表 2-20 のように 3 園が整備されている。

広い敷地を活用し、多様な利用ができる運動・広場系公園では、独自の課題が見られる。

比較的大きな広場を有することから、ボール遊びや運動、イベント等に利用されることが多く、利用に伴う広場や園路の凹凸に対する補修や公園使用後のゴミ処理、排水施設等管理施設の汚損等の問題が発生している。

新小岩公園及び葛飾にいじゅくみらい公園は、犬の散歩ができる公園となっているが、散歩させる利用者のマナーが問題となることがある。

表 2-20 運動・広場系公園一覧

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

公園名	面積(m ²)	整備・改修年度	供用年数(年)
小菅東スポーツ公園	37,350.97	S63	29
新小岩公園	47,484.68	S59	33
葛飾にいじゅくみらい公園	71,309.44	H25	4



運動・広場系公園の写真：新小岩公園

⑧ その他（建築物）

公園内の建築物は主に、四阿や休憩所といった休養施設、便所や売店といった便益施設、倉庫や管理事務所といった管理施設に分類され、様々な用途で利用されている。

本区の公園内には、四阿、便所のほか交通公園の管理事務所や、飲食や会合ができる静観亭や和楽亭といった比較的規模の大きい建築物が設置されている。これら規模の大きい建築物は、不特定多数の利用者や、多くの維持管理に携わる管理者が使用する施設であることから、より高い安全性や衛生管理が求められている。また規模の大きい建築物は、四阿、便所といった一般の公園施設とは異なり、構造が複雑で専門家による確実な定期点検が望まれている。更新費も一般の公園施設より高額となるため、より計画的な更新計画が求められている。

これらの理由から、規模の大きい建築物は、一般の公園施設とは分けて今後の維持管理方針を定めていく必要がある。

公園内にある規模の大きい建築物のうち、代表的なものを整理すると、表 2-21 のようになる。

この建築物の内、設置年が昭和 56 年度以前の建築物はなく、建築物の耐用年数である 60 年を経過した施設もないが、新宿交通公園、上千葉砂原公園の管理事務所や動物広場の管理棟は 29 年を経過し、躯体コンクリートのクラックや雨漏り、金属の発錆^{はっさび}等劣化が進行しており、大規模補修や建替えを検討する時期に来ている。一方、北沼公園の管理事務所は、26 年を経過し、計画的な点検、修繕、補修により長寿命化を図っていく必要がある。

管理事務所等の建築物は、これまで定期点検が行われていないので、今後は定期点検を実施し、計画的な修繕、補修を行うことにより施設の安全を確保するとともに、長寿命化を図ることによりコスト縮減に繋げていく必要がある。

2.現況と課題

表 2-21 公園内にある代表的な規模の大きい建築物一覧（平成 30 年 4 月 1 日現在）

施設名	構造	規模	整備・改修 年度	供用年数 (年)
新宿交通公園 管理事務所	RC 造 2 階建	建築面積 103 m ² 延面積 203.0 m ²	S59	33
上千葉砂原公園 管理事務所	S 造 平屋建	建築面積 118.8 m ² 延面積 118.8 m ²	S63	29
上千葉砂原公園 動物広場管理事務所	S 造 平屋建	建築面積 94.65 m ² 延面積 94.65 m ²	S63	29
上千葉砂原公園 ミニブタ、ヤギ、ポニー舎	S 造 平屋建	建築面積 73.8 m ² 延面積 73.8 m ²	S63	29
上千葉砂原公園 ふれあい動物広場倉庫	軽量 S 造 平屋建	建築面積 45.36 m ² 延面積 45.36 m ²	S63	29
上千葉砂原公園 SL 舎	S 造 平屋建	建築面積 46.50 m ² 延面積 72.00 m ²	H6	23
北沼公園 管理事務所	RC 造 平屋建	建築面積 101.21 m ² 延面積 132.72 m ²	H3	26
堀切菖蒲園 静観亭	RC 造 2 階建	建築面積 325.03 m ² 延面積 403.95 m ²	S57	35
新小岩公園 和楽亭	RC 造 2 階建	建築面積 481.34 m ² 延面積 639.33 m ²	S62	30
小菅東スポーツ公園 管理事務所	S 造 平屋建	建築面積 355.19 m ² 延面積 342.27 m ²	S63	29

静観亭と和楽亭は、整備後それぞれ 35 年、30 年が経過しており、他の建築物と同様に、耐用年数の半ばを迎えていることから、計画的な点検、修繕、補修により施設の長寿命化を図っていくことが望ましい。

一方、静観亭ではエレベータが中二階までしかいかず、2 階の会合、宴席スペース利用者は階段を使用することとなり、和楽亭では会合、宴席スペースが小上がりとなっているなど、バリアフリー上の問題を抱えている。

また施設内や敷地内において、最近では使われていないスペースがあることや、会合、宴席スペースの稼働率が近年、低い状態で推移しており、利用促進上の課題もある（表 2-22 参照）。

表 2-22 静観亭の利用数

年度	静観亭 (5 部屋)
H26	462
H27	509
H28	430
H29	420

したがって、これらの建築物の更新にあたっては、劣化状況だけでなく利用、運営状況を把握したうえで、今後の用途を検討する。

2.1.3 児童遊園

(1) 整備状況

児童遊園は、「児童の健全な育成、体位の向上」を目的とし、都市公園に準ずる施設として「葛飾区立児童遊園条例」で設置、管理しているものであり、昭和25年から整備され、現在163園が供用されている。

これら児童遊園を面積別に見てみると、表2-23、図2-11のように、その多くが500㎡未満となっており、全児童遊園の55.2%を占めている。児童遊園の平均面積は、558.5㎡であり、1,000㎡以上の児童遊園は8.0%しかない状況である。

表 2-23 児童遊園の面積別園数

規模	園数	比率(%)
500㎡未満	90	55.2
500㎡以上1,000㎡未満	60	36.8
1,000㎡以上	13	8.0
計	163	100.0

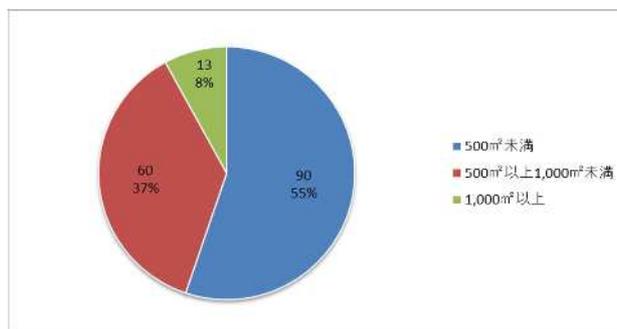


図 2-11 児童遊園の規模別の園数と比率

この狭い敷地に砂場、滑り台、ブランコ、スプリング遊具といった幼児や低学年向けの遊具が設置されており、児童遊園本来の目的は果たしているものの遊び以外の他の利用には適していない。

また、敷地の面積が小さく、都市公園に比べ遊具の数が限られることや、子どもの遊び方の変化、少子高齢化の影響から、幼児や子どもの利用があまり見られない公園もあり、児童遊園としての機能のあり方が課題となっている。

一方、一部の児童遊園では高齢者や中高年の利用がみられることから、遊具の更新の際は健康器具を配置するなど、多様な要望に配慮した柔軟な対応を行っている。

公園と比較して規模の小さい児童遊園は、利用実態（利用者数や利用者層等）や、公

園を含めた児童遊園の配置状況を把握したうえで、具体的な整備・改修の方向性について検討する必要がある。

また、児童遊園の供用年数を見てみると、図 2-12 のように、改修時期の目安である整備後 40 年（公園と同様の改修時期を目安とした）を経過したものは、全体の約 43% の 70 園であり、10 年後には改修時期の目安を迎える児童遊園は全体の約 67% の 109 園に増加する（図 2-13 参照）。これらの児童遊園は公園よりも経過年数が古いものが多く、今後、施設の老朽化による劣化が更に進行していくことになる。

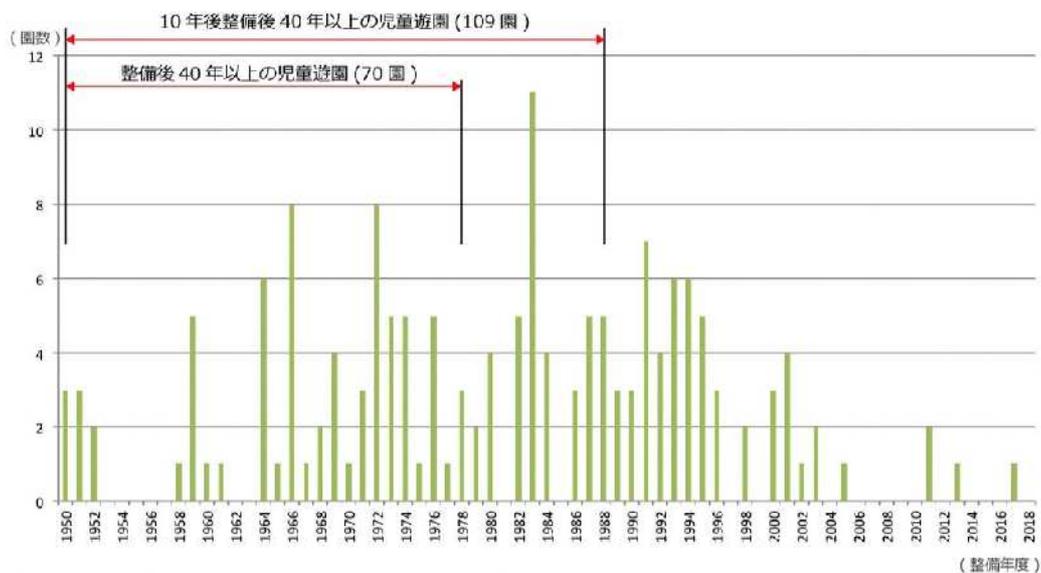


図 2-12 整備年度別児童遊園数

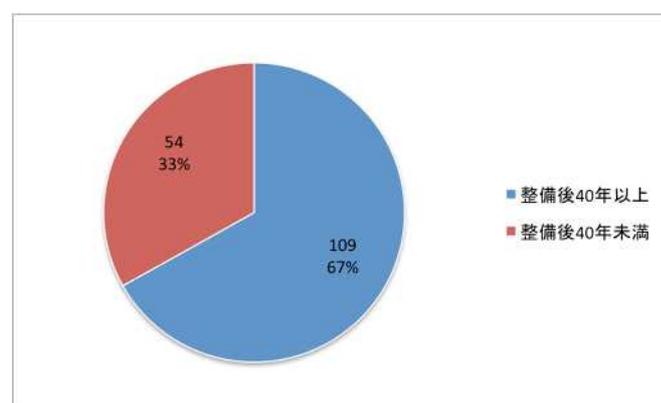


図 2-13 児童遊園の整備後 40 年以上、40 年未満の割合 (10 年後)

2.現況と課題

これらの児童遊園では、公園と同様に遊具や電気設備等、多くの施設に錆や腐食が見られ、施設全体の劣化が著しく進行しており、軽微な修繕や再塗装では機能の維持が難しくなっている。

一方、児童遊園は都市公園のように、バリアフリーや施設の老朽化に対する国の支援（補助）が無いことから、施設の補修、更新や児童遊園の改修は全て区の単独費用で実施する必要があり、更新や改修を行う必要がある児童遊園が多数存在しているものの、改修は昭和 63 年から現在までに 17 園程度しか実施できていない。

また、遊具については平成 29 年度に 158 園、621 施設の遊具定期点検調査を実施しており、判定結果は、A(全体的に健全なもの)2 施設、B(全体的に健全だが、部分的に劣化が進行しているもの)330 施設、C(全体的に劣化が進行しているもの、ハザードがある状態のもの)288 施設、D(全体的に顕著な劣化、利用禁止、緊急な更新等が必要なもの)1 施設となった。C、D 判定の遊具は、全体の約 47%を占めており、そのほとんどが、平成 14 年に制定された「遊具の安全に関する規準」に不適合なものであり、安全領域等の規準に適合させるため施設の再配置等の対応が喫緊の課題となっている。

表 2-24 遊具定期点検調査結果(平成 29 年度)

判定結果	施設数	割合(%)
A	2	0.3
B	330	53.1
C	288	46.4
D	1	0.2
計	621	100.0

このように、改修が必要な児童遊園が多数存在している中、同時にすべての改修を行うことは人員配置的にも、財政上も困難である。したがって、施設の補修、更新や児童遊園の改修にあたっては、実施体制はもとより、内容や優先順位等の方針設定や具体的なスケジュール等の検討を行い、ライフサイクルコストを縮減しつつ、改修費の平準化を図っていく必要がある。

(2) 維持管理状況

① 施設管理

児童遊園は、都市公園に準じる施設として管理しており、施設に対しては公園と同様の内容、頻度で、清掃、巡回点検、定期点検を実施している。

また、児童遊園の施設は公園の施設同様に、施設全体の劣化が著しく進行しているの
で、軽微な修繕や再塗装では機能の維持が難しくなっており、点検の結果、補修等が必要
であっても施設数や予算の関係で対応ができない場合もあり、応急対策として使用禁
止や撤去のみを行う施設もある。

これら施設の維持保全費を見てみると、表 2-25 のように平成 24 年度は約 1.04 億円
であるが、5 年後の平成 29 年度は約 1.13 億円となっており、約 8%増加している。こ
れは、老朽化施設の増加や労務単価及び材料費の高騰等の影響により、維持保全費が増
加したことによるものである。また、一部では、民間からの借地があり、毎年の借地料
が必要となっているところもある。

表 2-25 児童遊園維持保全費

年度	決算額(円)
H24	103,766,301
H25	103,766,452
H26	109,987,434
H27	112,283,275
H28	112,315,535
H29	112,516,119

8%増加

今後、施設の効率的かつ効果的な補修、更新実施のためには、公園と同様の考え方
の下で、全児童遊園について長寿命化計画を策定する必要がある。

また、巡回点検のみ実施している施設は、主に劣化状況を確認しているの
で、バリアフリーや転落防止柵の高さ不足等の安全規準への適合についても確認する必要がある。

厳しい財政状況の中で、施設を適切に管理していくために、今後は中長期的な視点に
基づいて、的確な管理類型の設定による予防保全型管理への移行や児童遊園の特性、利
用状況等を勘案したメリハリのある管理の実施等、管理費の縮減のための方策を検討す
る必要がある。更に、児童遊園の利用者は、ほとんどが周辺住民と考えられることから、
周辺住民や自治町会との協働による管理の仕組みをどのようにつくるのか、住民参加を
促進する取組みも課題である。

② 植物管理

児童遊園は、前述のとおり、都市公園に準じる施設として管理しており、公園と同様に多様な機能や効用を有する都市の「みどり」の根幹的な施設となっている。

児童遊園の樹木は、公園に比べて本数は少ないものの、公園と同様に外周部に配置され、緩衝帯や緑陰の提供、花や新緑、紅葉等によるやすらぎや景観の創出、目隠し等の多様な役割を担っている。

整備から相当年数が経過した児童遊園では、公園と同様に樹木の老齢化、大径木化が進行しており、倒木や落枝による重大な事故等の発生リスクの高まりが懸念される。また本区の児童遊園の多くは民間住宅等に接しているため、児童遊園利用者のほか、児童遊園周辺の第三者の安全確保にも配慮する必要がある。

現在、植物管理は、公園と同様の維持管理を行っているが、今後は、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成 29 年 9 月 国土交通省）等を参考に、定期的な点検、診断方法を検討し、樹木の持つ機能や効用の増進と樹木の安全性の確保を、継続的に両立させていく必要がある。

③ 利用管理

児童遊園は公園と同様に、区民が安全に安心して快適に利用できるよう、施設管理や植物管理に加えて、適正な利用を促進するための利用管理を行うことが重要となる。

a)利用者のマナー、犯罪

児童遊園も公園と同様に、利用者による粗大ゴミの投棄、夜間の騒音、水飲み等の破壊、落書き、犬のフンの不始末等、利用者のマナー低下等の課題を抱えている。

また、児童遊園においても、児童遊園利用者が不審者に声を掛けられる等、利用者の不安が増すケースが発生している。

これらのマナー向上や犯罪防止のため、制札板の設置や平成 29 年度からは 5 園で防犯カメラの設置を行うなどの対策を講じている。しかし、これらの対策は一定の効果は期待できるが、防犯カメラについては園内全ての範囲を確認できるものではなく、ある程度の死角は残るので万全とは言えない状況である。また、制札板を多数設置することで、児童遊園の美観を損ねてしまうといった課題も残っている。

b)利用者からの苦情、要望

利用者からの苦情、要望については、表 2-26 のように平成 21～29 年度の平均で約 400 件であり、近年減少傾向にある。その主な内容は公園と同様に、ボール遊びに関する苦情、要望等である。

公園と比較すると、平成 29 年度は公園に対するものが 832 件、児童遊園に対するものが 228 件であり、児童遊園は公園に比べ園数が多いにもかかわらず、公園の約 30% 程度となっている。しかし、公園に比べ苦情、要望の件数は少ないものの、件数は未だに多く改善が必要である。

表 2-26 苦情、要望の件数

年 度	件 数
H21	606
H22	525
H23	536
H24	396
H25	403
H26	418
H27	292
H28	242
H29	228
平均	405

c)運営

児童遊園では、公園と同様に地域住民の利用を中心とした、ラジオ体操や盆踊等の行事が開催されており、児童遊園の利用（短期占用）件数は、平成 29 年度は約 70 件となっている。ここで、公園の利用件数と比較してみると、公園は約 470 件となっており、面積的な利用し易さ等の関係もあることから、地域の催し等のほとんどが公園で実施されている。しかし、立地状況や児童遊園内の施設配置状況等によっては、児童遊園が使われていることも事実である。

これらの児童遊園では公園と同様に、緑とオープンスペースの機能に関して、区民のために今あるものをどう活かすのか、魅力をどう引き出していくのかといった管理、運営等が重要である。

近年、本区では、児童遊園の利用促進のために、健康遊具を設置している公園や児童遊園をウォーキングで巡り、健康遊具を利用することを提案した「健康遊具とウォーキングで健康づくりマップ」を作成、配布しており、これは既存の児童遊園と公園を結び

2.現況と課題

付けながら利活用を促進した好例であると言える。このような児童遊園の持つ魅力を発見し、どのように利用促進に繋げていくかを検討していく必要がある。

一方、前述の通り利用者の少ない児童遊園も見られるので、今後は、メリハリのある管理をすることが望まれる。

④ 法令に基づく管理

a)許可使用、特許使用

児童遊園では、本来の機能が適切に維持され、快適に利用されるように、公園と同様に、児童遊園内での自由利用を妨げる行為の制限や工作物の占用等の許認可等、適宜、規制等を行っていくことが重要である。「占用許可」は公園管理者が特定の人に対して排他、独占的な使用の権原を付与する形態である。防火用貯水槽や標識、電柱類等について、公園と同様に申請内容をチェックし許可しており、平成 29 年 11 月 22 日現在、194 件の占用物が置かれている。

b)行政財産の管理

児童遊園は都市公園に準じる施設であり、これまで調書や図面等により、施設の管理、情報の更新を実施してきた。

今後は、平成 30 年度に公園管理システムの導入を行ったことから、児童遊園も公園と同様に、公園管理システムを最大限に活用し、施設の補修や更新に繋げる等効率的な管理を実施していく必要がある。

また、児童遊園の敷地の管理や不法な放置物等の対策等、財産管理についても公園と同様の対応を実施することが重要である。

2.1.4 緑のリサイクルセンター

(1) 整備状況

緑のリサイクルセンターは、剪定枝葉のリサイクルを目的として、平成7年度に整備され、平成9年度から稼働している。

施設の概要は、以下のとおりである。

- ・所在地 葛飾区東新小岩1丁目18番
- ・敷地面積 1,013.85㎡
- ・工場 鉄骨造 200.43㎡

(2) 維持管理状況

① 施設管理

本施設は、道路の街路樹や公園などの樹木を剪定、伐採した際に生じる枝葉木をゴミとして処理するのではなく、チップ化、マルチング材や堆肥として資源化を図る目的で設置された。施設内では、枝葉木粉砕機で粉砕し、粉砕できない太い剪定木は薪割り機で小割している。粉砕したチップは、区内の公園等施設まで運搬し、チップを敷き均すまでの作業を行っている。



緑のリサイクルセンターの写真

2.1.5 金魚展示場

(1) 整備状況

かつての東京は、奈良県大和郡山、愛知県弥富と並んで金魚の3大生産地であったことから東京都水産試験場では、昭和29年から金魚の品種改良を行ってきた。

代表的金魚は、ここで品種改良された「江戸茜（赤目琉金）」や品種が固定化された「江戸錦」である。

東京都水産試験場の移転に際して、本施設の存続について、住民の請願をうけ、区議会において全会一致で採択され、本区が管理許可を受けて平成10年度より管理運営を行うこととなった。

施設の概要は、以下のとおりである。

- ・所在地 水元公園1番1号
- ・敷地面積 約684㎡
- ・飼育金魚 24種類約1000匹
- ・金魚展示場 684㎡
- ・飼育池A 24面、78㎡
- ・飼育池B 20面、65㎡
- ・大池 4面、25㎡
- ・ミジンコ池 2面、480㎡

(2) 維持管理状況

① 施設管理

維持管理の内容は、主に金魚の飼育管理と展示場施設の維持管理である。

金魚の飼育管理の内容は以下のとおりである。

a) ミジンコ池地辺整備

- ・水抜き、生地、石灰・鶏糞散布、水入れなどを実施

b) 新魚の選別

- ・ふ化1ヵ月後頃から稚魚の生育に応じ、概ね1ヵ月毎に4回実施

c) 給餌

- ・給餌は毎日1回、ふ化したばかりの稚魚には概ね1ヵ月間ミジンコ給餌を実施

d) 池の洗浄

- ・飼育用池、展示用池の各々の目的に応じ、1ヵ月に1回程度実施

また、展示場施設の維持管理は、展示場内の清掃、展示場施設等の点検や整備、修繕

及び循環ろ過槽の洗浄を実施している。

なお、開場日は3月から10月の月曜日を除く毎日と11月から2月の土曜日・日曜日・国民の祝日となっている。

管理体制としては、委託による常駐の管理が行われている。

これらの年間スケジュールは、表2-27のとおりである。

表2-27 維持管理スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ミジンコ池 地辺整備	←→											←→
新魚の選別	←→											←→
採卵		←→										
ミジンコ 給餌		←→										
給餌	←→								→			←→
選別作業			←→									
展示池・ 飼育池洗浄	←→											→
消毒 (薬品投与)	←→											→
箱船の製作等								←→				→
展示施設等の 維持管理等	←→											→

2.現況と課題

表 2-28 のように平成 24 年度から平成 29 年度までの維持保全費の推移を見みると、増減はあるものの概ね 700 万円前後で推移している。

表 2-28 金魚展示場維持保全費

年度	決算額(円)
H24	6,786,370
H25	6,618,318
H26	7,624,756
H27	7,017,394
H28	7,498,737
H29	6,66,0653

本施設は、金魚の保全が管理の主目的であり、そのための最小施設で運営していること、生き物であるため、給餌、飼育環境の保持など飼育員の常駐が不可欠であること、飼育は専門性が高く、ボランティア活動では専門性の向上が図れないこと、施設が屋外にあるためヘルペスウイルスによる病気が発生することがあるなどの課題を有している。

また、施設は老朽化が著しいが、現時点での東京都による施設の大規模改修の予定はなく、平成 19 年度の行政評価においては、廃止すべきとの見解が示されたが、区民、関連団体にも意見を聞きながら経費削減を念頭に事業を進めている。

② 利用管理

金魚展示場では、来場者への接客や金魚ボランティアとの協働、また金魚展示場のPRや金魚飼育の学習のため、金魚販売・区内保育園・小学校への金魚配布のイベントを実施している。

表2-29のように、平成21年度から平成29年度までの来場者数の推移を見てみると、平成21年度の約3万2千人から平成29年度の約2万4千人へと減少傾向にあり、情報発信や利活用について検討していく必要がある。

表 2-29 金魚展示場来場者の推移

年度	のべ入場者数(人)	開場日数	一日あたりの入場者数(人)
H21	32,005	249	129
H22	32,841	248	132
H23	25,026	246	102
H24	24,005	246	98
H25	22,884	246	93
H26	25,159	249	101
H27	24,293	249	98
H28	21,789	246	86
H29	23,994	246	98



金魚展示場の写真

2.2 河川関連施設

2.2.1 大場川

(1) 整備状況

近年、河川は、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息、生育環境として捉えられ、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を活かした川づくりが進められている。

大場川は、延宝3年(1675年)に、埼玉県吉川市川野付近の二郷半沼を干拓した際、排水のために開削されたことに端を発し、三郷市を南に流れ中川の東側、二郷半領用水と江戸川の間を通る一級河川であり、300年以上の歴史がある。

葛飾区内では、水元公園付近を通り、その後西方へ流れ、葛飾区と足立区の境で中川に合流しており、全区間の延長は約4.8km(管理区間の延長は約2.4km)となっている。大場川左岸堤防の内、準用河川水元小合溜に接している部分(中堤(中土手))と呼ばれ、これまで、埼玉県の管理区間において陥没や台風等の豪雨により堤防の決壊が生じている。中堤の整備状況は、計画(中堤高 A.P+約3.0m)は概ね満足しているが中堤断面は不足しており、平成28年度から埼玉県が堤防の健全化を目的に半川橋より下流について盛土を主とした工事を行っており、今後においては環境等にも配慮した護岸の整備が予定されている。

大場川の管理は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、維持管理を行っている。

その後、東京都では平成28年6月に、大場川を含む利根川水系の河川を対象とした「中川・綾瀬川圏域河川整備計画」を策定している。計画の基本理念を、「人々が集い、水辺にふれあえる川づくり」とし、治水対策、河川環境の整備と保全等について定めている。この計画において、大場川では、耐震や高潮対策として護岸の設置(改築)、生物の生息空間及びヨシ原の保全対策として低水護岸(捨石)の設置、親水空間の整備として河川管理用通路、高水敷、スロープ、階段、植栽等の整備が予定されている。

なお、計画の対象期間は概ね30年間の長期となるので、この間における中川、新中川といった他の管理区間の整備状況、社会状況や自然環境の変化、及び技術革新等による計画の見直しも勘案、想定しつつ新たな維持管理への対応が必要となる。

(2) 維持管理状況

① 施設管理

本区が管理している大場川の施設は、河道、土堤、護岸、フェンス、笠木、樹木、草地であり、これら施設の異常の発見、不法投棄、不法行為の発見等を目的に委託による原則週1回(年52回)の巡回点検と、年20回程度の大場川左岸の水面及び法面の清掃を実施している。また、洪水時や地震発生時(または発生後)は被災状況の把握と安全確認のための臨時点検を行うこととしている。

管理施設については、平成29年度末に東京都が「東京都堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検要領」の改訂及び「東京都堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検結果評価要領」を策定し、平成30年3月の公表により定期点検及び評価の実施方法が示された。このため、大場川もこれに準じて、平成31年度からはこれらの要領に基づき定期点検及び評価を実施し、その結果を踏まえた的確な維持管理が必要である。

点検要領では、治水上の機能を確保するために定期点検を行うことと定めており、大場川では河道、土堤、護岸及び転落防止柵が点検対象となる。そこで、1年に1回(河道については少なくとも5年に1回)の頻度で、出水期前等の適切な時期に、目視を主体とした点検を実施するため、必要な実施体制の確立が必要となる。点検に際しては、効率的、効果的な点検を実施するため、点検計画書の作成と東京都への提出が義務付けられており、東京都と調整を図りながら、点検時期、具体的な点検方法等を定める必要がある。また、評価要領によると、「堤防等河川管理施設は、出水や地震等により変状が生じる。施設の機能に支障を及ぼす変状の度合いについては、現状では一部を除けば定量的に定めることは困難であることから、変状の時系列変状等を把握しつつ機能を維持することが基本である」とあり、客観的な評価を実施することができるよう評価基準を検討することが重要である。また、予防保全型管理によって、施設の長寿命化を図ることができるかを見極めることも重要である。

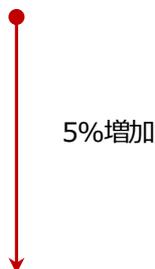
2.現況と課題

表 2-30 のとおり、維持保全費が平成 24 年度は約 1,700 万円であったものが、5 年後の平成 29 年度は約 1,800 万円となっており約 5%増加している。

このため、維持保全費に占める割合の高い清掃及びごみ処理費の抑制を目的に、地域の河川愛護団体等との協働を模索する必要がある。また、不法投棄対策として景観阻害とならない最小限の注意看板の設置や発見者による通報先の表示、防犯カメラ設置の検討等も行っていく必要がある。

表 2-30 大場川維持保全費

年度	決算額(円)
H24	16,997,505
H25	17,150,329
H26	17,697,376
H27	17,826,329
H28	17,669,493
H29	17,881,854



中堤は前述したように、陥没や台風等の豪雨による崩壊で堤防の決壊が生じているが、改修中の堤防であり再度破堤することも考えられることから、東京都管理区間も含め、被災時の緊急対応や堤防の整備について、管理者である東京都及び埼玉県と今後も協議を実施していく必要がある。

② 植物管理

東京都の「中川・綾瀬川圏域河川整備計画」では、「大場川は、水郷の原風景をとどめ、水と緑と生き物たちの豊かな自然環境が現存している中州と、そこに発達しているヨシ原等の自然植生群落を保全していく。」とされている。大場川では、水際まで樹木が生い茂っている場所があり、水面と相まって潤いのある河川景観を呈しており、人為的な活動を制限するなどの保全方策を行っている。

大場川の土堤に数多く植わっているサクラ等については、過去に台風により倒木し撤去した例もあり、他の樹木を含め定期的な点検、診断方法を検討し、樹木の持つ機能や効用の増進と土堤の安全性の確保を継続して両立させていく必要がある。

一方、大場川では、水郷の原風景の維持や生き物の生息環境の保全に配慮した植物管理を実施していく必要があることから、人為的になり過ぎないように適度な管理水準や保全手法を検討することも必要である。

③ 利用管理

大場川を訪れる利用者の安全確保のため、転落防止柵の損傷や劣化状況の点検とともに、利用者が誤って川に転落しないように、設置場所や設置区間に不足がないかなどに配慮する必要がある。

また、利用上危険な個所には、河川区域への立入を抑制するため、制札板を設置しており、今後は、低水護岸の整備に伴い、動植物の生育環境の保全、良質な景観維持等が必要な場所へも、制札板の設置を検討する必要がある。

④ 法令に基づく管理

「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づく東京都との役割分担の下で、工作物の新築等の許認可などは、区が処理することとなっており、事務処理の円滑化や効率化のために公園や児童遊園と同様、前述の施設点検結果等も含めて記録の電子化や情報化等の検討を行うことが望ましい。

また沿川では、不法工作物の設置やプレジャーボートの不法係留、粗大ごみ、産業廃棄物の投棄をはじめ不法行為が見られることから、巡視点検におけるこれら不法行為の発見、関係機関への通報、報告の実施と共に、前述の不法投棄対策と同様の対策を講じる必要がある。



大場川の写真

2.2.2 水元小合溜

(1) 整備状況

水元小合溜は、葛飾区北端の水元公園内（開園面積には含まれていない）に位置し、約 300 年前の江戸時代に古利根川が堰き止められたもので、大小 2 つの溜池からなる。水域面積は、外溜約 24ha、内溜約 1.5ha で合計約 25.5ha、延長は約 3.6km、平均水深は約 1.1m である。

水元小合溜は遊水地として機能し、江戸を水害から守ると同時に、上下之割用水の水源としても利用されてきた。この周辺地域は昭和 30 年代以降都市化が進み、農地から市街地へと変貌していったことから、昭和 47 年（1972）には灌^{かんがい}既用水としての役割を終え、水が停滞するようになった。また、取水先である大場川の水質汚濁、釣りえさの投棄等による富栄養化等が大きな原因となり、水質が悪化していった。こうした水質悪化に対して、本区では昭和 30 年代に見られた豊かな水辺環境の回復を目的に、平成元年から「水元小合溜水質浄化対策事業(カムバックかわせみ作戦)」を開始し、その事業の 1 つとなる取水河川の変更を行うために、平成 3 年 3 月に水元小合溜が準用河川に指定された。

水質浄化対策施設は、図 2-14 に示す 6 施設である。

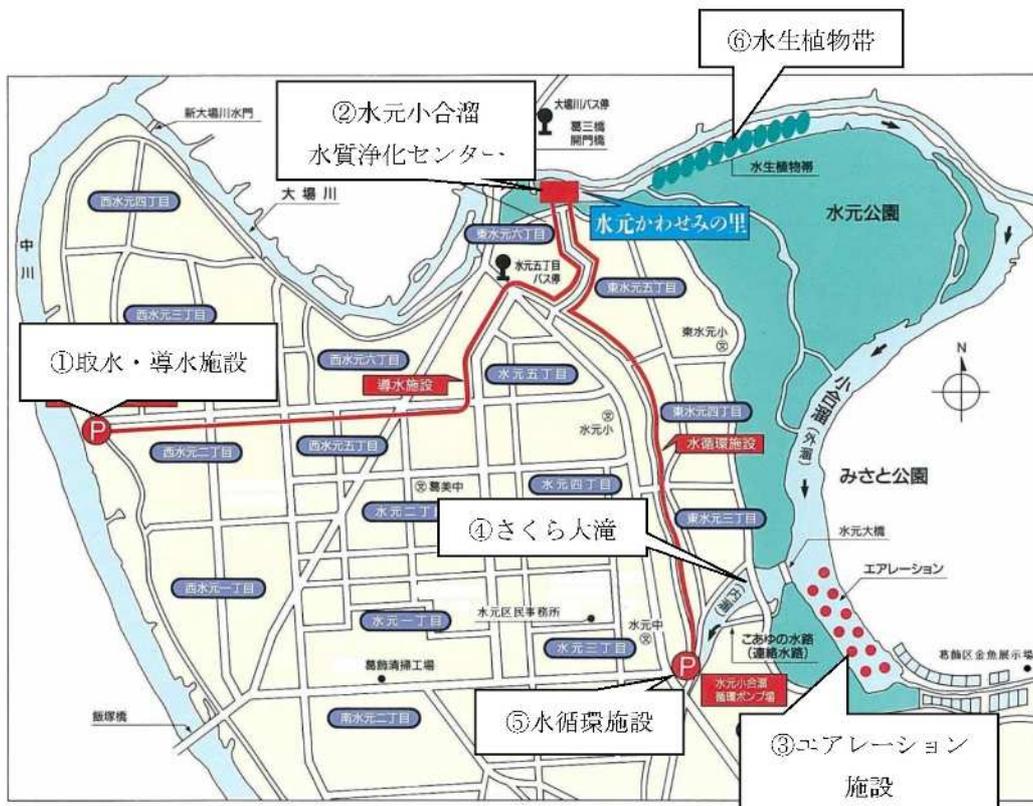


図 2-14 水質浄化対策施設

また、水質浄化対策施設の概要は以下のとおりである。

① 取水、導水施設

大場川の水質悪化等が原因で水質汚濁が進んだことから、取水先を大場川から中川に切り替えるための取水、導水施設である。平成4年12月に完成。中川からポンプで取水した河川水を水元小合溜へ送る施設である。

② 水元小合溜水質浄化センター

中川からの河川水を浄化し、水元小合溜に放流する施設であり、また、水元小合溜内の循環水を浄化する施設でもある。平成7年3月に完成。

③ エアレーション施設

水元小合溜の形状と現在の水循環の関係から、停滞する水域を強制的に流動させる目的のもので、空気を噴出し、水中の酸素量を増やす施設である。平成3年3月に完成。

④ さくら大滝

釣りえさによる汚濁が生じる水元小合溜（内溜）の水をろ過及び循環させる施設である。昭和58年7月に完成。

⑤ 水循環施設

水元小合溜（内溜）の水を取水し、浄化センターへ送水することで停滞する小合溜の水を強制循環させ、水の流れをつくる施設である。平成6年3月に完成。

⑥ 水生植物帯

水生植物がもつ汚濁の原因となる物質の吸収能力と、植物体による濾過^{ろか}作用、生きもののすみかとしての役割や水郷景観を復活させる役割を持つものである。平成3年に完成。

水元小合溜においては、これらの施設による水質環境改善効果の検証及び施設の老朽化とこれに伴う維持管理に要する費用支出が課題となっていたことから、平成29年度に新たに「河川環境改善計画」を策定したところである。水元小合溜の今後の整備については、この計画に基づいて事業を進め、効果的、効率的に水元小合溜の水環境を維持、改善していく必要がある。

(2) 維持管理状況

① 施設管理

水元小合溜は準用河川であることから、河川法第 100 条により河川法の二級河川に関する規定に準拠し、本区では河川区域(水面)及び水質浄化対策施設の管理を実施している。

水元小合溜の河川区域については、河川の保全（異常の発見）、不法投棄、不法行為の発見等を目的に委託による原則週 1 回（年間 52 回）の巡回点検を実施している。また、洪水時や地震発生時（または発生後）は被災状況の把握と安全確認のための臨時点検を実施している。

導水施設、水質浄化センター、循環施設、元^{もと}水門、連絡水路は、それぞれの施設の設備に応じて、毎日または毎月定期点検を実施しており、さくら大滝は年間 96 回、エアーレーション施設は年間 52 回の点検を実施している。

また、清掃は委託による外溜の水面清掃(年間 21 回)、釣り場清掃(毎日)、自動除塵機施設清掃(毎日)、連絡水路ゴミ揚げ(年間 180 回)、元水門ゴミ上げ(年間 180 回)、釣り場廃棄工サの回収(年間 121 回)を実施している（平成 29 年度実績）。

点検については、水元小合溜は準用河川であり、大場川同様に東京都の河川点検要領及び評価要領に準じた点検の実施が望まれるが、区の管理対象は、水面及び水質浄化対策施設のみとなることに留意する必要がある。

表 2-31 のとおり、平成 24 年度から平成 29 年度までの維持保全費の推移を見ると、平成 26 年度以前は概ね 9 千万円前後で推移していたが、平成 27 年度以降はヒシ類の刈取り、平成 29 年度には河川台帳を作成しており、維持保全費が増加している。また平成 27 年度にはろ過材やポンプの交換等を行っており、消耗品や設備の交換も維持保全費を増加させる一因となっている。

表 2-31 水元小合溜維持保全費

年度	決算額(円)
H24	83,548,509
H25	95,025,397
H26	90,608,426
H27	133,941,744
H28	113,942,167
H29	161,575,508

これまで、カムバックかわせみ作戦により浄化対策施設を導入し、水質の改善に努めてきたが、現状の水質を踏まえ、より望ましい水環境を実現するため、平成 29 年度に河川環境改善計画が策定された。

計画では、これまでの作戦の評価として、魚の大量死やアオコの発生といった水環境問題が好転し一定の水質の改善効果が得られているが、現在もなお全窒素や全リンは目標値を上回っており、水域は富栄養状態である。また、水生植物の繁茂による景観の悪化といった新たな問題も発生している。そこで、浄化施設の方針が必要である。更に、取水、導水施設及び水質浄化施設等の老朽化や維持管理費の増大を改善していく必要がある。

水元小合溜水質浄化施設 6 箇所は、設置から概ね 20 年～30 年が経過している。これまで設備を中心に小規模修繕で対応してきたが、今後ほぼ同時期に施設の更新を迎えるので、エアレーション施設、さくら大滝、水循環施設といった既存施設の有効活用を図りながら、河川環境改善計画に基づき、豊かな自然、生態系の保全及び水郷景観、親水環境の保全、維持管理の効率化に配慮していく必要がある。

② 植物管理

カムバックかわせみ作戦は、前述のとおり、水元小合溜を豊かな生き物が生息していた昭和 30 年代前半の水辺環境に回復させることを目標としている。作戦の実施により近年では、カワセミが頻繁に観察されるようになり、その他平成 21 年度調査では、ヌカエビ、クロベンケイガ二等の底生生物、ニゴイ、メダカ等の魚類、その他魚類では特定外来種のカダヤシやブルーギル等が観察されている。水草類は、平成 28 年度調査で、ヒシ類、ハス、スイレン等が確認された。

また、環境省では生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地 500」を選定しており、平成 28 年 4 月に公表された結果では、これまでの環境改善が評価され、「水元小合溜」が重要湿地として新たに選定された。

河川環境改善計画では、今後、自然環境の更なる質の向上を目指し、リンなどの栄養塩類の負荷量を削減する。また、多様な水生生物の保全を目的に、ヒシ類の刈取り、水生植物帯のハスの刈取り、生息種の把握、外来種の拡大防止に取り組んでいく。近年、夏頃からヒシ類が異常繁茂し、外溜の水面を覆う状況が見られることから、平成 27 年度からは、従前のハス、ヨシの刈取りに加え、ヒシ類の刈取りを始めた。平成 29 年度は、ハス、ヨシの刈取を年 1 回、ヒシ類の刈取は年 2 回実施している。

利用者に対するアンケート調査によれば、「水質改善」と「水草対策」は多くの利用者

2.現況と課題

が共通して要望している事項であり、今後も河川環境改善計画に基づいて事業を進めていく必要がある。また、水元公園、みさと公園、大場川など水元小合溜を取り巻く環境についても、協働しながら生態系に配慮した整備を実施していくことが重要である。

③ 利用管理

水元小合溜水質浄化センターに併設された水辺のふれあいルームにおいて、水辺の自然環境や水元小合溜の歴史について、展示や講座、観察会を通じて紹介し、環境保護を啓発する活動を行っている(施設運営は平成 29 年度に公園課から環境課に事務移管されている)。

また、ボランティア団体や自然保護活動団体等が、水元小合溜や水元公園を活動拠点としており、水元小合溜の水面利用については、葛飾区水元公園地域活性化協議会において、東京都、区、自治町会、釣友会、自然保護団体等の代表が水元小合溜の活用方法について協議し、検討している。現在、水元小合溜を 5 つのゾーン(水生植物ゾーン、自然保護ゾーン、水辺ふれあいゾーン、水辺環境ゾーン、釣り場ゾーン)に区分し、それぞれのゾーンに特化した利用と規制をルール化している。

このほか、「準用河川水元小合溜における水面利用の要領」では、認められる催事や利用できない船の種別や利用に際しての規則が定められていることから、これを踏まえ、各ゾーンの利活用や禁止事項に配慮した水元小合溜の維持管理が求められている。

その他、利用者に対するアンケート調査では、水元小合溜の環境改善活動があった場合、約半数の人は参加すると回答しており、今後は事業を通じて、水元小合溜に興味を持ってもらえるよう、事業の周知を徹底し、参加を促すことによって区民との協働事業の拡大を図ることや区民との協働のあり方を再検討していくことが重要である。

④ 法令に基づく管理

平成 29 年度に作成された水元小合溜の河川台帳に基づいた行政財産の管理や、河川法に準拠した占用許可や各種許認可等は継続していくが、事務処理の円滑化や効率化のために公園や児童遊園と同様、前述の施設点検結果等も含めて、占用許可や許認可に係る記録の電子化や情報化等の検討を行うことが望ましい。

また、水元小合溜(内溜を除く)は水元公園鳥獣保護区に指定されている。



水元小合溜の写真：水元小合溜水質浄化センター

2.2.3 船着場

(1) 整備状況

これまで河川の船着場は、物資等の荷揚げ施設として、広く利用されてきたが、現代における船着場の役割は、平常時と災害時により利用が分けられる。

平常時は、舟運や観光を目的とした水上バスや屋形船などの発着場としての機能などが挙げられる。災害時の利用目的は、被災直後の傷病人の医療機関への搬送など、緊急経路としての機能、応急対策期の水・食料や医療物資等の物資輸送経路としての機能、復旧期の帰宅困難者の帰宅支援等の移動経路としての機能を提供することが挙げられる。

本区はこうした災害時の人、物資の緊急輸送を円滑に行うため、東京都や周辺自治体と連携し、東京都の防災船着場整備計画に基づいて整備を推進してきた。

現在、本区が「葛飾区船着場条例」に基づき管理する船着場は、表 2-32、図 2-15 の 4 箇所（※）であり、堀切菖蒲園船着場は国と区が共同で設置、管理し、柴又公園船着場は国が設置、管理は区が行っており、その他の船着場は区で設置、管理している。

船着場は、河川の基盤となる護岸等に設置される付帯施設であり、船着場そのものの効用を保つことは勿論であるが、その基盤となる護岸の状況についても管理主体となる国や東京都と連携し適切に管理していくことが重要であり、これらに関する情報についても関係者間での共有化が必要になる。

表 2-32 船着場の概要

名称	河川名	整備年度	諸元	形状
葛飾区 堀切菖蒲園船着場	荒川	平成 12 年度	限界 t 数：40t 接岸地延長：30m	浮棧橋型
葛飾区 柴又公園船着場	江戸川	平成 12 年度	限界 t 数：10t 接岸地延長：15m	岸壁型
葛飾区 東立石緑地公園船着場	中川	平成 20 年度	限界 t 数：75t 接岸地延長：30m	岸壁型
葛飾区 北沼公園船着場	新中川	平成 27 年度	限界 t 数：90t 接岸地延長：30m	岸壁型

※令和元年 7 月に新たに 1 箇所を開設計 5 箇所となった。

葛飾区 奥戸総合スポーツセンタ 一船着場	中川	令和元年度	限界 t 数：138t 接岸地延長：30m	岸壁式
----------------------------	----	-------	--------------------------	-----

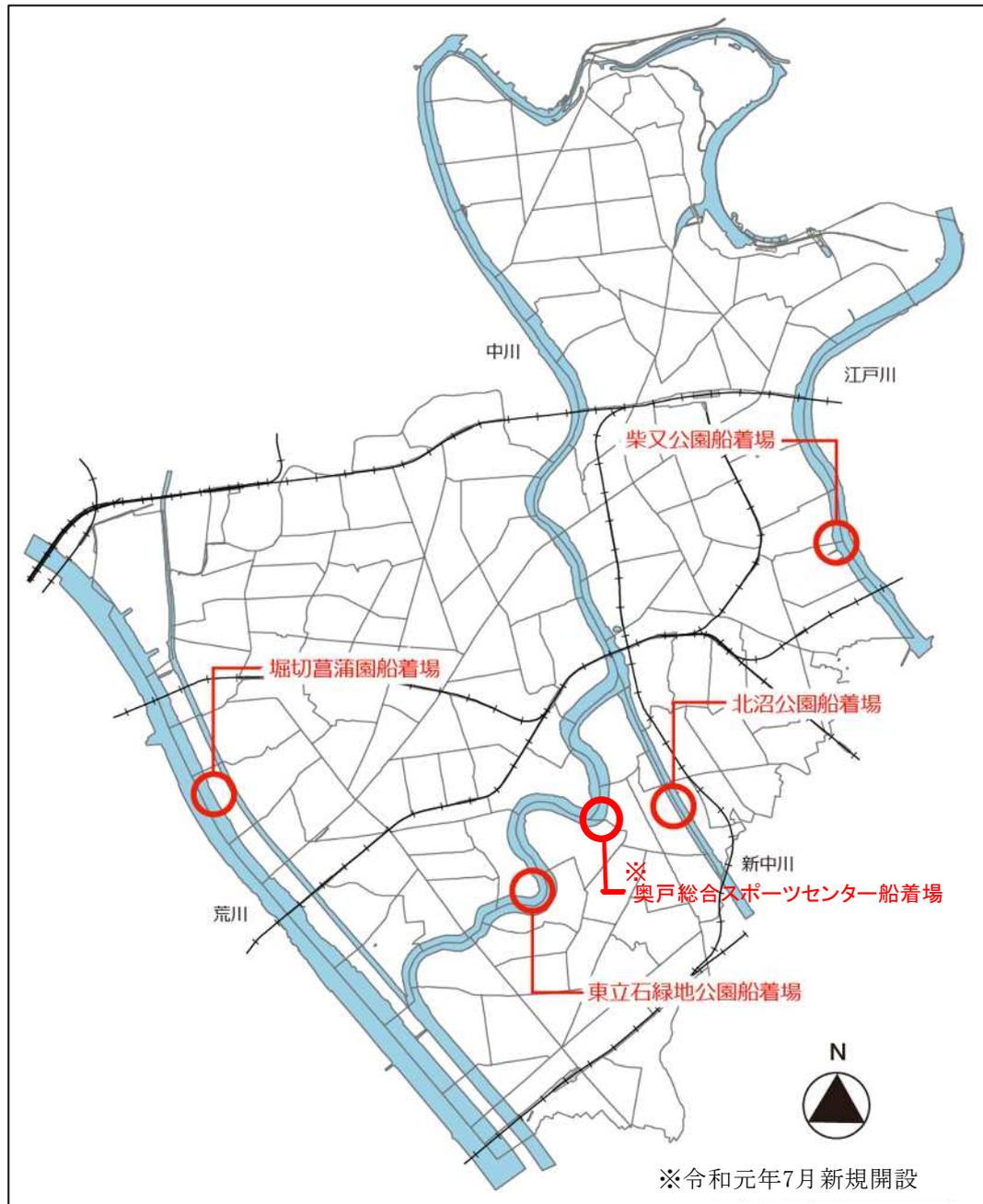


図 2-15 船着場位置図

北沼公園船着場は、地域内輸送拠点である奥戸総合スポーツセンターエイトホールに近接し、背後に車両用の坂路や作業スペースが確保され、大量輸送が可能な船着場として重要な役割を持つ施設である。

柴又公園船着場と堀切菖蒲園船着場が最も古く平成 12 年度に整備され、整備後 17 年が経過しており、他の船着場は整備後 10 年以下と比較的新しい施設である。

船着場で本区が管理する主要な施設は、防舷材^{ほっげんざい}及び係船柱、浮棧橋（ポンツーン）である。

2.現況と課題

これらのうち、防舷材は岸壁型船着場の施設構成要素ではあるが、船舶との接触による摩耗や劣化が生じ、補修といっても実質、防舷材の取り換えとなってしまふことから、他の主要施設と異なり長寿命化を図ることが困難である。このため防舷材は耐用年数である20～25年の間、劣化状況を点検により判断し、船着場躯体の更新を待たずに、20～25年を目安に計画的に更新していく必要がある。

したがって、船着場の更新時期の目安について検討の対象となるのは、係船柱と浮棧橋（ポンツーン）となり、関連資料を基に耐用年数を算定する。この結果、岸壁型船着場の更新時期の目安は45年、浮棧橋型船着場の更新時期の目安は36年とした。なお岸壁型は、防舷材の耐用年数が20～25年、係船柱が45年となるので、1サイクル目の20～25年で防舷材を主とした施設の補修、更新、2サイクル目の45年で防舷材や係船柱等の全施設の補修、更新を実施する計画となる。

船着場主要施設の耐用年数の算定

係船柱及びポンツーンの耐用年数については、国（国税庁）が定める「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表」から、類似施設の耐用年数を引用し、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」で用いる所要の係数を乗じて使用見込み期間を算定した。

なお、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」を用いる理由は、本施設及び類似する施設について予防保全型管理とした場合の延命期間の考え方が、他の資料等で示されていないためである。

管理類型は、いずれの施設も金属造であり、水中及び水際に設置する施設であることから延命措置として重防食塗装を定期的に施すものとして予防保全型管理とした。

表 2-33 から各施設の使用見込み期間を以下のとおり設定した。

【岸壁型係船柱】使用見込み期間：45年

【浮棧橋型ポンツーン】使用見込み期間：36年

なお、本計画では使用見込み期間を耐用年数として用いる。

表 2-33 使用見込み期間算定表

対象施設	耐用年数等 参照元	分類/種別/施設名称	主要 構造材	耐用 年数	管理類型	使用見込み 期間
係船柱	国税庁	構築物/はね上げ橋、鋼矢板護岸	金属造	25年	予防保全	45年
ポンツーン	国税庁	構築物/浮きドック	金属造	20年	予防保全	36年

(2) 維持管理状況

① 施設管理

船着場は、災害時に円滑に機能することが強く求められる施設であることから、平常時においても適切な管理水準を維持し、常時利用可能な状態に保つことが重要である。

災害発生時の船着場は、緊急輸送の拠点として機能することを目的とされている中、平成 29 年度末に東京都が「東京都堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検要領」の改訂及び「東京都堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検結果評価要領」の策定を行い、平成 30 年 3 月の公表により定期点検及び評価の実施方法が示された。

点検要領では、治水上の機能を確保するために定期点検を実施することと定めており、船着場は「その他河川管理施設」として点検対象施設に位置付けられている。具体的には、船着場躯体に加え、夜間利用に配慮した照明施設、サイン、坂路など防災上重要な施設が対象となる。そこで年に 1 回の頻度で、出水期前等の適切な時期に、目視を主体とした点検を実施するため、必要な実施体制の確立が重要となる。

船着場周辺に存在する柵類や植栽が利用支障とならないことなど、船着場の巡回点検についても、適切な維持管理を行うため、点検内容、頻度等を定め、これに伴う実施体制を確立し、全ての船着場において実施する必要がある。

また、船着場に船舶が着岸できるよう水深が確保されているとともに、船着場に至る河川等においても船舶が安全に航行できることが必要であり、浚渫^{しゅんせつ}を適切に実施する必要がある。現在、柴又公園船着場及び堀切菖蒲園船着場は、国が浚渫を行うことになっており、その他は東京都が実施することとなっている。今後も国及び東京都と協力、調整しながら、災害時を含め円滑な運用ができるよう維持管理を実施していく必要がある。

表 2-34 のとおり、平成 24 年度から平成 29 年度までの維持保全費を見ると、内訳は堀切菖蒲園船着場の保守委託費のみであり、年間 50 万円程度で推移している。

表 2-34 船着場維持保全費

年度	決算額(円)
H24	472,500
H25	559,860
H26	567,000
H27	556,200
H28	486,000
H29	479,520

2.現況と課題

東京都の点検要領等の整備に伴い、船着場に係る費用は、今後、日常の修繕費や補修費、点検費といった新たな維持保全費が必要となるため、中長期の維持管理計画を策定し予算を平準化することが重要である。

また、船着場の更新の際には、一時的に機能が喪失してしまうので、更新期間中の代替施設の手配や機能補完可能な手段を講じておくことが必要となる。

② 利用管理

近年、全国的に災害時の利用を目的として整備された船着場は、平常時に一般開放されていない施設も多く、認知度が低いので、災害時の安全かつ確実な機能発揮に課題がある。そこで、国土交通省荒川下流河川事務所では「東京低地河川活用推進協議会」を発足させ、関係自治体と連携し、船着場の舟運等平常時の一般開放に向けた検討を進めている。これまで本区の堀切菖蒲園船着場においても、国や他部局による一般開放に向けた社会実験、防災訓練を実施しており、今後、平常時の利活用に向けて関係機関、関係部局と連携した利用管理が必要である。

一方、市街地から離れた河川に面するという立地特性上、施設の周囲に人が少ないということもあり、いたずらと思われる転落防止柵の破損被害が発生している。堀切菖蒲園船着場では河川管理者が防犯カメラを設置し、区としても制札板を設けて注意喚起を行っており、マナー向上や犯罪防止のための取組みが今後も必要である。

③ 法令に基づく管理

船着場本来の機能が適切に維持され、平常時、災害時共に安全かつ円滑な運航ができるように、「葛飾区船着場条例」に基づき、使用の承認や禁止行為を定めている。

また、船着場は河川区域の占用許可を得て設置しており、その施設情報は河川管理者が台帳として管理することとなっている。河川現況台帳は、河川法第 12 条第 1 項及び第 2 項で規定されている法定台帳であり、台帳には河川の指定状況や河川管理施設、河川使用施設（占用工作物）等の情報の記載が義務付けられていることから、船着場についての必要な情報を河川管理者へ提供する必要がある。

公園や児童遊園と同様に点検結果等も含めて、船着場の施設情報の電子化や情報化等の検討を行い、この施設情報を活用しながら、河川管理者との協議を進め、協力しながら円滑に施設の補修や更新を行うことが、災害時にも使用される船着場の機能発揮に大きく関わってくる。



船着場の写真：堀切菖蒲園船着場（浮棧橋型）



船着場の写真：北沼公園船着場（岸壁型）

2.2.4 排水場

(1) 整備状況

下水道が完備されていない時代の本区では、かつての用水路が排水路となって下水道の役割を果たしており、これらの排水路の水を敏速に外へ吐き出す排水場を設置することとなった。

区内で最初に排水場が設置されたのは屈切排水場で、昭和14年（1939）に整備された。その後、終戦時までには6箇所ほど設置されたが、戦後の水害によりその増設が要望され、随時、増設あるいは拡張が行われ、一番多い時期は71箇所の排水場が設置されていた。

水路及び排水場は、家庭からの生活排水や雨水排水を排除する役割を永年担ってきたが、公共下水道の普及に伴いその施設機能が不用になったことから、水路については、順次埋め立てられ、その跡地は緑道やコミュニティ道路に生まれ変わり、排水場用地は公園や道路等、様々な用途に転用されることとなった。

現在は、表2-35のように3箇所が稼働し、その他3箇所は排水場の建屋は残っているが機能を停止している状況にある。

表2-35 排水場一覧

区分	名称	所在地	整備・改修年度
稼働中	第三新宿排水場	新宿1-1-13番	昭和40年度整備 平成15年度更新 (1号ポンプ) 平成9年度移設 (2号ポンプ)
	古谷排水場	金町4-25-14番	昭和46年度整備 平成30~31年度更新 (建物地上部、ポンプ)
	四ツ木橋排水場	四ツ木1-7-9番	昭和59年度整備 平成5年度移設 (緊急時水中ポンプ) 平成22年度更新 (1号、2号ポンプ)
機能停止	六方排水場	四ツ木3-4-36番	昭和55年度更新
	柴又排水場	柴又6-24-2番	昭和58年度更新
	東金町排水場	東金町7-27-2番	昭和58年度整備

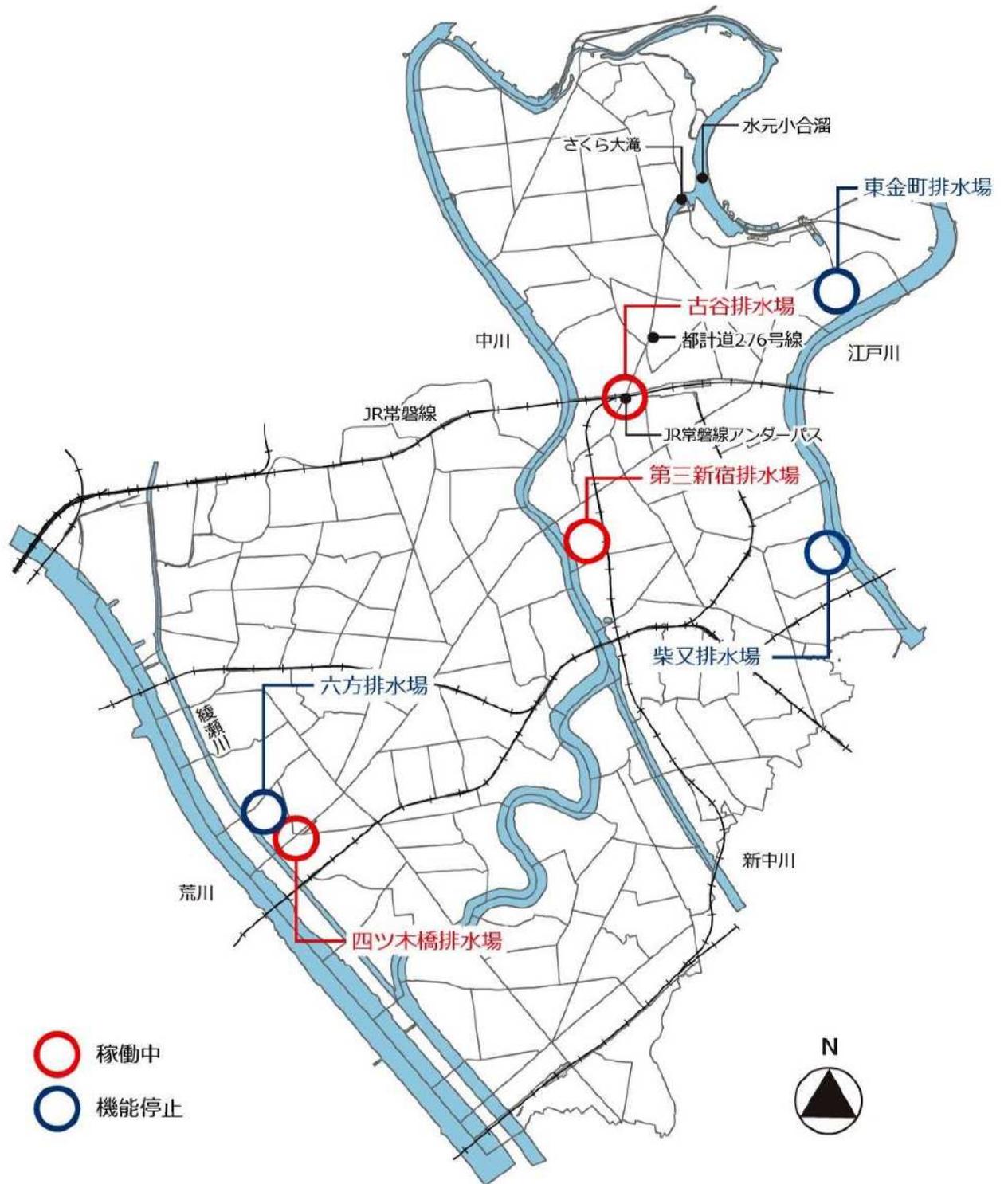


図2-16 排水場位置図

2.現況と課題

稼働中の排水場の概要を表 2-36 に整理した。

表 2-36 稼働中の排水場の概要

名称	構造	ポンプ編成・性能	機能
第三新宿排水場	上部：鉄骨鉄筋コンクリート造 下部：一部鉄筋コンクリート造 建築面積：147.28㎡	400mm 水中ポンプ×13.8 m ³ /分×7.1m×30kw×1台 400mm 水中ポンプ×18.0 m ³ /分×6.7m×30kw×1台	水元小合溜のオーバーフロー水、さくら大滝の洗浄水、都市計画道路補助第 276 号線の道路排水、古谷排水場からの排水を中川に排水
古谷排水場	地上部：コンクリートブロック造 地下部：鉄筋コンクリート造 建築面積：84.92㎡	150mm 水中ポンプ×3.0 m ³ /分×13.0m×11kw×2台	都市計画道路補助第 276 号線(JR 常磐線のアンダーパス)の道路排水と毎分 0.14 m ³ の不明水を上下之割用水に排水
四ツ木橋排水場	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 建築面積：226.42㎡	200mm 水中ポンプ×6.0 m ³ /分×6.9m×11kw×2台(常時) 150mm 水中ポンプ×3.0m ³ /分×6.8m×6w×1台(緊急時)	足立区内の花畑川から分水した用水を景観用水として親水施設で利用した後、流末処理水を綾瀬川に排水

改修時期の目安については、関連資料を基に算定し、排水場の建築物は60年とし、排水ポンプは30年とした。

建築物の耐用年数の算定

排水場の建築物の耐用年数については、葛飾区が定める「葛飾区公共施設等経営基本方針」等の建替時期に基づき、60年とした。

排水ポンプの耐用年数の算定

排水ポンプの耐用年数については、国（国税庁）が定める「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表」、国土交通省が定める「建築物のライフサイクルコスト」及び「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を参考に使用見込み期間を算定後その平均値を算定した。

なお、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を用いた理由としては、本施設及び類似する施設について予防保全型管理とした場合の延命期間の考え方が、他の資料等で示されていないためである。管理類型は、平常時の消耗部材等の交換を行いながら維持するので、事後保全型管理とした。

表 2-37 から施設ごとの使用見込み期間の合計を事例数で除して使用見込み期間とした。

$$\text{使用見込み期間} = 80 \text{ (総計)} \div 3 \text{ 事例} = 26.7 \text{ 年} \approx \underline{\underline{30 \text{ 年}}}$$

なお、本計画では使用見込み期間を耐用年数として用いる。

表 2-37 排水ポンプの使用見込み期間算定表

対象施設	耐用年数等参照元	分類/種別/施設名称	主要構造材	耐用年数	管理類型	使用見込み期間
排水ポンプ	国税庁	水道業用設備	金属造/鋼鉄製	18年	事後保全	30年
排水ポンプ	国土交通省	建築物のライフサイクルコスト/給排水/揚水ポンプ	金属造	15年	事後保全	20年
排水ポンプ	国土交通省	公園施設長寿命化計画/給水管	金属造	15年	事後保全	30年

稼働中の排水場のうち一番古い施設は第三新宿排水場で、建物は昭和40年度に整備され52年が経過し、数年後には建築物の耐用年数の目安である60年を超え、更新の時期を迎える。耐震基準を満たしていない当建築物については、平成31年度に耐震改修工事を予定している。また、排水ポンプについては、1号ポンプは平成15年度に更新され14年が経過、2号ポンプは平成2年度に他所で設置されたものを平成9年度に移設し、設置後27年が経過している。両ポンプとも耐用年数の目安である30年には至っていないが、2号ポンプは近い将来、更新時期の目安を迎える状況である。

2.現況と課題

古谷排水場は昭和45年度に整備され47年が経過し、建築物は耐用年数の目安である60年には至っていないが、排水ポンプは耐用年数の目安である30年を超えている。耐震基準を満たしていない当建築物については、平成30～31年度にかけ水中ポンプの更新とともに建物地上部の更新を行っている。

四ツ木橋排水場は昭和58年度に整備され34年が経過し、主要施設である建築物の耐用年数である60年には至っていない状況であり、排水ポンプも常時稼働のものは平成22年度に更新済みなので、修繕、補修を行いながら計画的な管理をしていく必要がある。

また、下水道施設の普及に伴い機能停止し、不用となった排水場については、計画的な撤去が必要である。柴又排水場は、隣接する民家の建替に併せて撤去する予定であり、東金町排水場は、平成30年度に撤去実施設計、平成31年度に撤去工事を予定しており、六方排水場は、土地、建物の所有者が東京都であり、現在は区が管理のみを行っている中で、今後の方向性は東京都と協議中である。

本区の排水場は、このように稼働中と機能停止の状態に区分される。このため、稼働中の排水場については、当面現状の機能を維持していくことになるので、引続き適正な運用と維持管理が求められる。一方、機能停止の状況にある排水場は、撤去に至るまでの間、施設の安全性の確保や財産処分等の検討、手続きが必要である。

(2) 維持管理状況

① 施設管理

本区では、機能停止の排水場を含み、すべての排水場の建物、柵等について、委託により巡回点検を実施しており、稼働排水場は週3回、機能停止排水場は週2回巡回点検を実施している。清掃はこの巡回点検の際に、排水場場内、構内及び河川占用区域を対象に実施している。また巡回点検のほか、委託により稼働排水場の排水ポンプ、電気設備、建築設備を対象に定期点検を実施している。

排水場は点検の基準がないが、河川施設の「排水機場」（河川水を河川へ排出する施設）に準じる施設と考えることができることから、平成30年3月に公表された「東京都堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検要領」及び「東京都堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検結果評価要領」を参考に、排水機場に準じた点検手法、点検頻度、結果評価、及び実施体制を検討し、台風等の豪雨時においても故障なく確実に機能し、十分な排水ができる状態を維持することが必要である。

表2-38のように平成24年度から平成29年度までの維持保全費の推移を見みると、平成29年度は設計委託費が計上されていることから3千万円を超えているが、各年の増減はあるものの概ね2.5千万円前後で推移している。

表2-38 排水場維持保全費

年度	決算額(円)
H24	24,205,587
H25	22,684,230
H26	28,042,172
H27	26,217,461
H28	25,455,844
H29	36,090,233

「河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)」（平成27年3月 国土交通省）によれば、排水機場は、設備が故障し機能を失った場合、区民の生命・財産並びに社会経済活動に重大な影響を及ぼす恐れのある施設であることから、レベルⅠ（最も影響度の大きい治水施設・設備）に位置づけられている。排水場も排水機場に準じる施設と考えられることから、その機能が失われないように、予備の排水ポンプの確保や計画的な修繕、更新を確実に実施していくことが重要である。

② 法令に基づく管理

排水場を適切に操作することで、気象又は水象による水位の調整を図るとともに、水災の発生を防止することを目的に「葛飾区排水場操作規程」では、特別警報等が発令された際の措置や排水場を良好に保つための点検の実施、排水場管理のために必要な事項を記録し、保存すること等が定められている。事務処理の円滑化や効率化のためにも公園や児童遊園と同様に点検結果等も含めて、排水場の施設情報の電子化や情報化等の検討を行うことが望ましい。

また、排水場の施設については、河川管理者等との協議を進め、協力しながら円滑に施設の補修や更新を行うことが水害対策として重要である。

河川区域内の占用工作物については、必要に応じて河川協議が発生することから、河川管理者と調整、協力しながら施設の更新や撤去等を実施していく必要がある。



排水場の写真：第三新宿排水場

3. 管理方針

3.1 公園

3.1.1 公園・建築物の改修時期の目安算定

これまでの改修計画は、老朽化した施設を改善するため、開園後25年[※]以上経過した公園を対象に改修工事を行ってきた。

※便益施設である便所(木造・合成樹脂)の処分制限期間24年を基準とした。

本計画では、公園の改修時期を定めた基準、規則等がないことから、公園の改修時期の目安を次のように設定した。

- ・遊具は安全管理が最も重要な公園施設であること、便所は一般的に広く利用される代表的な公園施設であることから、改修時期の目安とする公園の指標施設を遊具及び便所とした。
- ・「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(平成30年10月国土交通省)から遊具及び便所の使用見込み期間は、それぞれ36年、48年と算定される。
- ・今後、公園の管理は予防保全型管理を目標とするため、前記施設の使用見込み期間(36年、48年)の概ねの中間値である40年(※)を公園全体の改修時期の目安とした。
- ・建築物(RC造)の更新時期は、「葛飾区公共施設等経営基本方針」等に基づき、60年(※)を改修時期の目安とした。

表3-1 公園・建築物の改修時期目安算定表

対象	施設(主要部材)	管理類型	処分制限期間	使用見込み期間	改修時期目安(※)
公園	遊具(金属製)	予防保全型	15年	36年	40年
	便所(金属製)		30年	48年	
建築物	管理事務所等の建築物(RC造)	予防保全型	50年	60年	60年

※本計画では使用見込み期間を耐用年数として用いた。

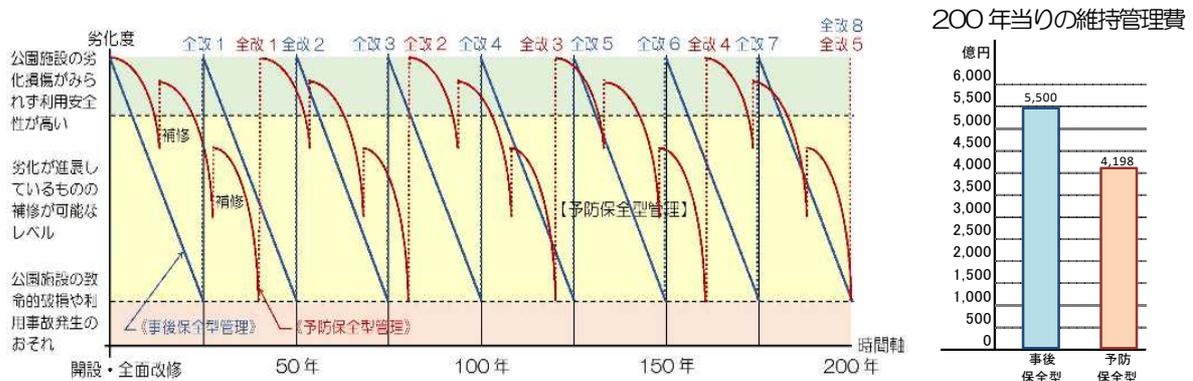


図3-1 長寿命化計画による公園の劣化予測イメージと改修時期

3.管理方針

3.1.2 ライフサイクルコストの比較

管理類型別の比較は以下のとおりである。ライフサイクルコスト比較における計画期間は200年とした。

- ① 事後保全型管理(施設更新)：施設が壊れたら取り換えることを繰り返す管理方法。
- ② 予防保全型管理：施設の予防保全(修繕・補修)を行い、長寿命化を図る管理方法。

これまでの検討に基づいて、事後保全型管理（施設更新）と予防保全型管理のライフサイクルコストを算出した結果、表3-2のように現行の事後保全型管理（施設更新）を実施するよりも、予防保全型管理に移行した方が、年間約6.5億円のコスト縮減が図られる見込みである。

表3-2 管理方法別公園ライフサイクルコストの比較 (単位:億円)

	管理方式	①事後保全型管理	②予防保全型管理
施設	項目	施設更新目安毎	改修目安40年
公園	施設更新費	3,380	
	維持保全費	2,120	2,120
	補修費		193
	改修費		1,885
計	200年当り	5,500	4,198
全公園・年当り維持管理費		27.5	21.0

※施設更新費は撤去処分費、工事費、諸経費、消費税込で計算

※施設更新費は、公園と児童遊園の合算額

3.1.3 総論

今回、計画の中で、公園の改修時期の目安を開園又は改修後 40 年と算定したことから、各公園を 40 年間持たせる維持管理を目標として公園施設の長寿命化（予防保全型管理）を図るものとする。

平成 30 年度に開園又は改修後 40 年を経過する公園は 83 園（都市公園・条例設置公園 13 園、児童遊園 70 園）であることから、これらの公園を改修の優先対象とする。

なお、公園におけるバリアフリーについては、平成 6 年度に東京都福祉のまちづくり条例、平成 18 年度にバリアフリー新法が制定され、公園においても必要なバリアフリー対策を講じることになっている。また遊具については、平成 14 年度に都市公園における遊具の安全確保に関する指針が示され、（一般社団法人）日本公園施設業協会策定の「遊具の安全に関する規準」に基づいて安全点検が実施されている。

平成 14 年度以前に開園し平成 14 年度以降に改修を行っていない公園（都市公園・条例設置公園 78 園、児童遊園 156 園）は、これらの基準等を満たしていない可能性が高いことから、バリアフリー対策等の改善を行う必要がある。

これらの公園は、今後の改修計画では、改修時期を迎えている公園と併せて改修を優先的に行う必要性があるものとして検討する。

老木や大径木化した樹木は、倒木や枝折れなどによる危険を回避するため、伐採や小型の樹種に植替えるなどを検討し、安全性を確保する。密植や樹木の生育による繁茂が原因で見通しが悪い公園は、防犯のため間引きや剪定により適切な視界を確保する。なお、公園全体の緑被は維持して緑の機能や効用の増進を図るものとする。

3.管理方針

「2.現況と課題」では、公園及び河川関連施設ともに、次のような課題が挙げられている。

①施設管理

- ・予防保全的な管理※の推進
- ・メンテナンスサイクルの確立
- ・コストの平準化

※「予防保全的な管理」⇒公園施設長寿命化計画策定指針（案）では、ベンチや水飲みなど、建築物や土木構造物に比べ、構造がシンプルで比較的安価な公園施設については、日常の維持保全を図りつつ、劣化損傷状況を見極めて施設を更新する事後保全型管理に類型するとしている。このように公園施設の長寿命化では、予防保全型管理のみならず、計画的に実施する事後保全型管理を併せて「予防保全的な管理」という。

②植物管理

- ・公園利用者のほか、公園周辺の第三者の安全の確保
- ・コストの平準化

③清掃

- ・コストの平準化

④運営管理

- ・区民ニーズへの対応
- ・利用促進

⑤法令管理

- ・メンテナンスサイクルの確立

これらの課題を解決するため、以下に管理方針を設定する。

3.1.4 施設管理

(1) 建築物

① 建築物の確実な定期点検の実施

建築基準法第 12 条では、建築物を適切に維持保全し安全性を確保するため、不特定多数が利用する建築物（特定建築物）、建築物に附属する防火設備、建築設備及び昇降機等の所有者・管理者に対し、専門の技術者（検査資格者）による調査・検査を定期的に実施し、特定行政庁に報告することが定められている（平成 28 年 6 月 1 日改正施行）。

このため、特定建築物に該当する公園内の建築物は法令に準じて、また該当しない建築物は「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に示されている簡易建築物用の健全度調査用チェックシートを参考に点検、現状把握を行い、工事履歴などの情報とともに「施設カルテ」に集約し、予防保全的な管理及び建築物全体の長寿命化に必要な修繕や維持管理に活用する。

参考資料：「特定建築物等の定期報告制度リーフレット（平成 30 年 2 月東京都都市整備局）」、「特殊建築物一覧（平成 28 年 6 月東京都都市整備局）」、「建築物チェックシート（簡易建築物）（公園施設長寿命化計画策定指針（案）参考資料集）」、「葛飾区公共施設等経営基本方針（平成 29 年 3 月 葛飾区）」

② 大規模修繕・更新の検討

本区では、「葛飾区区有建築物保全工事計画策定方針」に基づき「葛飾区区有建築物保全工事計画」を策定している。したがって、この計画に記載のある建築物については、「葛飾区区有建築物保全工事計画」に基づいて施設の計画的・予防的な修繕を実施し、施設の長寿命化と財政負担の平準化を図る。このため、経済性や効率性、安全性などに留意して維持管理・修繕を行うとともに、バリアフリーや省資源・省エネルギー、防災機能の強化にも配慮して、施設の適切な保全を図る。

静観亭、和楽亭については、「葛飾区公共施設等経営基本方針」等の中で、建築物系公共施設（飲食提供施設）として位置付けられており、必要な修繕を行いながら施設の長寿命化を図るとしている。また、劣化状況だけでなくこれまでの利用、運営状況を把握したうえで、予定されている関連事業との整合性にも配慮しつつ、人々の憩いの場等に活用されるような仕様を検討し、当面の大規模修繕の要否や更新を検討していく。

「葛飾区公共施設等経営基本方針」等で位置づけは無いものの、比較的規模の大きな建築物である、新宿交通公園、上千葉砂原公園、北沼公園の管理事務所や上千葉砂原公園の動物広場管理棟、倉庫及び動物園舎は、長寿命化を図りつつ必要な大規模修繕や更新を検討する。

3.管理方針

その他の便所等の建築物は、予防保全型管理として必要な修繕を行い施設の長寿命化を図りつつ更新を検討する。

建築物の耐震性については、昭和 55 年度以前の旧基準により建設された公園施設を対象に耐震診断を行い、構造不適合や危険性がある場合は、使用中止や更新を検討する。なお、昭和 56 年度以降に建設された建築物については、新基準に基づいているので耐震診断の必要はない。

参考資料：「葛飾区公共施設等経営基本方針」（平成 29 年 3 月 葛飾区）

(2) 工作物

① 安全規準に不適合な遊具の改修、更新

遊具の安全に関しては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」（平成 26 年 6 月 国土交通省）が公園管理者等に通知されており、遊具個々の具体的安全数値規準については、（一般社団法人）日本公園施設業協会策定の「遊具の安全に関する規準」（JPFA-SP-S:2014）に示されている。したがって、公園内の遊具の安全を確保するためには、同規準に基づいて定期的な安全点検を実施し、これに不適合な遊具については、特に劣化状況に着目した緊急度を設定して、速やかに使用禁止あるいは計画的な改修、更新といった必要な措置を行う。

遊具の劣化や破損は構成部材や使用頻度により異なるが、遊具の長寿命化とともに事故を未然に防止するため、「遊具の安全に関する規準」に示された主要部材の交換等の予防保全型管理を確実に実施する。

参考資料：「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」

② 施設の安全規準等への適合化

「公園施設の安全点検に係る指針(案)(平成 27 年 4 月国土交通省)」等を参考に、バリアフリーや転落防止柵の高さ不足等の安全規準への適合について現況を把握し、計画的に改修を行う。

安全・安心な公園利用を担保するために必要な施設の安全規準や設置基準については、個別の法令、基準が定められた建築物、遊具等を除き、次の規定の適用に配慮する。公園のバリアフリー化に関して、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂版」（平成 24 年 3 月 国土交通省）、また公園内での転落防止等を防護する柵類の基準について、「防護柵の設置基準・同解説」（平成 28 年 12 月改訂版 日本道路協会）に準拠しつつ、安全規準等への適合について現況を把握し、不適合な場合には緊急度に応じて計画的な改修や更新を検討する。

参考資料：「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂版」

③ 適切な点検項目別点検頻度の設定

日常点検については現在、原則週2回行っており、基本的に今後もこれを継続する。

公園を安全に安心して利用してもらうためには、施設の変状や異常を早期に発見し、必要な対策を講じることが求められるが、施設の劣化進行や破損は、構成部材や使用頻度により異なる。このため、巡視点検マニュアルや「公園施設の安全点検に係る指針(案)」(平成27年4月国土交通省)を参考に、本区の実状に応じた点検頻度や点検項目に改めて行く。

参考資料：「公園施設の安全点検に係る指針(案)」

④ 長寿命化計画の策定

公園施設の長寿命化については、安全・安心を確保しつつ、重点的、効率的な維持管理や更新を行うことを目的としており、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(平成30年10月国土交通省都市局公園緑地・景観課)において計画策定の内容や作成方法が示されている。指針案では、各施設をその規模や構造に応じて「事後保全型管理」及び「予防保全型管理」に類型し、「予防保全型管理」は必要な補修を定期的実施することで施設機能を維持しつつ長寿命化を図りライフサイクルコストの低減を図る。

本区においても公園施設長寿命化計画を策定してきたところであるが、未策定の公園について引き続き計画策定を進めるとともに、児童遊園についても長寿命化計画を策定することで予防保全的な管理を推進する。

参考資料：「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」

⑤ 公園管理システムの適切な運用方法の設定

既存の公園台帳データを、新たに導入するクラウドサービスによる公園台帳管理システムに移行し、運用することで業務の効率化を目指す。

本システムは、公園台帳情報のほか、各種の公園施設(建築物、工作物、設備、植栽等)のほか、占用、財産に関する情報を一元化するとともに、遊具点検や補修履歴、また苦情要望受付等に関する情報を併せて管理し、公園全般の管理の経過や全貌を的確かつ容易に把握できるようにする。

本システムを活用して公園を適切に管理するためには、情報の鮮度や的確性が強く求められるので、現場を管理する部署と台帳を管理する部署が支障なく情報共有し、連携可能な運用方法を定めることでシステムのメンテナンスサイクルを確立する。

⑥ 施設の安全点検の実施と維持管理計画の策定

国では平成 29 年度の都市公園法改正（施行法第十条の第二項三項、施行規則第三条の二第一項）により、安全性に係る施設の定期点検と修繕履歴の整理を遊具の安全点検を含めて義務化した。これを踏まえ、特に予防保全型管理の対象となる施設を中心に、本区で実施すべき定期的な安全点検の対象施設、頻度、点検内容及び点検結果、修繕履歴の記録方法等を定める。

建築物や設備等も含めた安全点検の結果を基に、適切かつ効率的な維持管理とコストの平準化を目的に、安全性の確保及び長寿命化のための補修、あるいは更新について、劣化状況に着目した緊急度を設定し、中・長期の維持管理計画を策定し適宜見直しを行う。

参考資料：「都市公園法運用指針（第 4 版）」「都市公園の管理基準について（法第 3 条の 2 関係）」（平成 30 年 3 月 国土交通省都市局）

⑦ 住民との協働の推進

本区での公園管理におけるこれまでの住民との協働については、住民要望に応じて管理内容や方法、助成等について個別に取り決めを行ってきた。国が推進している既存公園（ストック）の機能見直しや各公園が有するポテンシャルの積極的な利活用の観点から、周辺住民、自治町会、企業や地域団体等との協働による公園管理の内容や仕組みを検討し、住民参加を積極的に促進する取組みを進めることで地域にとって有用で必要な公園の形成を図る。

参考資料：「都市公園法改正のポイント」（平成 29 年 6 月 国土交通省都市局）

⑧ 利用実態に即した児童遊園の用途、機能の見直し

児童遊園は区条例に基づき児童の育成、体位向上を目的に設置されたが、近年の少子高齢化や区民ニーズの多様化に伴い、児童による利用率の減少や児童以外の世代による利用要望が見られるなど、児童遊園を取り巻く社会環境が大きく変化してきていることから、児童遊園の用途、機能などのあり方を検討する。このため、児童遊園の利用状況や配置特性等を勘案し、各児童遊園の今後のあり方に準じて、遊具の一部撤去、休養や軽運動に資する施設整備などを検討する。

本区では引続き必要な公園面積の確保が求められていることから、都市公園及び児童遊園に隣接した空地など土地取得の機会が生じた場合には積極的に取得し、周辺状況等を勘案した公園として整備していく。

(3) 設備

① 予防保全的な管理の推進

「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に基づいて各設備の管理類型を確定し、管理類型に応じた管理を推進する。

② 法定点検の的確な実施

法定点検の対象となる設備を把握し、実施方法、体制（有資格者）を定めて確実に実施する。建築物の設備については、建築基準法による定期点検報告対象施設を除き、関係法令（消防法、電気事業法、水道法等）に基づいた法定点検を実施する。

参考資料：「法定点検一覧表」（「官庁施設の法定点検整理表」を基に作成）

3.1.5 植物管理

(1) 樹木

① 樹木の点検・診断方法の設定

公園内の樹木管理については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（H29年9月 国土交通省）等を参考に、定期的な点検、診断方法を設定する。

② 公園管理マニュアルの見直し

本区の公園は、大きく一般公園、特色のある公園及び児童遊園に区分されることから、それぞれの公園の用途、機能に適合する植物管理水準を設定、前記指針案を基に本区の実状に応じて公園毎に適切な樹木管理の項目、内容、頻度を見直し区の公園管理マニュアルに反映する。

参考資料：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」

③ 機能や効用の増進、安全性、防犯性の確保

周辺住民の生活環境を向上させるため、計画的な樹木の剪定、病害虫防除、施肥、土壌改良等により樹木の生育環境を整える。

老木や大径木化した樹木は、小型の樹種や管理の手間がかかりにくい樹種への転換を検討し、安全性を確保する。

密植や手入れ不足が原因で公園外部からの見通しが悪くなっている公園は、防犯のため死角を作らないように、間引きや剪定により適切な密度を維持する。

公園全体の緑被は維持し、良好な景観形成や緑陰の確保等の緑の機能や効用の増進を図る。

(2) 草花

① 開園期間の見直し

植物公園は、一年を通じて楽しめる工夫を行い公園としての魅力向上を図るが、養生が必要な場合は期間、範囲を限定して利用規制を行う。

3.1.6 動物管理

(1) 飼育動物

① 上千葉砂原公園ふれあい動物広場

動物広場の運用、飼育する動物種や数は委託事業者任せられ、委託事業者は動物の健全な飼育に配慮し、動物固有の病原菌等対策については詳細な規定は無いものの、健康診断や感染症検査等を定期的実施するなど飼育上の安全の確保に留意する。

② 金魚展示場

金魚展示場は江戸前金魚の歴史や伝統を守るとともに、観光資源や学習の場として活用を図り、費用対効果の改善に努める。

展示場の運用、飼育は委託事業者任せ、金魚種や飼育数は区で検討し決定する。金魚の健全な飼育及び金魚固有の病気の発見や病原菌等の防疫については、詳細な規定は無いものの、委託事業者は飼育上の安全の確保に留意する。

参考資料：「展示動物の飼養及び保管に関する基準の解説」

3.1.7 清掃

(1) 清掃

① 利用状況の把握と実施頻度の設定(公園清掃)

今後も公園の用途、機能、利用状況を把握し、実状に応じた清掃内容を検討するなど、包括的に委託方法を検討する。

② 便所清掃

今後も施設毎の利用状況を把握し、実状に応じた清掃頻度を検討するなど、包括的に清掃業務の委託を検討する。

(2) ごみ処理・リサイクル

① 緑のリサイクルセンターの方向性の検討

緑のリサイクルセンターの敷地は道路用地であり、上空に小松橋陸橋が架橋されているが、小松橋補修工事のため平成31年度に撤去することになった。

現状では、臭気の問題があり堆肥化が図れていない。また敷地の関係で剪定枝葉の積置きやチップのストックが限られるなど事業効率の改善がしにくい状況にあり、撤去後は、現在地での再築ではなく、事業効率が上げられる場所への移転や方法について検討を進めることとする。

3.1.8 運営管理

① 多様なニーズへの対応

既に整備された公園を区の資産と捉え、官民連携も視野に入れるなど柔軟性のある管理運営を行うことで、区民の休養、散策、レクリエーションの場にとどまらない多様なニーズに応えることができる価値を発揮させていく。

児童遊園では利用ニーズの低い遊具等によりオープンスペースが確保できていない状況にあるので、住民要望を踏まえ身近な公園での休養・軽運動や住民活動ができる場に機能更新を図っていく。

② 公園情報の積極的な発信

特色のある公園など公園情報の積極的な発信を行っていくことが重要であり、区の公式ホームページを中心とした情報発信はもとより、SNS等多様なメディアによる情報発信を行うことで公園の利用を促進する。

③ 親水公園の活用方策の検討

親水公園は自然系や人工的要素が強く水遊びを主体としたものなど、それぞれに特徴を有しているので、自然環境・生態系の保全、まち中での潤いの創出、親水レクリエーションといった用途、機能を明確に位置付けることで、それぞれの維持管理方法、施設規模の見直しや休止期間中の利活用方法等、親水公園の今後のあり方について検討を行う。

④ 静観亭・和楽亭の利用促進

これまでの利用状況を把握し、実施可能な新たな用途、機能を付与することで、施設の魅力を高め利用促進を図る。

また、広報かつしか等を更に活用して、施設利用の促進を図る。

3.管理方針

参考資料：「葛飾区公共施設等経営基本方針」（平成 29 年 3 月 葛飾区）

3.1.9 法令管理

① 公園台帳

公園台帳管理システムを活用し、公園・児童遊園における管理施設の維持管理情報のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルを確立しながら維持管理の効率化を図る。

参考資料：「都市公園法第十七条」「都市公園法施行規則第十条」

3.2 大場川

3.2.1 施設管理

(1) 工作物

① 点検及び維持管理の実施

大場川で管理する工作物は管理柵と笠木込であり、「東京都堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検要領」及び「東京都堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検結果評価要領」に基づき点検及び評価を実施し、その結果に基づいた的確な維持管理を行う。

東京都と調整を図りながら、点検時期、具体的な点検方法等を設定する。また、客観的な評価を実施することができるよう評価基準を検討する。

参考資料:「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」(平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局)

:「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領」(平成29年3月 国土交通省 水管理・国土保全局)

3.2.2 植物管理

(1) 樹木

① 樹木の点検・診断方法の設定

三郷側のフェンス沿いと堤防両側に植えられているサクラ等の樹木が管理対象であり、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」、「往路樹診断マニュアル」(東京都)を参考に、定期的な点検による現況把握を行い、河川機能への支障の有無を確認する。

② 適切な樹木管理の実施

サクラは強風による倒木の恐れがあり、堤防損傷に繋がる危険性が潜んでいるが、サクラは伐採不適とされているので、樹木の生育や河川機能への支障があると判断された場合のみ適切な対策を実施する。

参考資料:「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」(平成29年9月 国土交通省)

:「往路樹診断マニュアル」(東京都)(平成26年度 東京都建設局公園緑地部)

3.管理方針

3.2.3 清掃

(1) 清掃

① 現況の把握と適正な頻度の設定

水面及び法面の現況を把握し、現状の清掃頻度（年 21 回）を基本としつつ、今後実状に応じて清掃内容等を見直す。

3.2.4 運営管理

① 自然保護区域として保全

中州は現在、自然保護区域としており、今後とも人為的活動を制限することで自然環境の保全に努める。

3.2.5 法令管理

① 河川台帳の整備

公園台帳管理システムを活用し、大場川における管理施設の維持管理情報のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルを確立しながら維持管理の効率化を図る。

3.3 水元小合溜

3.3.1 施設管理

(1) 建築物

① 建築物の確実な定期点検の実施

水元小合溜水質浄化センターについては、建築物を適切に維持保全し安全性を確保するため、公園内の規模の大きな建築物と同様に、建築基準法第 12 条ほか各種法令に準じて、専門の技術者（検査資格者）による調査・検査を定期的実施して現状把握を行い、工事履歴などの情報とともに「施設カルテ」に集約し、予防保全的な管理及び建築物全体の長寿命化に必要な修繕や維持管理に活用する。

② 大規模修繕・更新の検討

水元小合溜は、従来の取水先であった大場川の水質が改善されたことから、取水先の変更を含めた「河川環境改善計画」が策定されたことから、その計画を踏まえて管理方針を定める。

本区では、「葛飾区有建築物保全工事計画策定方針」に基づき「葛飾区有建築物保全工事計画」を策定している。水元小合溜水質浄化センターは、「葛飾区公共施設等経営基本方針」等の中で、建築物系公共施設として位置付けられており、施設の計画的・予防的な修繕を実施することで、長寿命化と財政負担の平準化を図る。このため、経済性や効率性、安全性などに留意して維持管理・修繕を行うとともに、バリアフリーや省資源・省エネルギー、防災機能の強化にも配慮して、施設の適切な保全を図る。

(2) 工作物

① 巡回点検の内容・頻度の設定

河川区域の巡回点検については、「東京都堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検要領」及び「東京都堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検結果評価要領」に基づき、内容、頻度を設定する。

② 中・長期的な視点に立った維持管理計画の策定

「河川環境改善計画」に基づき、建築物や設備等も含め各施設の適切かつ効率的な維持管理とコストの平準化を目標とした維持管理計画の策定を行う。

③ 改修費の平準化

施設の補修や更新、改修に関する内容や優先順位を検討し、具体的なスケジュールを

3.管理方針

設定する。

(3) 設備

① 予防保全的な管理の推進

「東京都堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検要領」及び「東京都堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検結果評価要領」に基づいて予防保全的な管理を推進する。

② 適切な定期点検の実施

それぞれの設備に応じた適切な点検項目・頻度を設定する。

③ 法定点検の的確な実施

法定点検の対象となる設備を把握し、実施方法、体制（専門業者に委託）を定めて的確に実施する。建築物の設備については、関係法令（消防法、電気事業法、水道法等）に基づいて法定点検を実施する。

3.3.2 植物管理

(1) 水生植物

① 適切な管理方法の設定

「河川環境改善計画」に基づいて、水生植物の適切な管理、保全の方法を設定する。

3.3.3 清掃

(1) 清掃

① 適切な実施頻度の設定

現在、水元小合溜の清掃は以下の頻度で行われているが、今後は施設の用途、機能、利用状況を把握し、実状に応じたメリハリのある清掃頻度を検討する。

② 便所清掃

今後も施設毎の利用状況を把握し、実状に応じた清掃頻度を検討するなど、包括的に清掃業務の委託を検討する。

3.3.4 運営管理

① 適切な利用管理

葛飾区水元公園地域活性化協議会が検討している水面利用のルールづくりや「準用河川水元小合溜における水面利用の要領」などを踏まえた適切な利用管理を行う。

3.3.5 法令管理

① 河川台帳・施設台帳の整備

公園台帳管理システムを活用し、水元小合溜における管理施設の維持管理情報のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルを確立しながら維持管理の効率化を図る。

3.4 船着場

3.4.1 施設管理

(1) 工作物

① 点検及び維持管理の実施

東京都が策定している「東京都堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道の点検要領」及び「東京都堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道の点検結果評価要領」に基づき点検及び評価を実施し、その結果を踏まえた的確な維持管理を行う。

国及び東京都と調整を図りながら、点検時期、具体的な点検方法等を設定する。また、客観的な評価を実施することができるよう評価基準を検討する。

② 予防保全型管理の推進

構造形式が異なる船着場毎に施設の修繕・補修計画を策定し、予防保全的な管理を推進する。

船着場のうち堀切菖蒲園船着場の管理対象は、浮棧橋（ポンツーン）である。

ポンツーンの使用見込み期間を36年^{*}とし、水に接することで生じる金属の腐食に対して、重防食塗装を定期的に施すことにより長寿命化を図るものとする。

堀切菖蒲園船着場以外は岸壁型であり、機能面の管理が主となるので、緊急時の利用に支障が生じないように、日常の点検管理を強化する。

岸壁型の管理対象となる防舷材は、緩衝機能が求められる資材で耐用年数は20～25年であることから、必要に応じて補修・更新を行う。

係船柱の使用見込み期間を45年^{*}とし、ポンツーンと同様に金属の腐食に対して、重防食塗装を定期的に施すことにより長寿命化を図るものとする。

※使用見込み期間は、国（国税庁）が定める「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表」から類似施設の耐用年数を引用し、公園施設長寿命化計画で用いる所要の係数を乗じて使用見込み期間を算定した。

参考資料：「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」（平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局）

：「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領 参考資料」（平成29年3月 国土交通省 水管理・国土保全局）

3.4.2 清掃

(1) 清掃

① 適切な実施頻度の設定

実状に応じたメリハリのある清掃頻度を検討する。

3.4.3 運営管理

① 認知度の向上

船着場は、防災施設として平常時に一般開放されていない施設も多く、認知度が低いことから、災害時の安全かつ確実な機能発揮のために、平常時の利活用に向けて関係機関、関係部局と連携した利用管理を行っていく。

3.4.4 法令管理

① 施設台帳の整備

公園台帳管理システムを活用し、船着場における管理施設の維持管理情報のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルを確立しながら維持管理の効率化を図る。

3.5 排水場

3.5.1 施設管理

(1) 建築物

① 建築物の確実な定期点検の実施

「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に示されている簡易建築物用の健全度調査用チェックシートを参考に、専門家による点検、現状把握を行い、工事履歴などの情報とともに「施設カルテ」に集約し、予防保全的な管理及び建築物全体の長寿命化に必要な修繕や維持管理に活用する。

② 改修費の平準化

本区では、「葛飾区有建築物保全工事計画」を策定していることから、建築物についてはこの計画に準じて、施設の計画的・予防的な修繕を実施し、施設の長寿命化と財政負担の平準化を図る。また、機能停止している施設については、構造的安全性を確保しつつ、適切な時期に建築物の解体・撤去を検討する。

排水場建屋の改修時期は、葛飾区が定める「葛飾区公共施設等経営基本方針」等の建替時期を踏まえ 60 年とする。

稼働中である第三新宿排水場は、平成 31 年度に建屋の耐震補強工事を行う。

四ツ木橋排水場は、平成 24 年度に行った耐震診断で指針の適合水準にあるとの診断を受けており、今後は、今以上の劣化を防止するための管理を推進する。

(2) 設備

① 法定点検及び維持管理の実施

排水設備については、東京都が策定している「東京都堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道の点検要領」及び「東京都堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道の点検結果評価要領」を参考に排水機場に準じた点検及び評価を実施し、その結果に基づいた的確な維持管理を行う。また、法定点検の対象となる設備を把握し、実施方法、体制（専門業者に委託）を定めて法定点検を実施する。建築物の設備については、関係法令（消防法、電気事業法、水道法等）に基づいて法定点検を実施する。

② 予防保全的な管理の推進

各設備の修繕・補修計画を策定し、予防保全型管理を推進する。

排水ポンプの使用見込み期間は、関連資料から 30 年とし、点検により必要に応じて

消耗材の交換を行うことで長寿命化を図るものとする。

3.5.2 清掃

(1) 清掃

① 適切な実施頻度の設定

排水場施設の清掃は、実状に応じた頻度を設定することにより、コスト縮減を図る。

3.5.3 法令管理

① 施設台帳の整備

公園台帳管理システムを活用し、排水場における管理施設の維持管理情報のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルを確立しながら維持管理の効率化を図る。

4. 管理計画

4.1 維持管理の対象・管理種別

公園及び河川関連施設の管理業務は、維持管理（ハード）と運営管理（ソフト）に大別されるが、計画では恒常的な財政措置が必要となる維持管理を中心に検討する。このため、管理方針を踏まえて今後実施される施設毎の維持管理の内容を整理し、必要な費用を算出する。

計画では、施設の更新・改築を『改修』（公園の全面改修、建築物の建替え）と称し、日常の点検・修繕等を『維持保全』とし、これらを総称して『維持管理』として扱う。

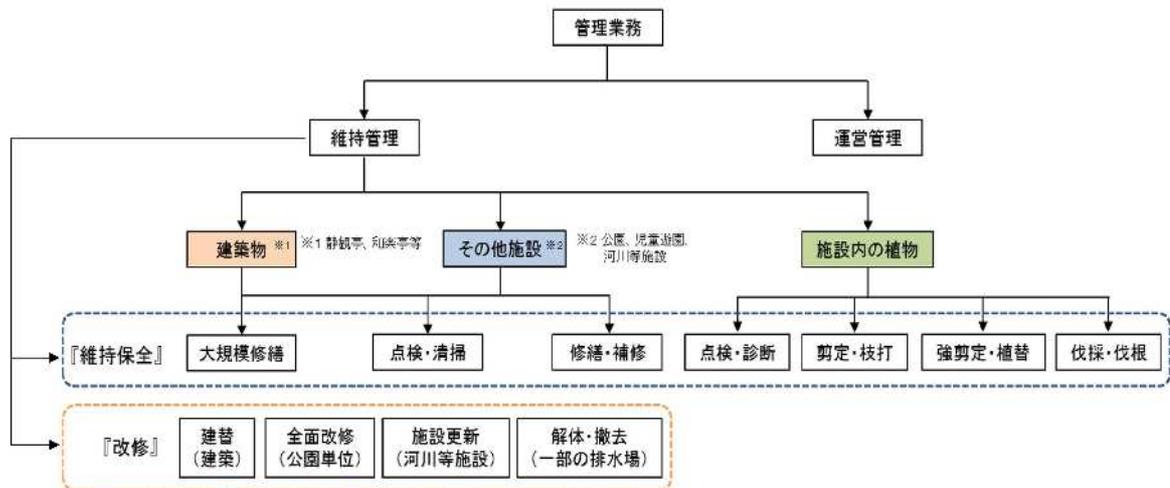


図 4-1 維持管理対象施設区分・管理種別

4.2 維持管理費算出の考え方

計画における維持管理費は、これまでの関連業務に係る実績額を基に次の考え方により算出する。

- ①計画期間は、維持管理費の大半を占める公園の改修時期の目安とした40年とし、これを公園のライフサイクルとすることで、期間中に全ての公園の全面改修を行う。
- ②計画起算年は、管理計画事業化の準備期間を考慮して2020年とし、2059年までの期間とする。
- ③改修費は、公園についてはこれまで実施された全面改修等の実績額を基に、公園区分毎に工事単価を設定し、各公園の面積を乗じて算出する。
- ④建築物は、一般の公園施設とは区別して、建物規模や構造等を考慮して改修費を算出する。
- ⑤河川等施設は、改修が必要な施設について個別に改修費を算出する。
- ⑥維持保全費は、各施設の平成24年度から平成29年度までの維持保全に係る実績額を平均し、点検費を加算して年度額を算出する。予防保全型管理のための補修費（建築物を除く）は、改修費の10%に設定する。

4.管理計画

4.3 改修費の算出

公園の工事単価は、公園の機能や性格に応じて整備水準が異なることから、公園区分毎の工事単価を次のように設定した。その他の施設の改修費は、必要に応じて個別に算出した。

表 4-1 公園区分毎の工事単価

公園区分	工事単価	公園区分	工事単価
一般公園	44,000 円/㎡	緑道公園	13,000 円/㎡
特色のある公園		河川敷公園	2,500 円/㎡
交通公園	52,000 円/㎡	防災活動拠点公園	51,000 円/㎡
親水公園	69,000 円/㎡	運動・広場系公園	22,000 円/㎡
植物公園	31,000 円/㎡	児童遊園	70,000 円/㎡

※工事単価は、既存施設の撤去処分、諸経費、消費税を含む

表 4-2 主要建築物の改修費

単位：千円

施設名	改修費	施設名	改修費
上千葉砂原公園管理棟	52,300	新小岩公園 和楽亭	281,400
堀切菖蒲園 静観亭	177,800	北沼公園管理棟	58,400
新宿交通公園管理棟	89,400	小菅東スポーツ公園管理棟	150,599

※算定方法：(延床面積×(30万円/㎡+解体処分2万円/㎡)) + 諸経費 25% + 消費税 10% ⇒ 「葛飾区公共施設等経営基本方針」に基づく

4.4 維持管理費の算出

維持管理費の算出にあたっては、以下のように段階的に維持管理費を積上げ、計画期間中の年度額や改修箇所数の平準化に努める。

(1) 維持管理費の算出方法

維持管理費算出のプロセスは以下のとおりである。

なお、河川等施設は、更新見込年度に改修費を計上するが、改修費が大きくなる場合は平準化を行う。

①平準化前

計画期間に改修時期を迎える公園の改修費を算出し、期間内の総コストを把握する。

②平準化後

公園改修費及び箇所数を調整しながら平準化を行う。

4.管理計画

(2) 維持管理費の算出結果

① 平準化前（改修費のみ）

計画初年度（2020年）に、開園又は改修後40年を経過する公園の改修費を計画期間の初年度に積み上げた結果、公園が15園、児童遊園が75園の計90園となり、初年度の改修費は約89億円となった。

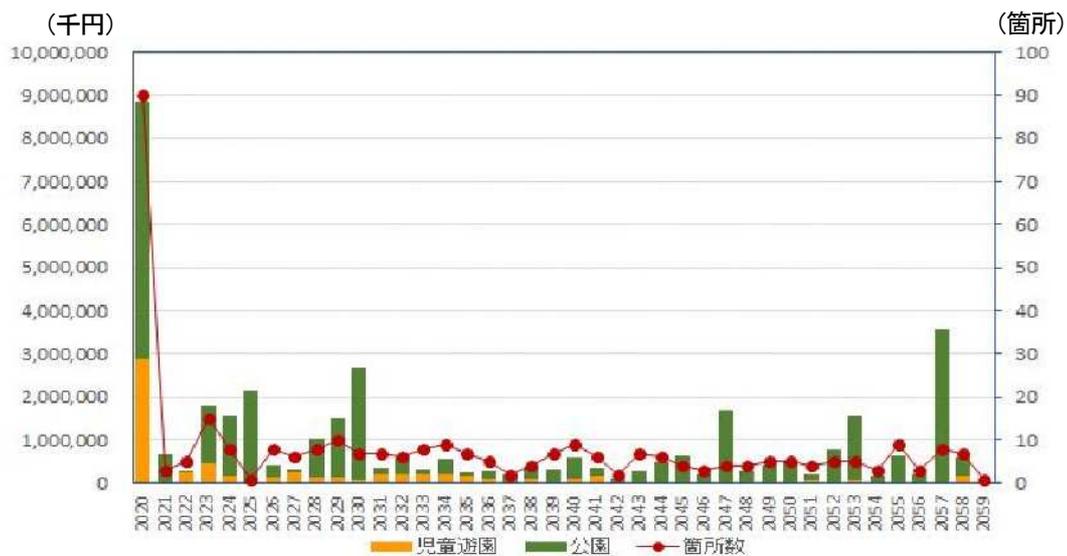


図4-2 公園改修費の平準化前（改修費のみ）

② 平準化後（改修費のみ）

①を基に、公園改修費及び公園改修箇所数を児童遊園、一般公園、特色のある公園についてバランスを調整しながら平準化した結果、毎年3～17園を改修することで改修費は平均約10億円となった。

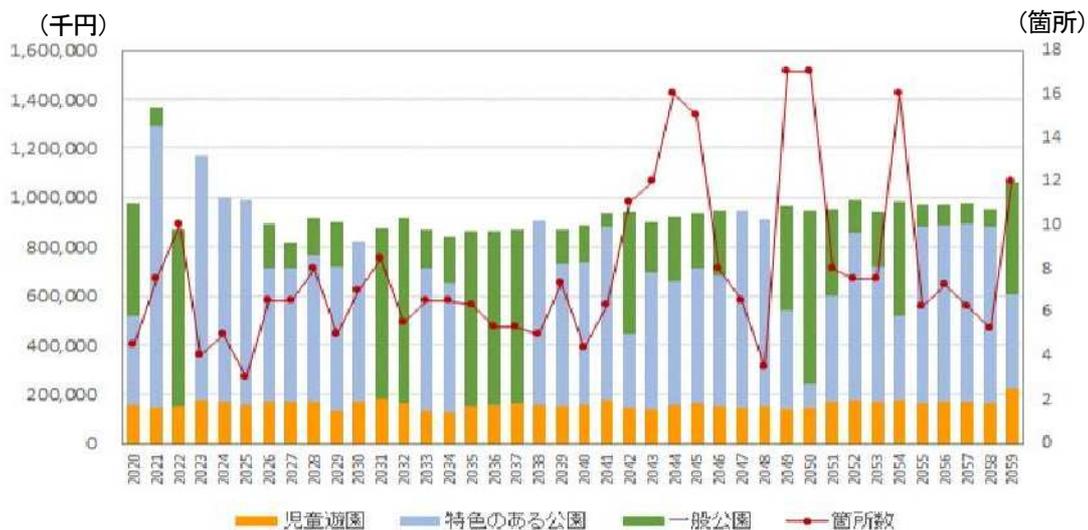


図4-3 公園改修費の平準化後（改修費のみ）

平準化により算出された計画期間における公園改修費に、建築物、緑のリサイクルセンター、金魚展示場、河川等の維持管理費を加えると、改修費が401億円、維持保全費は554億円であり、総額で955億円となった。

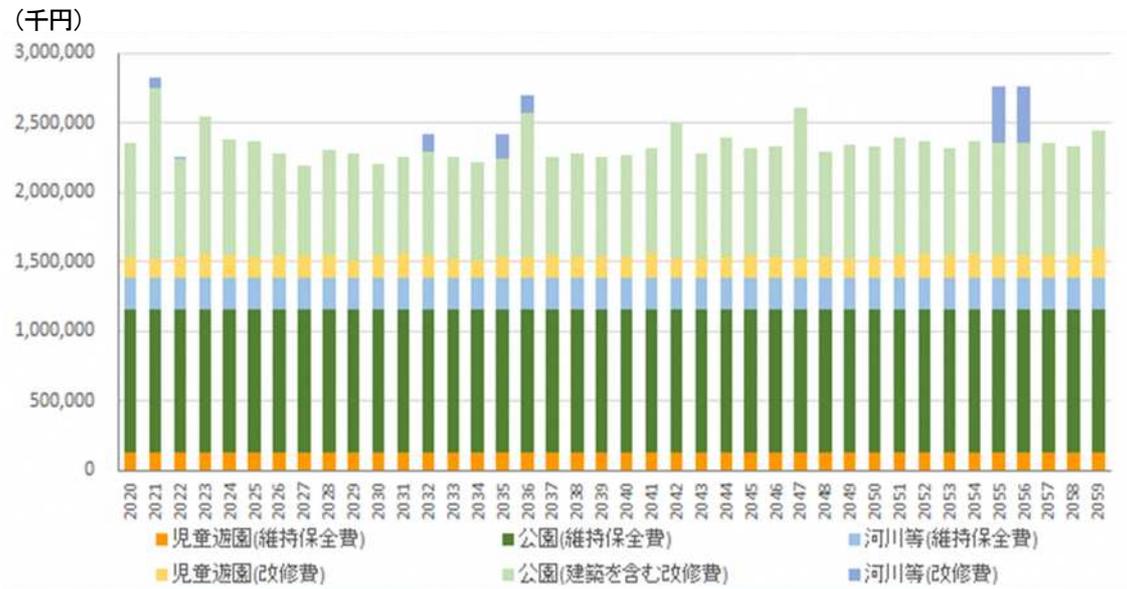


図4-4 総事業費の平準化後

表4-3 計画期間における維持管理費の内訳（40年当たり）

維持管理費						
955億円						
改修費				維持保全費		
401億円				554億円		
公園	建築物	児童遊園	河川等	公園	児童遊園	河川等
313億円	10億円	64億円	14億円	411億円	51億円	92億円

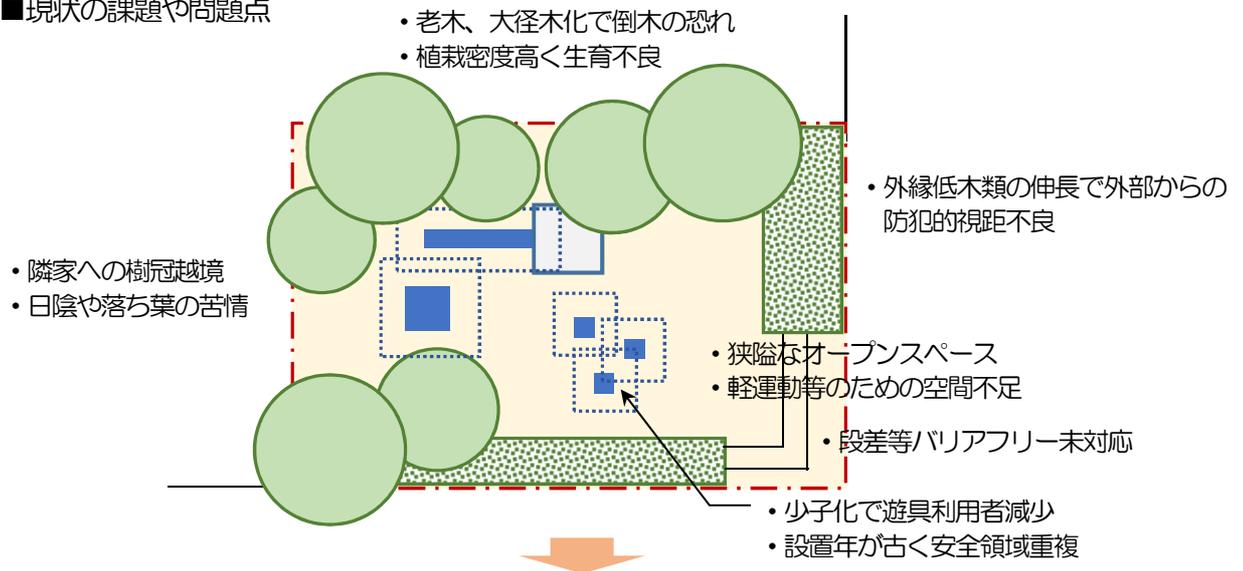
4.5 効率化の検討

これまで計画期間における維持管理費の平準化を図ってきたが、ここでは、既存公園はじめ新設公園を含め、公園機能の見直しや維持保全の合理化による総コストのさらなる圧縮を検討する。検討にあたっては、利用安全性の確保、公園利用の増進及び管理水準の低下の回避を念頭に置くものとする。

今後、新設公園の開園に伴い維持管理費が増加することから、計画の柱となる改修費及び維持保全費においてコストの圧縮をする必要があり、これらの対応策を総称して効率化の推進という。

効率化の推進イメージを図4-5に示す。

■現状の課題や問題点



■総コストの圧縮と期待される効果

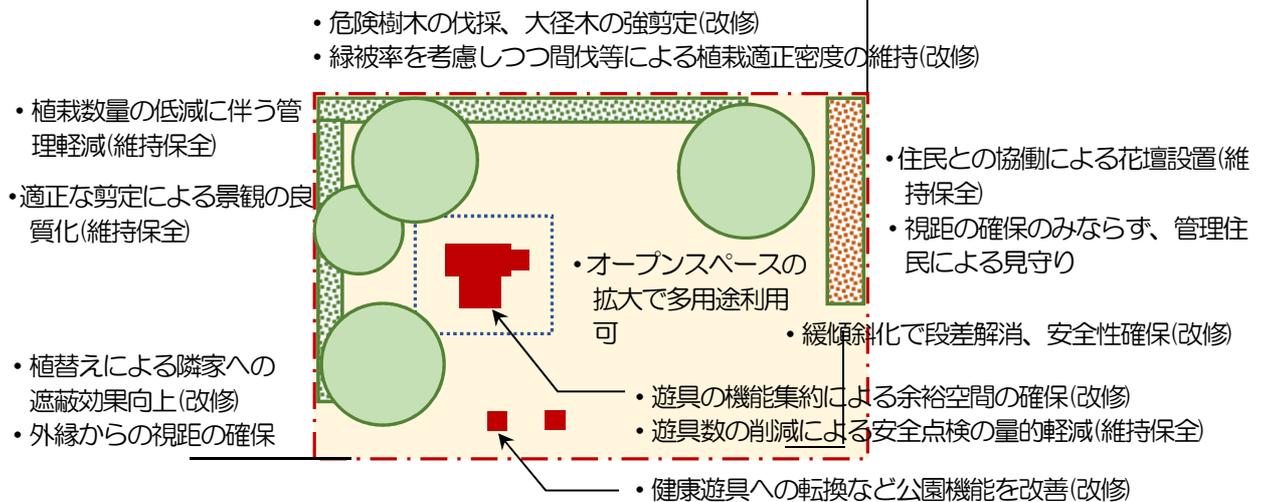


図4-5 効率化推進のイメージ

図4-5 で示した各種の効率化対応策を検討した。

維持保全費用約 554 億円のうち植物管理に係る費用は約 132 億円（全体の約 24%）を占めているため、植物の密度管理等を見直すことにより維持保全費の圧縮を図ることができる。

また、例として地理情報システム（GIS）を用いて、児童遊園と公園の配置状況から 250 m圏内の誘致圏の重複率を分析した。その結果、重複率が 100%のものは 163 園中 70 園（児童遊園全体の約 43%）となり、更に、この内、区内の子育て支援施設へのアンケート等をもとに、子育ての面などからニーズの高い児童遊園を除くと 59 園（児童遊園全体の約 36%）となった（図 4-6 参照）。この児童遊園（59 園）については、地域の年齢層等に応じた施設の見直し等によって、今後、更なる利用の促進の可能性が広がる。

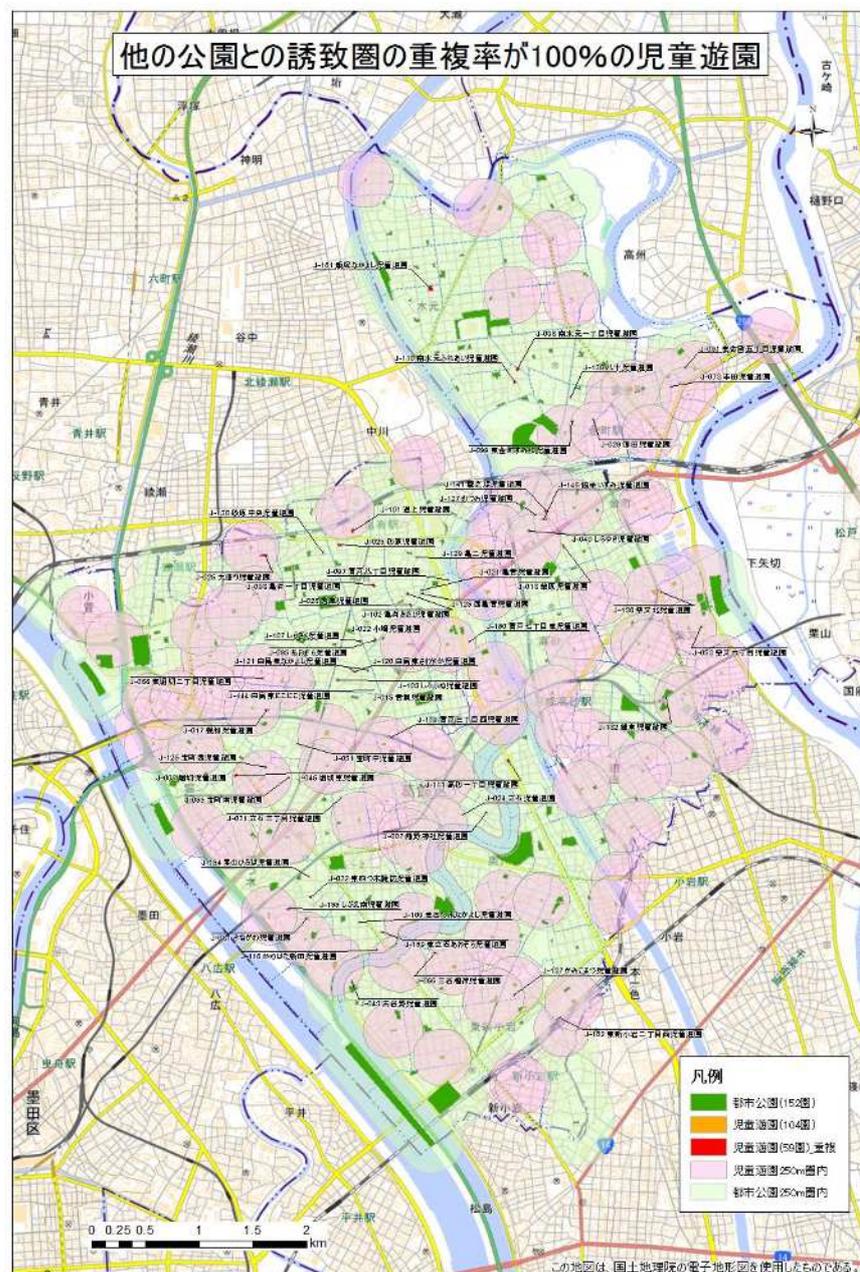


図 4-6 分析結果の児童遊園（引出し線箇所）

4.管理計画

図4-5で示した各種の効率化対応策を実施することで、改修費及び維持保全費の総額を1~2割程度圧縮することを目指すものとし、これらに配慮して今後の改修設計や維持管理計画を検討する(図4-7参照)。新設公園についても維持管理費の効率化を考えていく必要がある。新設公園の維持管理費用が増加していくことから総コストの圧縮は必要である。

また、効率化対応策実施の結果、維持管理総コストの圧縮のほか、次の効果が期待される。

- ・公園利用の総合的な安全性の確保
- ・公園の魅力向上による利用促進やストック効果の発現
- ・地域住民との協働による公園愛護の啓発、地域の防犯力の強化
- ・居住環境の改善や良好な景観形成による地域の質的価値の向上

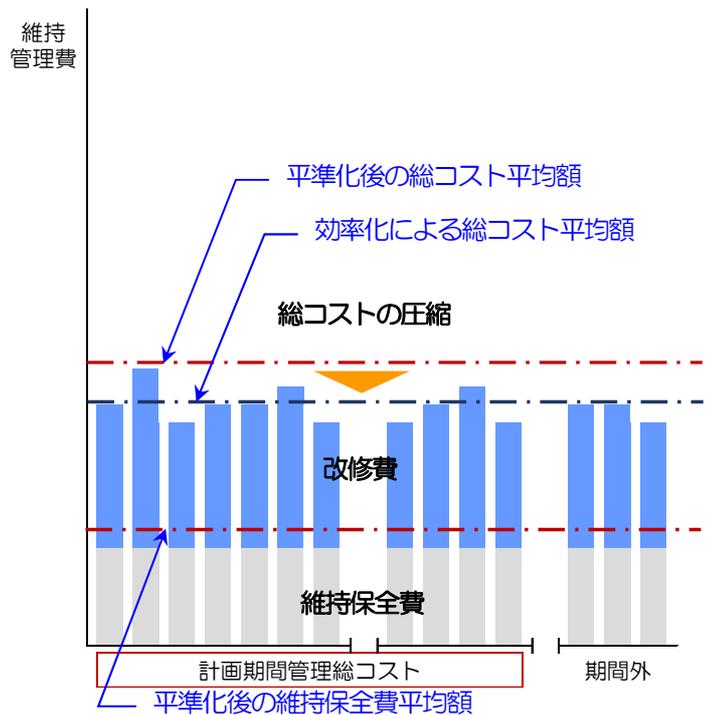


図4-7 効率化による総コスト圧縮

4.6 公園管理の目指す方向性

本計画の対象である公園及び河川関連施設のうち、公園については、平成 29 年度に都市公園法が改正され、社会の成熟化、区民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景に、これまでの緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージから、緑とオープンスペースが持つ多機能性を、

- ・都市のため（持続可能で魅力あふれる高質都市の形成など）
- ・地域のため（個性と活力ある都市づくりの実現など）
- ・区民のため（区民のクオリティ・オブ・ライフの向上など）

に最大限引き出すことを重視するステージに移行すべきとしている。

このステージで重視すべき観点は以下のとおりである。

観点 1：ストック効果をより高める

今あるものをどう活かすかという視点から、都市公園を活性化する。また必要に応じて再編、機能の見直しを行う。⇒公園管理者による資産運用

観点 2：民間との連携を加速する

公共の視点だけでモノをつくったり、発想したりせず、民間の参画を促進し、都市公園の魅力を向上させるよう工夫する。

観点 3：都市公園の管理・運営を柔軟に行う

画一的な都市公園の整備・管理は行わず、指定管理や面的な一括管理など、今後の管理方法を含めて地域に必要とされる財産として地域との協働等による管理を検討する。

5.資料編

5. 資料編

表5-1 都市公園

一連 番号	公園名	台帳 番号	分類	都市計 画施設	位置	面積 (㎡)	土地所有別	開園年月日
1	金町公園	1		街	柴又3-24-1	7,546.36	区	S25/10/01
2	亀有公園	2		街	亀有5-36-1	2,547.14	区	S25/10/01
3	上千葉公園	3		街	東堀切3-25-1	9,075.53	区・国	S25/10/01
4	青戸平和公園	4	近	近	青戸4-23-1	19,531.43	区	S25/10/01
5	渋江公園	5	近	近	東立石3-3-1	16,421.72	区	S27/04/01
6	新宿公園	6		街	高砂6-9-2	1,146.49	区	S28/04/01
7	お花茶屋公園	7		街	お花茶屋1-22-1	6,283.45	区	S30/03/01
8	堀切公園	8		街	堀切1-27-10	853.16	区	S33/05/26
9	砂原第一公園	9		街	西亀有4-15-8	1,648.07	区	S35/10/15
10	砂原第二公園	10		街	西亀有3-11-1	2,538.87	区	S35/10/15
11	白鳥公園	11			白鳥2-18-18	1,689.26	区	S36/05/06
12	袋橋公園	12		街	小菅4-15-1	2,344.62	区	S37/12/25
13	白鷺公園	13		街	小菅4-2-25	2,124.41	区	S39/10/05
14	藤塚東公園	14		街	西亀有3-16-1	1,991.15	区	S41/04/01
15	藤塚西公園	15		街	西亀有3-3-8	3,065.17	区	S41/04/01
16	中道公園	16		街	西亀有1-3-1	7,477.43	区	S41/04/01
17	高砂南公園	17			高砂4-1-7	3,495.11	区	S42/02/24
18	高砂北公園	18			高砂4-3-1	16,295.78	区	S42/02/24
19	上千葉砂原公園	19	近	近	西亀有1-27-1 西亀有1-18-8	20,982.03	区・都住・ 民	S43/04/01
20	稲荷公園	20		街	西亀有3-29-1	1,327.70	区	S43/04/01
21	上入公園	21		街	奥戸7-13-1	3,086.76	区	S43/10/12
22	南奥戸公園	22			奥戸5-14-1	2,943.90	区	S43/10/12
23	北沼公園	23		街	奥戸8-17-1	14,404.95	国・区	S43/12/06
24	新宿交通公園	27			新宿3-23-19	11,530.43	区	S44/07/17
25	四つ木公園	28			四つ木1-16-24	4,912.70	区	S45/04/01
26	青葉公園	29			堀切7-16-6	1,546.18	区	S46/04/01
27	篠原公園	30			四つ木4-13-3	2,084.94	区	S46/04/01
28	新中川通水記念公園	31			高砂1-27-1	1,285.51	国	S47/04/01
29	諏訪野公園	32		緑	高砂1-7-12	1,524.00	区	S47/12/08
30	会野公園	33			奥戸6-6-15	1,000.02	区	S48/04/02
31	西青戸公園	34			青戸8-16-8	2,383.18	区	S48/06/30
32	白鳥北公園	35			白鳥3-32-5	2,162.71	区	S48/06/30
33	三和公園	36		街	細田2-4-1	3,943.02	区	S48/06/30
34	前津公園	37			亀有2-51-8	1,193.62	区	S48/06/30
35	宝町公園	38			宝町2-8-2	2,006.76	区	S48/06/30
36	本田公園	39			立石3-4-13	793.56	区	S48/06/30
37	白鳥南公園	40			白鳥2-20-9	1,570.55	区	S49/03/16
38	上平井公園	41			西新小岩4-21-10	2,640.92	区	S50/04/01
39	堀切菖蒲園	42		街	堀切2-19-1	8,747.87	区	S50/04/01
40	梅本公園	44			立石2-29-1	1,155.18	区	S52/04/07
41	中川左岸緑道公園	45	道	緑	高砂1-26地先から 西新小岩5-1地先	31,164.49	国	S52/04/07
42	南奥戸第二公園	46			奥戸5-15-3	3,435.25	都住	S52/07/01
43	中川右岸緑道公園	47	道	緑	青戸2-20地先から 東四つ木1-1地先	24,364.16	国	S53/03/24
44	上小松公園	48			東新小岩3-12-4	1,186.43	区	S53/06/20

5.資料編

一連 番号	公園名	台帳 番号	分類	都市計 画施設	位置	面積 (㎡)	土地所有別	開園年月日
45	水元スポーツセンター公園	49	地	地	水元1-23-1	56,632.44	清掃一組・ 都環境局・ 区	S53/06/20
46	住吉公園	50			高砂7-18-13	997.37	区	S54/04/01
47	矢付公園	51			柴又1-38-8	811.25	都住	S54/07/16
48	砂原第三公園	52			亀有4-12-5	1,815.50	区	S55/04/01
49	堀切東公園	53			堀切3-31-18	940.27	区	S55/07/15
50	小菅三丁目公園	54			小菅3-6-21	1,600.00	都住	S56/06/30
51	松南公園	55			新小岩3-27-2	922.00	区	S56/10/01
52	西亀有せせらぎ公園	57	緑	緑	西亀有1-10-1地先	8,500.00	区	S56/10/01
53	東水元公園	58			東水元2-8-6	3,128.75	区	S57/04/01
54	上新記念公園	59			東水元5-11-1	1,007.39	区	S57/04/01
55	上千葉南公園	60			お花茶屋3-1-3	1,188.02	区	S57/04/01
56	東水元みどり公園	61			東水元1-7-19	2,005.00	区	S57/10/05
57	東新小岩二丁目公園	62			東新小岩2-10-1	1,417.78	民	S58/04/01
58	小松川境川親水公園	64	緑	緑	新小岩4-28地先から新小 岩3-28地先まで	3,554.63	区	S58/04/01
59	熊野公園	65			東水元5-40-7	1,859.95	区	S58/10/15
60	東四つ木公園	66			東四つ木4-41-11	1,629.52	区	S59/03/31
61	奥戸南汐公園	67			奥戸1-12-2	1,675.00	都住	S59/03/31
62	辻妻公園	68			東水元5-27-8	4,081.14	区	S59/10/09
63	西水元宮田公園	69			西水元5-3-11	2,530.30	都住・区	S59/10/09
64	新小岩公園	70	地	地	西新小岩1-1-3	47,484.68	区	S60/03/30
65	渋江東公園	71			東四つ木2-15-1	1,989.19	区	S60/03/30
66	高砂やちよ公園	73			高砂7-3-25	1,025.68	区	S60/03/30
67	柳田公園	74			お花茶屋3-16-6	1,066.13	都住	S60/03/30
68	奥戸ｽﾍﾟｰｽﾝﾀｰ公園	76	運	緑	奥戸7-17-1	48,503.00	区	S60/07/01
69	かわばた公園	77			東立石2-9-1	2,308.34	区	S61/04/01
70	奥戸しらさぎ公園	78			奥戸3-20-6	870.78	区	S61/04/01
71	白鳥東公園	79			白鳥4-5-19	821.06	区・国	S61/04/01
72	立石五丁目公園	80			立石5-10-9	1,667.41	区	S61/06/20
73	小菅めぐみ公園	81			小菅3-9-9	1,659.20	区	S62/03/20
74	亀有二丁目公園	82			亀有2-2-7	1,225.00	都住	S62/03/20
75	立石七丁目公園	84			立石7-12-4	1,250.67	区	S62/07/07
76	荒川小菅緑地公園	85	緑	緑	小菅1-2-1先	21,300.40	国	S62/07/07
77	葛西城址公園	86		街	青戸7-28-17	1,795.98	区	S63/04/01
78	みよし公園	87			南水元1-17-23	1,730.06	都住	S63/10/01
79	御殿山公園	88		街	青戸7-21-7	2,500.11	区	H01/03/11
80	西亀有なかよし公園	89			西亀有2-14-3	1,545.70	都住	H01/04/01
81	白鳥わかば公園	90			白鳥3-24-1	1,050.00	都住	H01/06/27
82	東金町四丁目平成公園	91			東金町4-35-1	1,680.00	都住	H01/06/27
83	鎌倉公園	92			鎌倉3-16-5、3-21-1、 3-22-1	8,657.99	区	H01/11/30
84	西井堀公園	93			奥戸4-4-19	1,800.01	区	H02/05/08
85	奥戸東公園	94			奥戸4-8-6	600.02	区	H02/05/08
86	曳舟川親水公園	95	緑	緑	亀有4-17地先～1地先、白 鳥3-32地先～白鳥2-1地 先、白鳥2-1-1、四つ 木5-25地先～4-25地先	31,520.57	区	H02/05/28
87	柴又公園	96	歴 緑	特 緑	柴又6-22-19、柴又6-23- 15から7-19-14まで、柴 又7-19-32	51,670.09	国・区	H03/04/01
88	木根川中央公園	97			東四つ木3-47-1	2,750.12	区	H03/04/01

一連 番号	公園名	台帳 番号	分類	都市計 画施設	位置	面積 (㎡)	土地所有別	開園年月日
89	こあい公園	98			東金町2-11-11	1,112.80	都住	H04/04/01
90	西水元つばき公園	99			西水元2-21-10	917.04	区	H05/04/01
91	すなおし公園	100		街	南水元4-15-11	1,183.20	区	H05/04/01
92	西井堀せせらぎパーク	101			東新小岩5-21地先から東 新小岩5-1地先まで	3,947.19	区	H06/10/15
93	奥四あおぞら公園	102			奥戸4-20-4	613.37	区	H06/11/18
94	はら公園	103			東立石4-31-1	1,003.09	区	H07/03/11
95	外谷汐入庭園	134			西新小岩3-42-3	1,027.86	区	H07/11/01
96	南水元中の橋公園	104			南水元4-13-23	859.18	区	H08/02/16
97	小菅万葉公園	105			小菅1-35-16	1,050.48	区・国	H08/04/01
98	いりや公園	106		街	水元4-4-1	949.15	区	H09/03/28
99	にいじゅくプレイパーク	107		街	新宿5-21-10	3095.87	区	H09/04/01
100	わかば公園	108		街	東金町5-23-6	2,606.33	区	H09/10/13
101	いいつか公園	109		街	南水元1-21-3	3,117.07	区	H10/04/01
102	堀切二丁目公園	110			堀切2-44-10	1,028.21	区	H11/04/01
103	細田公園	112		街	細田4-23-17	1,016.77	区・国	H11/04/01
104	四つ木四丁目公園	113			四つ木4-24-11	2,594.20	区・国	H12/03/31
105	はらひよこ公園	114		街	東立石4-19-7	406.10	区	H12/03/31
106	葛飾あらかわ水辺公園	115	緑	緑	西新小岩3-35~新小岩1-1 地先	65,158.42	国	H12/07/01
107	ゆうがお公園	116			西水元1-9-5	505.52	区	H12/03/31
108	金町二丁目ときわ公園	117		街	金町2-16-4	783.08	区	H12/03/31
109	いりや南公園	118		街	水元1-25-19	482.46	区	H12/03/31
110	亀有リリオパーク	119	広	特	亀有3-25-1	2,285.33	区	H12/10/01
111	西水元つばき公園	120		街	西水元4-10-19	800.17	区	H13/03/31
112	堀切水辺公園	121	緑	緑	堀切1-12地先から7番 地先まで	26,476.72	国	H13/03/31
113	東新小岩七丁目インテリパーク	122		街	東新小岩7-13-9	717.84	区・国	H13/03/31
114	水元飯塚公園	123			西水元1-12-3	1,705.79	区	H13/03/31
115	金町末広公園	124		街	金町5-10-9	1,075.16	区	H14/03/31
116	高砂七丁目公園	125		街	高砂7-8-13	2,320.67	区	H14/03/31
117	金町ときわ公園	126		街	金町1-23-7	988.96	区	H15/03/31
118	白鳥四丁目公園	127			白鳥4-16-4	1,028.77	区	H15/03/31
119	柴又二丁目公園	128		街	柴又2-14-8	909.89	区	H16/03/31
120	西水元三丁目公園	129		街	西水元3-36-23	1,041.10	区	H16/03/31
121	西水元五丁目公園	130		街	西水元5-14-13	763.89	区	H16/03/31
122	したて公園	131		街	東水元3-21-6	1,261.28	区	H16/03/31
123	西水元猿西公園	132		街	西水元3-18-20	582.81	区	H16/03/31
124	西水元こうだ公園	133		街	西水元3-14-7	1,332.48	区	H16/03/31
125	奥戸二丁目公園	135		街	奥戸2-31-10	1,823.36	区	H17/03/31
126	南綾瀬中央公園	136		街	堀切7-8-7	1,362.75	区	H17/03/31
127	奥戸フラワーパーク	137		街	奥戸9-15-16	2,026.20	区	H17/03/31
128	西新小岩公園	138		街	西新小岩3-26-6	3,375.78	区	H17/03/31
129	南水元けやき公園	139			南水元3-4-15	1,592.67	区	H17/03/31
130	浮洲公園	140			亀有3-49-2	1,529.91	区	H18/03/31
131	古隅田なかよし公園	141			亀有3-49-20	439.03	区	H18/03/31
132	西水元水辺の公園	142	緑	緑	西水元3-1地先から西水元 1-5地先まで	31,199.14	国・区	H19/03/31
133	細田三丁目せせらぎ公園	143		街	細田3-19-11	1,019.98	区	H19/12/01
134	東立石緑地公園	144	近	近 緑	東立石4-6-10	29,904.61	区・国	H20/03/31
135	本田第二公園	145			立石2-23-14	990.80	区	H20/03/31
136	東新小岩一丁目公園	146			東新小岩1-18-11	837.67	区	H20/11/01

5.資料編

一連 番号	公園名	台帳 番号	分類	都市計 画施設	位置	面積 (㎡)	土地所有別	開園年月日
137	白ゆり公園	147		街	水元5-5-20	1,998.77	区	H21/03/31
138	まんだら公園	148			鎌倉1-30-11	2,224.05	区	H21/03/31
139	新宿はなみずき公園	149			新宿6-8-1	1,717.75	都住	H21/12/01
140	亀有中川堤公園	150			亀有2-71-7	1,811.09	区	H23/03/31
141	四つ木つばさ公園	151			四つ木1-22-3	934.27	区	H25/03/30
142	葛飾にいじゅくみらい公園	152	総	総	新宿6-3-2 新宿6-3-20	71,309.44	区	H25/04/01
143	ほりきりん公園	153			堀切2-38-10	583.86	区	H28/03/01
144	飯塚平安第一公園	154			南水元1-3-6	1,005.69	国・区	H28/03/01
145	飯塚平安第二公園	155			南水元2-7-14	848.09	区	H28/03/31
146	西新小岩五丁目公園	156			西新小岩5-2-4 西新小岩5-7-7	3,931.44	区	H28/03/31
147	西水元つかのこし公園	157			西水元2-16-5	1,112.61	区	H30/02/01
148	協栄公園	158			新宿3-26-1	2,395.77	区	H30/02/01
149	青戸六丁目さくら公園	159		街	青戸6-41-8	2,244.44	区	H30/04/02

表 5-2 条例設置公園

一連 番号	公園名	台帳 番号	分類	位置	面積 (㎡)	土地所有別	開園年月日
1	小菅西公園	63		小菅1-2-1	22,030.16	都下水	S58/04/01
2	小菅東スポーツ公園	75		小菅3-1-1	37,350.97	都下水・区	S63/10/08
3	間栗公園	72		西新小岩2-1-4	2,699.03	都下水	H08/03/25

表5-3 児童遊園

一連 番号	児童遊園名	台帳 番号	位置	面積 (㎡)	土地所有別	開園年月日
1	下小松児童遊園	1	新小岩2-4-13	282.61	区	S25/04/01
2	柴又八幡神社児童遊園	2	柴又3-30-23	1,287.77	民	S25/04/01
3	金蓮院児童遊園	3	東金町3-23-13	199.21	民	S25/04/01
4	諏訪児童遊園	5	立石8-2-6	332.16	民	S26/04/01
5	白髭神社児童遊園	6	四つ木2-18-17	491.58	民	S26/04/01
6	高砂児童遊園	7	高砂2-30-16	264.46	区	S26/04/01
7	熊野神社児童遊園	8	立石8-44-31	396.69	民	S27/12/13
8	堀切児童遊園	9	堀切2-25-18	945.10	民	S28/03/20
9	白鷺児童遊園	10	東四つ木3-24-10	812.24	区	S31/04/01
10	新宿一丁目児童遊園	11	新宿1-2-3	1,160.00	都住	S33/04/01
11	金町駅北口児童遊園	12	東金町1-28-1	667.74	区	S34/12/24
12	さくら児童遊園	13	亀有5-59-8	138.18	区	S35/02/01
13	柴原児童遊園	14	金町1-10-9	840.25	都住	S35/02/01
14	南奥戸児童遊園	15	奥戸2-43-2	292.35	都住	S35/02/01
15	青葉児童遊園	16	青戸4-20-7	300.04	都住	S35/02/01
16	新道口児童遊園	17	白鳥4-19-10	1,087.25	都住	S35/02/01
17	親和児童遊園	18	東堀切1-14-25	866.11	都住	S35/02/01
18	桜道児童遊園	19	柴又4-5-8	472.27	都住	S35/04/05
19	みどり児童遊園	21	白鳥1-4-20	1,367.66	都住	S36/06/10
20	細田町児童遊園	22	細田3-17-18	379.63	区・民	S38/06/20
21	亀青児童遊園	24	亀有2-9-11	310.45	区	S39/07/01
22	小鳩児童遊園	25	亀有1-5-2	318.41	区	S39/07/01
23	双葉児童遊園	26	東堀切2-28-3	1,018.28	都住	S39/07/01
24	立石児童遊園	28	立石8-37-17	462.47	国	S39/07/01
25	砂原児童遊園	30	亀有4-24-11	966.60	都住	S39/10/05
26	大曲り児童遊園	31	西亀有2-41-10	803.47	都住	S39/12/28
27	町並児童遊園	32	新宿5-2-8	687.59	区	S40/07/01
28	若草児童遊園	33	亀有2-6-18	438.48	都住	S41/04/01
29	原田児童遊園	34	東金町2-21-10	618.00	都住	S41/04/01
30	西亀有児童遊園	36	西亀有2-37-1	464.19	都住	S41/04/01
31	こやの新児童遊園	37	堀切4-50-4	328.90	区	S41/07/01
32	堀切赤門児童遊園	38	堀切5-46-4	462.82	区	S41/12/26
33	東金町児童遊園	40	東金町1-33-20	188.56	区	S42/03/20
34	大池児童遊園	41	新宿2-15-9	315.03	区	S42/03/20
35	細田四丁目児童遊園	42	細田4-15-11	499.15	区	S42/03/20
36	上平井児童遊園	43	西新小岩4-33-2	1,027.48	区	S42/07/01
37	柴又第一児童遊園	44	柴又7-17-1	432.54	区	S43/04/01
38	堀切橋児童遊園	45	堀切4-26-1	357.14	都五建	S43/04/01
39	東立石児童遊園	46	東立石4-45-5	413.41	区	S43/10/12
40	しらゆき児童遊園	48	新宿4-25-2	656.90	都住	S44/04/01
41	梅田児童遊園	49	立石4-31-11	186.24	区	S44/04/01

5.資料編

一連 番号	児童遊園名	台帳 番号	位置	面積 (㎡)	土地所有別	開園年月日
42	ひばりが丘児童遊園	50	柴又5-29-20	330.72	区	S44/04/01
43	古谷野児童遊園	51	西新小岩5-3-15	421.74	区	S44/04/01
44	新宿四丁目児童遊園	52	新宿4-23-1	375.67	民	S44/10/01
45	堀切七丁目児童遊園	54	堀切7-30-7	537.51	区	S45/04/01
46	堀切東児童遊園	55	堀切1-39-14	634.71	区	S45/04/01
47	青戸南児童遊園	57	青戸2-15-2	454.10	民	S46/04/01
48	堀切四丁目児童遊園	58	堀切4-3-11	882.56	区	S46/04/01
49	小菅西児童遊園	59	小菅1-8-9	581.49	都下水	S46/06/25
50	小松橋児童遊園	60	新小岩4-37-2	389.87	区	S46/06/25
51	宝町中児童遊園	61	宝町2-27-10	352.00	都住	S46/10/20
52	住吉児童遊園	62	高砂8-7-7	604.93	区	S47/04/01
53	柴又六丁目児童遊園	63	柴又6-26-8	534.87	区	S47/04/01
54	須磨児童遊園	64	東新小岩8-20-15	1,080.03	区	S47/04/01
55	宝町南児童遊園	65	宝町1-18-7	330.60	区	S47/04/01
56	堀八児童遊園	66	堀切8-6-13	475.83	都住	S47/07/13
57	東金町四丁目児童遊園	67	東金町4-38-6	760.00	都住	S47/07/13
58	平和橋児童遊園	68	西新小岩5-15-1	815.79	都五建	S47/07/13
59	細田一丁目児童遊園	70	細田1-21-9	798.00	区	S47/10/02
60	鎌倉二丁目児童遊園	71	鎌倉2-2-8	327.00	区	S47/12/08
61	堀切加波良児童遊園	74	堀切6-30-7	503.78	区	S48/06/30
62	奥戸三丁目児童遊園	75	奥戸3-26-21	347.81	民	S48/10/01
63	高砂宮前児童遊園	76	高砂2-13-13	497.30	区	S48/12/13
64	東金町七丁目児童遊園	78	東金町7-2-3	334.73	区	S48/12/13
65	大向児童遊園	80	東金町8-17-13	673.22	区	S49/03/16
66	三谷稲荷児童遊園	81	東新小岩8-16-10	677.92	民	S49/03/16
67	未広児童遊園	82	金町4-22-1	265.13	区	S49/07/01
68	奥戸一丁目児童遊園	83	奥戸1-20-11	439.00	区	S49/10/01
69	内野橋児童遊園	84	新宿5-22-10	300.00	区	S49/12/20
70	細田東児童遊園	85	細田4-39-2	331.57	区	S49/12/20
71	立石三丁目児童遊園	86	立石3-10-2	178.52	区	S49/12/20
72	東四つ木諏訪児童遊園	89	東四つ木4-24-8	395.14	区	S50/07/09
73	半田児童遊園	93	東金町4-28-4	407.05	区	S50/10/07
74	亀田児童遊園	94	奥戸6-18-15	520.78	区	S51/03/23
75	高砂南児童遊園	95	高砂3-1-35	348.30	区	S51/03/23
76	立石一丁目児童遊園	96	立石1-21-6	512.67	区	S51/07/01
77	北野児童遊園	97	柴又2-4-6	307.91	区	S51/07/01
78	鎌倉東児童遊園	98	鎌倉4-28-18	573.43	民	S51/07/01
79	四つ木五丁目児童遊園	99	四つ木5-20-10	396.70	区	S51/12/27
80	堀切中央児童遊園	101	堀切2-40-6	345.88	区	S53/03/24
81	きねがわ児童遊園	102	東四つ木3-44-15	714.73	区	S53/06/20
82	川端南児童遊園	103	東立石1-23-9先	396.56	国	S53/10/20
83	上平井西児童遊園	104	西新小岩3-21-10	580.00	都住	S54/03/13
84	新小岩二丁目児童遊園	106	新小岩2-20-17	178.93	区	S54/07/16
85	堀切南児童遊園	107	堀切1-6-30	423.87	都下水	S54/07/16
86	こえど児童遊園	108	金町5-4-8	748.18	民	S54/07/16
87	上千葉香取児童遊園	109	堀切8-18-3	750.00	都住	S55/04/01

一連 番号	児童遊園名	台帳 番号	位置	面積 (㎡)	土地所有別	開園年月日
88	東堀切二丁目児童遊園	110	東堀切2-20-3	453.24	区	S55/07/15
89	吾妻児童遊園	111	西水元4-5-7	752.80	区	S55/07/15
90	東四つ木児童遊園	112	東四つ木3-6-11	264.45	区	S56/03/23
91	東金町五丁目児童遊園	113	東金町5-30-3	239.74	都住	S57/04/01
92	松原児童遊園	114	小菅1-27-2	379.16	区	S57/04/01
93	亀有一丁目児童遊園	115	亀有1-22-6	678.00	都住	S57/04/01
94	木根川東児童遊園	116	東四つ木1-4-16	1,379.99	都下水	S57/04/01
95	あおぞら児童遊園	117	亀有1-3-15	886.34	区	S57/10/05
96	青戸七丁目児童遊園	118	青戸7-16-8	859.30	区	S58/04/01
97	青戸八丁目児童遊園	119	青戸8-27-15	420.00	都住	S58/04/01
98	南水元一丁目児童遊園	120	南水元1-24-4	1,107.00	都住	S58/04/01
99	東金町すみれ児童遊園	121	東金町2-7-14	447.56	都住	S58/04/01
100	東新小岩四丁目児童遊園	122	東新小岩4-4-16	554.85	民	S58/04/01
101	道上児童遊園	123	亀有4-31-9	717.98	都住	S58/04/01
102	亀有あさひ児童遊園	124	亀有2-11-5	590.53	都住	S59/03/31
103	しろふね児童遊園	125	白鳥3-2-2	261.95	都住	S59/03/31
104	東金町いずみ児童遊園	126	東金町5-33-18	462.81	区	S59/03/31
105	こやのひまわり児童遊園	127	堀切4-42-6	681.99	区	S59/03/31
106	愛苑児童遊園	128	奥戸9-1-5	186.18	区	S59/03/31
107	しらぎく児童遊園	129	白鳥3-29-10	586.45	都住	S59/12/22
108	金町わかかさ児童遊園	130	金町3-12-8	563.07	区	S60/03/30
109	東四つ木なかよし児童遊園	131	東四つ木2-17-3	362.78	都住	S60/03/30
110	南水元ふれあい児童遊園	132	南水元1-25-7	848.96	都住	S60/03/30
111	高砂一丁目児童遊園	133	高砂1-20-13	863.90	都五建	S61/04/01
112	新宿五丁目児童遊園	135	新宿5-18-5	153.16	区	S61/04/01
113	水元三丁目児童遊園	136	水元3-5-21	814.06	民	S61/10/07
114	半田ふじみ児童遊園	138	東金町4-30-3	713.63	区	S62/07/07
115	青戸三丁目東児童遊園	139	青戸3-22-23先	534.69	民	S62/07/07
116	立石六丁目児童遊園	140	立石6-35-13先	534.50	民	S62/07/07
117	東水元三丁目児童遊園	141	東水元3-12-3	462.73	区	S62/07/07
118	かわばた新田児童遊園	142	東四つ木2-4-20	353.46	区・国	S62/07/07
119	青戸三丁目西児童遊園	144	青戸3-10-11先	1,778.43	民	S62/12/08
120	白鳥東さわやか児童遊園	145	白鳥3-17-3	561.65	区	S63/09/28
121	白鳥東なかよし児童遊園	146	白鳥3-20-8	413.16	区	S63/09/28
122	柴又とまり木児童遊園	151	柴又6-10-15	407.40	区	H01/04/01
123	みんなのひろば児童遊園	152	鎌倉2-31-1	475.00	都住	H02/04/01
124	四つ木三丁目児童遊園	153	四つ木3-6-10	332.92	区	H02/04/16
125	西亀青児童遊園	154	青戸8-11-5	310.00	区	H02/06/30
126	宝町西児童遊園	156	宝町1-15-8	389.93	区	H03/04/01
127	むつみ児童遊園	157	金町4-3-4	207.27	都住	H03/04/01
128	柴又四丁目児童遊園	158	柴又4-14-6	245.16	都住	H03/04/01
129	亀二児童遊園	161	亀有2-42-3	244.00	都住	H04/04/01
130	砂原中央児童遊園	162	西亀有3-40-1	281.78	都住	H04/04/01
131	大場川児童遊園	163	西水元6-22-4先	1,250.19	国	H04/03/18
132	鎌倉児童遊園	164	鎌倉3-21-2	2,236.55	民	H04/04/01
133	柴又七丁目児童遊園	165	柴又7-11-7	902.54	区	H05/04/01

5.資料編

一連 番号	児童遊園名	台帳 番号	位置	面積 (㎡)	土地所有別	開園年月日
134	立石かんすけ児童遊園	166	立石8-28-2	307.70	区・国	H05/04/01
135	西亀有四丁目児童遊園	167	西亀有4-24-5	280.63	都住	H05/04/01
136	八十児童遊園	168	東金町2-9-9	798.58	都住	H05/04/01
137	かみこまつ児童遊園	169	東新小岩4-3-14	403.05	区	H06/03/10
138	柴又北児童遊園	170	柴又7-5-4	394.96	都住	H07/02/03
139	東金町亀が岡児童遊園	171	東金町2-5-8	387.03	都住	H07/02/17
140	つくし児童遊園	172	東金町2-31-11	351.20	都住	H07/02/17
141	鷹之堤児童遊園	173	金町4-11-16	694.94	都住	H07/02/17
142	小合上町児童遊園	174	東水元4-4-7	895.30	区	H07/03/24
143	新柴又児童遊園	175	柴又5-30-4先	391.70	民	H07/04/08
144	白鳥東にここ児童遊園	176	白鳥3-7-4	196.61	都住	H07/10/01
145	宝町一丁目児童遊園	177	宝町1-4-1	407.17	区	H07/10/01
146	協栄いずみ児童遊園	178	金町4-12-16	862.38	都住	H07/12/20
147	東堀切一丁目児童遊園	180	東堀切1-11-10	388.06	都住	H08/06/03
148	ほんでんなかよし児童遊園	181	立石3-20-2	492.18	区	H08/12/27
149	鎌倉北児童遊園	182	鎌倉3-28-15	541.96	都住	H09/01/08
150	青戸南自然の広場	183	青戸6-31-4	636.16	区・国	H10/04/01
151	東新小岩二丁目東児童遊園	185	東新小岩2-6-14	400.00	区	H12/12/15
152	東新小岩二丁目西児童遊園	186	東新小岩2-1-10	223.40	区	H12/12/15
153	西井堀橋児童遊園	187	東新小岩6-21-2	900.23	民	H13/03/31
154	星のひろば児童遊園	188	東四つ木4-40-6	319.16	区	H13/12/25
155	中原児童遊園	189	立石6-7-3	524.45	都住	H14/02/18
156	しぶえ南児童遊園	190	東四つ木3-34-15	779.14	区	H14/03/31
157	小谷野しょうぶ児童遊園	191	堀切4-60-12	747.39	区	H14/03/31
158	かまくらいなり児童遊園	192	鎌倉3-28-4	236.40	区	H15/01/29
159	東立石あおぞら児童遊園	193	東立石1-5-7	537.97	区	H16/01/01
160	青戸七丁目東児童遊園	194	青戸7-30-7	187.91	区	H16/03/31
161	飯塚なかよし児童遊園	195	西水元 1-25-1	2,041.82	区	H18/12/18
162	さつき児童遊園	196	東堀切2-17-1	560.85	都住	H23/05/01
163	青戸六丁目つばさ児童遊園	197	青戸6-40	625.03	区	H30/03/31

表 5-4 船着場

番号	名称	位置	土地所有者	開放年月日
1	葛飾区堀切菖蒲園船着場	堀切1-12 先	国	H12/06/01
2	葛飾区柴又公園船着場	柴又7-19 先	国	H12/08/01
3	葛飾区東立石緑地公園船着場	東立石 4	国	H28/04/01
4	葛飾区北沼公園船着場	奥戸8-17先	国	H28/04/01
5	葛飾区奥戸総合スポーツセンター船着場	奥戸7-17先	国	R01/07/29

葛飾区公園・河川等総合管理計画

令和元年8月改定

発行・編集：葛飾区都市整備部公園課

〒124-0012

東京都葛飾区立石 6-9-1

TEL 03 (3695) 8380